

－ ま え が き －

長引く経済の低迷により自治体を取り巻く環境はますます厳しいものとなっています。また、地方分権が進展する中、自治体には国から自立し、個性豊かな地域社会を自ら形成していくことが求められています。こうした時代の要請に対応していくためには、自治体職員一人ひとりが、地域の課題を正しく理解し、調査・分析する力や、独自の政策を立案、実践していく力を身につけなければなりません。さらに、組織の枠を超えた広範で多様な人的ネットワークを築き、他の自治体との情報交流や連携を強化することも求められています。

当センターでは、自治体の政策課題の解決及び自治体職員の政策形成能力の向上を図るため、これまでも県と市町村職員が共同で県内の共通課題を調査研究し、政策提言を目指す共同政策研究を実施してまいりました。こうした取組に加え、平成13年度からは、自治の現場における具体的な政策課題をテーマに、より実践性の高い政策提言をめざす「特定課題研究」を開始しました。本報告書は、川越市との連携のもとに、地方分権時代の新税のあり方をテーマに、約半年をかけて研究した成果をとりまとめたものです。

本研究では、財政問題の解決のみならず、行政課題を解決するための税という視点から新税の導入にあたってのポイントを研究したものです。今後、各自治体における検討に際して、ご活用いただければ幸いです。

最後に、この研究活動に快く職員を派遣してくださった川越市ならびに県関係各課所の皆様をはじめ、資料の提供等にご協力いただいた関係各位に心から感謝申し上げます。

平成15年3月

彩の国さいたま人づくり広域連合
自治人材開発センター所長 服部 史子

目 次

はじめに	．．．．． P 3
第1部 概説 独自課税	
第1章 政策実現のための独自課税	．．．．． P 7
第2章 なぜ今、独自課税なのか	．．．．． P 11
第3章 先進的な独自課税の事例について	．．．．． P 16
第4章 税の体系と種類	．．．．． P 30
第5章 独自課税チェックシート	．．．．． P 41
第2部 小説 独自課税	
1 ペット税	．．．．． P 55
2 子育て支援のための独自課税	．．．．． P 67
3 地下水利用税	．．．．． P 85
4 家屋解体税・産業廃棄物保管税	．．．．． P 109
おわりに ～政策税務への道しるべ～	．．．．． P 127
主要参考文献	．．．．． P 129
研究員名簿	．．．．． P 131

はじめに

私たちは、昨年9月に自治人材開発センターに招集され、「分権時代の新税のあり方」を平成14年度政策課題共同研究のテーマとして研究することとなった。

それからの6カ月間、現在の地方税制度の仕組みや地方分権による新しい動きなどについて、資料収集や調査、研究を進めるとともに、法定外目的税など、いわゆる独自課税に関して積極的な取り組みを進めている地方公共団体（東京都、神奈川県、三重県、滋賀県、岐阜県、横浜市、京都市）を視察し、独自課税創設までにいたる担当者の頑張りに触れてきた。

そこから見てきたことは、「私たちが今まで慣れ親しんできた行政システム、特に縦割り組織での仕事の仕方、考え方では、これからの時代は乗り越えられそうにない」ということであった。

視察先で担当者の話を聞いて分かったことは、事業担当者と税務担当者の緊密な連携があってこそ、住民に納得できる仕組みとして独自課税が立案されること、税という形での新たな負担とそこから導き出されるであろう成果とが、しっかりと関連づけられてこそ、成功に結びつけられるということであった。

そして、「出口から見た入口」をコンセプトとして私たちの研究の中心に据えることとなった。これは、財源の出口つまり歳出予算として執行される事業と、その財源の入口となる税収とを結びつけて考えることの重要性である。

地方分権推進一括法によって、地方自治は新たな時代を迎えた。地方税制度においては、法定外目的税の新設をはじめとして、地方公共団体がそれぞれの意思によって財源を確保し、独自の施策を展開することができることとなった。

そこには、「自己責任」の原則に基づく、自主財源の確保、課税自主権の尊重ということばが示しているとおおり、これからの地方公共団体の役割の重さが現れている。

この報告書の特徴は2部構成であること

この研究報告書では、まず第1部として、既存の税体系や地方分権の一環としての地方税制度の改革や独自課税創設への取組みを紹介している。また、チェックシートとして、問題点の抽出から独自課税立案までの過程において注意すべき、また、解決すべきポイントをピックアップしている。

そして第2部では、私たちが議論を重ねる中で感じ始めたこれからの地方行政の役割を「新税のシミュレーション」という形でまとめている。

これは、事業担当者と税務担当者とは“プロジェクトt a X”として、さまざまに議論、共同作業を積み重ねていく中で形成されていく政策としての事業と課税の仕組みを提言するものである。

この報告書が、読んでくださる皆さんのお仕事の中で、独自な施策へのヒントとしてお役に立てれば幸いである。

第 1 部

概説 独自課税

第1章 政策実現のための独自課税

1 「独自課税で“こんなこと”ができる！」

そんなことを突然言われても、「なんだよ？」って思われるかもしれません。こんなこと言ってる私たち自身、長い議論の末にやっとたどりついたことばなんですから。

役所の中で長い間仕事をしていますと、自分の担当する事務のちっぽけな守備範囲の中だけで考え、判断することがあたりまえになってしまうことが往々にしてあります（もちろん、ピッチャーやりながらレフトのバックアップをしている人もいますが）。

事業部門から見れば、「新規事業のために予算を確保しろ！」という号令はあっても、それは歳出予算を要求し、確保することであって、国や県の補助金など依存財源をあてにすることはあっても、それ以外の歳入、例えば「負担金」とか「手数料」などという歳入のことに思い至ることはあまりないのではないのでしょうか。もし、予算がつきそうになかったら、新規事業に取り組む意欲さえ喪失してしまうかもしれません（言いすぎかな？）。

逆に、税務職員にすれば、住民に負担していただいた税金を何のために使うのか、一般的な説明以外に、“私たちの町が何を重要な施策と位置付けて予算を配分し、事業に取り組んでいるのか”何にも知らない、住民に説明できないということもありえます。

窓口で「おまえら、人から集めた税金を一体何に使っているんだ？無駄なことやってるんじゃないだろうな！」というご指摘は、よく耳にすることですが、そのときに、「我が県では、今年度の事業としてこういうことを取り組んでいて、この町の皆さんにも喜んでいただけるよう頑張っているんです！」なんて、胸を張って言えるのでしょうか。

「事業のことは門外漢だからよくわかんないし、説明して間違ったら、またおこられちゃうから、まいったな。」なんて思っていないのでしょうか。

あげくの果てに、「日本国民は憲法によって納税義務を負うことになっているんです。」なんて言い方になっていないのでしょうか。たとえ正しく事務を執行していたとしても、説明責任と情報公開は私たちに課せられた義務ですから、何を根拠としてこういう結果が導き出されるのか、明確に説明し、理解を得るよう努めなければなりません。

役所の外から見てみると、「役所の職員は、自分の仕事以外なんにもわからないんだから。」とか、「縦割りの組織だと、融通がきかないよね。」などと、言われることもあります。

職員にとってみると、それぞれが配属されている職場で責任ある立場にいるのであるし、自分の立場を超えて（でしゃばって）仕事をすることもできません。

「そういうことでしたら、あちらの窓口が担当になりますので、詳しいことは、あちらでお聞きください。」と応対しているのは、仕事から逃げているのではなく、最終的に責任を持つ部門に案内するのが、私たち職員にとっての重要な役割でもあるのですから。

また、組織の中で責任を持った仕事をするためには、内部ではあっても、たまには他の部門と渡り合うことも経験します。そのときには、所属部門を代表して、他の部門を論破しなければならないことも出てきますし、たとえば相手が仲の良い友人であったとしても、仕事の上では友人の立場でいられないような出来事にも、しばしば遭遇することとなってきます。

大きな組織の中で仕事をしていくためには、その組織の歯車のひとつとしての役割を持たなければなりません。日々の忙しさに追われていると、一つの歯車であることに安住してしまっていて、となりの歯車への関心も薄れ、そこから飛び出す意欲も勇気も失せてしまうことさえあります。

しかし、地方公共団体の職員にとって、“ぼけっとしていられない時代”へと、確実に時計は動いている。私たちの仕事への意識を高め、グレードアップしなければならない時代に確実に突入してしまったのです。地方分権の大きなうねりとして！

2 今までの税制と地方分権による変化

日本の税制は、昭和25年、「日本における恒久的な租税制度を立案することをその主要な目的とした」シャープ勧告に基づいて中央及び地方の税制が整備されてから、現在までその税体系によってきています。この50年を超える間には、税制の見直しが叫ばれたこともあったし、現に、政府税制調査会においては、「税制の抜本的見直し」をテーマに掲げています。

平成10年5月の「地方分権推進計画」から、私たちを取り巻く環境は大きく変化してきました。機関委任事務の廃止、税源移譲、自主財源の確保、地方税財源の充実、課税自主権の尊重など、今までに馴染みのない言葉が溢れ出てきました。そして、地方公共団体だけでなく、私たち自身の分権を意識した取り組みが求められています。

地方分権推進計画においては、「今までの国と地方の歳出純計に占める地方の歳出の割合は約3分の2であるのに対し、租税総額に占める地方税の割合は約3分の1である」としています。つまり、地方は住民に対する仕事が多

くさんあるのに、その経費を自前で捻出できない、国に頼らねばならない状況であることを意味しています。

そこで、地方分権推進計画では、地方公共団体が、その団体オリジナルの施策をやりやすくするため、その財源を自前で確保できるようにしようとしています。特に、地方自治法では機関委任事務が廃止され、法定受託事務以外は自治事務として地方公共団体が自ら処理することとなりました。

言い方はすごく悪いかもしれませんが、今までの何十年もの間、まるで居候みたいに仕事の手伝いをすれば三食付きの住まいを面倒見てくれていたのに、突然「これはおまえの仕事だから自分で責任を持ってやるように。ついては、住まいも食事も自分でなんとかしろよ。いいか、おまえはもう大人なんだ。いつまでも他人を頼ってちゃいかんぞ。」と背中をたたかれて追い出されてしまったようなものです。

「今まで、あんなに面倒を見てくれたから、てっきり親だと思ってたのに、他人だと言われてしまった。」これは相当のショックです。

財源が確保されなければ、“仕事は増えるけど金は増えない状態”に陥ってしまうので、地方分権推進計画では、自主財源確保のための方策として、法定外普通税を許可制度から協議制度へ変更すること、法定外目的税を法定外普通税と同様、協議制度として新設すること、超過課税事前届出制度を廃止することなどの措置が採られ、これらは、平成12年の分権推進一括法による地方税法等の改正によって制度化が図られたのです。

3 政策実現のための手段としての課税（政策税務）の提案

この報告書では、すべての自治体職員に対し、政策を実現するための手段のひとつとして、「新税（独自課税）」という方法を提案することを主目的とします。私たちは、これを“政策税務”と呼びたいと思います。

これは、単に税収の増を目指すものではなく、政策誘導型の税（いわゆるインセンティブ課税）をこれからの分権時代でのキーポイントの一つと位置付けるものです。

また同時に、事業部門と税務部門が連携することによって、地方分権時代にふさわしいより実効的な政策の可能性を提案するものです。

「独自課税で“こんなこと”ができる！」というのは、事業部門と税務部門とが一体となって、歳入まで考えた政策決定に取り組むべき課題をいうものであって、そこに、私たちがコンセプトに据えた「出口から見た入口」、すなわち財源の出口である事業部門と入口である税務部門とを結び付け、地方公共団体のさらなる飛躍を目指すものです。

入口と出口

“分権時代の新税”、“出口から見た入口”なんてことを考え出してしばらくたったある日の朝（たぶん11月15日）、朝刊を開いた時に、ある電機メーカーのテレビの新機種の広告に目が留まりました。

一面を使った広告には、紙面の半分ほどに大きなディスプレイの写真、4分の1ほどをメーカー名とキャッチコピーが大きな活字で構成されていましたが、残された小さな説明書きの部分に“入口と出口”の文字があったのです。

そこには次のようにありました。「BS/CSデジタル放送の本格化、地上波のデジタル化、DVDの普及、高画質テレビゲームの充実など、映像ソースが急速に多様化する21世紀。それは、ブラウン管、プラズマ、液晶といったディスプレイデバイスもまた多様化する時代です。映像ソース（入口）とディスプレイ（出口）の二つの多様化を考えた時、高画質化に何より大切なのは、つねに入口と出口を結ぶ回路技術ではないか、そう考えて、独自のデジタル映像技術を発展的に統合。入口から出口まで、さまざまな映像信号をデジタルで一貫処理する、総合デジタル高画質システムとして完成させたのです。」

そのとき、“入口と出口”という文字に敏感に反応してしまう自分をおかしくも思ったのですが、読んでみると、自分の考えていることと近いところがあると感じました。

21世紀は映像技術にとってもデジタル時代の到来を告げるものであるようです。テレビ局から送られる電波もアナログからデジタルへ、映像ソフトもビデオからDVDへと変化し、入口の質が高くなっているのだから、出口の質も高くしなければ最良の結果が享受できないといっていました。

ここで、テレビの買換えをお勧めするわけではないのですが、私たちの仕事に対する視点も共通するものがあるのではないかと感じたのです。

地方分権により、公共団体の仕事の質も高めることが要請されることとなります。施策の展開、事業の執行は財源の出口（歳出）を指すことですし、その財源を確保するということは入口（歳入）を指すことだと私たちは考えています。この入口と出口とが密接に結びつかなければ、住民の合意形成も図れませんし、質の高い施策を展開することができないのではないのでしょうか。

税というのは、地域住民の負担の上に成り立つものです。より多く負担を求めるからには、何に使われるのか、使った結果どうなったか説明する必要がありますし、住民合意が得られなければ、質の高い行政へと進化することはできないでしょう。

“出口から見た入口”は、映像ソフトとディスプレイを結びつけるように、事業と税を関連づけ、行政の質を高めることばだと感じています。

第2章 なぜ今、独自課税なのか

1 地方分権

今までの行政システムは、国を中心とした中央集権的行政システムでした。それは、各種の行政課題について、それぞれ達成すべき目標値を定めて、国がどの地域においても満たす基準をまず定めます。それを受けて地方公共団体が事業を計画し、国からの補助金等の予算を執行するというシステムで行政サービスを住民に提供してきました。しかし、今日の地方公共団体が抱える行政課題は、その自然環境、歴史的成り立ち、人口の変化、産業構造、財政規模等の違いにより、従来の画一的な行政課題と異なってきています。

しかも、社会が成長から成熟に移ってきている現在では、住民のライフスタイルの多様化、国際化、情報通信技術の発展、地球温暖化などの環境問題への意識の高まりなど、多様な住民ニーズや地域の特性を活かした独自色豊かな行政サービスの提供が地方公共団体に求められています。これらの諸課題に、従来の国を中心とした中央集権的行政システムでは、迅速・的確に対応できない場合が多くなっています。

それを受けて平成12年4月1日に、いわゆる「地方分権一括法」が施行されました。国及び地方公共団体の分担すべき役割が明確化され、機関委任事務制度が廃止され、地方公共団体が処理する事務は自治事務と法定受託事務に再構成し、権限移譲の推進や行政体制の整備及び確立、国の地方公共団体に対する関与などの見直しが定められました。

国と地方の関係は、従来の「上下・主従」の関係から「対等・協力」の関係へと大きく変化しました。これは、国・地方も従来の発想を転換し、地方分権型行政システムとして、地方公共団体が住民の行政ニーズに合わせた、地域の実情に応じた施策を行う枠組みが作られたことを意味しています。

しかしながら、現在の税体系では、国と地方の歳出純計に占める地方の支出割合は約6割であるのに対して、租税総額に占める地方税の割合は約4割に過ぎません。つまり、租税収入の地方の割合と実際に行っている業務量が逆転しており、足りない部分を起債、地方交付税及び国の負担金などの、税収以外の歳入に頼っているのが現状です。

地方税制については、租税法律主義に基づき、地方税法を枠組み法として、地方公共団体の議会の議決を経た税条例によって、地方公共団体の権限で課税徴収が行われています。その基としている地方税法が国の税制改正などで法改正されることを受け、地方公共団体が定めた税条例もそれに合わせて改正せざるを得ない状況にあります。しかも、国の税制改正に地方公共団体の

意見が反映されにくい制度のままです。

このことから、地方分権という制度的な枠組みが作られたのにもかかわらず、財政面的には従来とさして変化がなく、地方公共団体が独自に判断して財政支出できる予算は少ない状況です。地方公共団体の財政は、依然として国に対する依存度が高く、国の関与が広範囲に及んでいる中央集権的なままなのです。

2 地方税制に関する国の動向

先に述べた、いわゆる「地方分権一括法」の中で、地方税法についても一部改正が行われました。これは地方分権を進めるうえで、財政面での地方公共団体の自己判断・自己決定を行い活力ある地域社会の実現に、地方公共団体が責任を持って取り組むために重要な意味を持っています。

概要としては、制限税率の一部撤廃、法定外普通税に対する国の関与の縮減及び法定外目的税の創設がなされ、地方公共団体の課税自主権が強化されました。

(1) 地方税法の改正

ア 法定外普通税の制度改正

地方税法で定められた税目以外に、地方公共団体が独自に条例で定めれば普通税を課税できるという制度です。

今回の改正のポイント

- ① 従来の許可制度から事前協議制度に変わりました。
- ② 事前協議の際の協議事項から、許可を要する場合の要件であった「税源の有無」及び「財政需要の有無」が除外されました。

イ 法定外目的税の創設

地方税法で定められた税目以外に、地方公共団体が独自に条例で定めれば目的税を課税できるという新しい制度です。

創設のポイント

- ① 住民の受益と負担の関係が明確となり、課税の選択の幅が広がります。
- ② 法定外目的税の用途は、地方公共団体が条例で定めます。
- ③ 法定外目的税を新設する場合の手続きは、法定外普通税と同じ手続き・要件です。

ウ 個人住民税の制限税率の撤廃

従来、個人住民税の税率は、地方税法で通常よるべき税率である「標

標準税率」と、財政上特別な必要がある場合に国の許可を得て標準税率を超えて定められる税率（その上限を「制限税率」といいます。）の範囲で定めることができましたが、標準税率と制限税率という表現を廃止するとともに、国の許可制度を廃止しました。そのことによって、税率は、地方公共団体の意思によって自由に定められることとなりました。

(2) 地方税制の環境の変化

ア 法定外税に対する国の同意基準の明確化

「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準等及び留意事項について」で定められました。また、国の対応に不服がある場合は「国地方係争処理委員会」が新設され、審査を申し立てることができるようになりました。

イ 三位一体の改革

政府税制調査会、地方分権推進委員会等では、地方税制について、国から地方への税源移譲、国庫補助負担金、地方交付税とを合わせて制度改革すべきとの見解が示されています。地方公共団体の歳出に対する国の関与の廃止及び縮減と、地方税中心の歳入体系の構築が検討課題となっています。

特に、税源移譲については、税収が安定的であり、かつ、税源が地域での偏りが少ない地方税体系の構築という観点から、積極的に議論されており、所得税から住民税へ、消費税から地方消費税へ比率を移すことが検討されています。これは国と地方の役割に応じた税源の再配分であり、地方公共団体の自己決定権と自己責任の高め、住民の受益と負担の関係を今まで以上に明確にすることを期待されています。

3 地方公共団体の動向

地方財政は、長引く景気低迷により税収増が期待できないばかりか、さらなる落ち込みも懸念される状況であり、非常に厳しい財政状況にあります。予算のうえでも借入金残高の累積が増加しており、公債費をはじめとする義務的経費が歳出予算に占める割合が年々大きくなり、財政を圧迫しています。さらに、高齢化の進行などに伴う社会福祉関係費の増加、環境問題及び経済情勢への対応などの新たな行政需要のため、極めて厳しい財政運営が続いています。そのような中、地方公共団体は行財政改革を進め、事業規模の適正化と事業の効率的な執行など、財政の健全化に取り組んでいます。それぞれの地方公共団体では、行財政改革・事業評価などを実施し、組織面や歳出面

での現状を分析し、それらの改革を行うことで行政サービスの効率的で即効性ある事務執行体制に転換しようとしています。

歳入の面でも、地方公共団体ではそれぞれの状況に応じ、歳出規模に見合う歳入の確保をめざし、新たな財源を求めているところです。既存税目の安定的確保について、税額、税率、徴収方法及び徴収時期などの見直しを研究している地方公共団体があります。地方税の性格のひとつに、住民の受益に応じた負担を求めるべきであるとする応益原則がありますが、その観点から、個人住民税の課税最低限及び均等割額の見直しなどが議論されています。

なお、今まで議論が続けられてきた法人事業税の外形標準課税導入については、平成14年11月の政府税制調査会の答申において早期導入に向けての方向性が示されましたが、平成15年度税制改正大綱に盛り込まれています。

また、地方公共団体の自己決定・自己責任の明確化という観点から、課税自主権の尊重として、地域の実情に応じた税率、つまり既存税目の超過課税及び法定外普通税・法定外目的税が制度化されましたが、その活用については、多くの議論と検討が行われています。

住民が求めている行政サービスを提供するため、新規事業の予算確保が財政的に極めて難しい状況の中で、単に歳出のみを考えた事業の立案だけでなく、政策誘導的視点を踏まえた収税の確保とを合わせて、事業を構築していく必要があります。

法人事業税の外形標準課税

県税である法人事業税は、普通税のため、その使いみちが明確に定められているわけではありませんが、一般には「法人が事業を行う場合には、道路などの各種の公共施設を利用するなどの公共サービスを受けているから、その経費の一部を負担していただくために事業税がある。」とされています。

公共サービスに対する負担であるならば、コンスタントな税収が確保されることが望ましいものの、事業税の課税標準は法人の所得となっていますので、景気の低迷などによって法人収益が減少すると税収も減少することとなります。

そこで、好況、不況や企業の業績に左右されない安定的な財源となるように、法人の大きさを示すもの（社員に対する給与支払額や法人の資本金額）を外形基準として課税する仕組みを導入することが検討されました。

平成15年度の税制改正では、今までの所得割に加えて、法人が支払った給与、報酬や利子を課税標準とする付加価値割と資本金1億円以上の法人を対象に資本割を課税することに決定されました。付加価値割の税率は0.48%、資本割の税率は0.2%ですから、資本金1億円の法人では、20万円の資本割が課税されることとなります。

法人事業税に外形基準として付加価値割や資本割が導入されたのは、社員の人数や給与支払額は企業の余力を示すものであって、人件費を差し引いた後の法人の収益が赤字であったとしても税負担を求めるべきとの考え方によるものと思われます。

法人事業税の外形標準課税導入について、総務省は次のように見解を示しています。

法人事業税への外形標準課税の導入は、すべての法人が、その事業活動規模に応じて、広く薄く、かつ、公平に地方公共団体の幅広い行政サービスの対価を負担するものである。このことは、応益課税としての事業税の性格を明確にし、地方公共団体には地方分権を支える安定的な地方税源を保障するものとなる等、地方税として望ましい方向の改革である。

第3章 先進的な独自課税の事例について

この章では、平成12年4月に改正地方税法が施行されて以来、現在までに生み出された独自課税の事例を紹介、分析しています。

1 全国における独自課税の導入・検討状況

表―1に掲げるのは、全国の都道府県・市町村で現在までに導入され、または検討されてきた独自課税の事例です。条例成立→総務大臣の同意→施行という過程を経て成立したものが平成15年2月末までに13事例あり、その他、各地の都道府県・市町村でさまざまな独自課税案が成立過程にあります。これに、全国で現在構想中のものを含めたら、数え切れないものとなるでしょう。

2 おもな先進事例の概要

表―2は、それら先進的事例の中から7つの事例をピックアップし、その概要を掲載しています。いずれも、他の「まねっこ」ではない、その地域にとって独自性ある税であり、私たちはこれらの事例から多くのことを学ぶことができます。

たとえば、「税の種類」という項目を見ると、法定外普通税（税収の用途を限定しない税）、法定外目的税（税収の用途が課税目的に限定される税）、法定の普通税（税目としては、国が地方税法に定める既存のものだが、税率やその用途を独自に設定する形の税）といった類型があります。同じ“課税”という手段をとるにしても、その手法はひとつではありません。

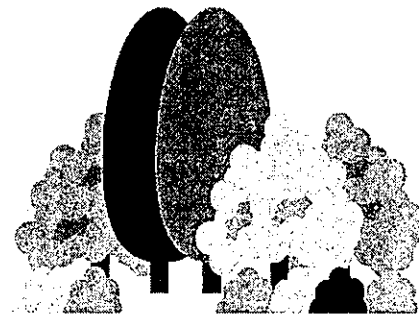
導入の目的も、税法上の分類として目的税であるか普通税であるかという違いは別として、財源の確保を第一の目的とするもの、税収よりも政策誘導を重視するもの、なかなか進まない国レベルでの税制改革に一石を投げようとするものなどがあり、意欲的な試みが各地に見られます。

3 独自課税事例の分析表

表―3は、この章で取り上げた独自課税事例を、位置区分、税制度区分、目的区分という視点で分類したものです。法定外目的税、法定外普通税のほか、既存税目による独自課税を行うものもあります。新しい税を立案するときに、何を目的として、どのような手段をとるべきものなのか、理論的な整理をする際の参考としていただければ幸いです。

4 独自課税立案の意義

これらの独自課税事例を学んで私たちが感じたのは、先進的な新しい税を成立させるということは、ひとかたならぬ努力とコストを要するものであるけれど、単にひとつの地方公共団体の財政が潤ったとか、政策を実現させた、という以上の「財産」になりうるのだ、ということです。最近の独自課税事例の傾向に対する批判として最も耳が痛いのは、「選挙権のないところから取る税ばかり」というものですが、知恵を絞り、住民を説得することによって、真っ向からその批判に挑戦するような事例も生まれています。たとえ、成立過程でやむなく頓挫したり、数年後に廃止になるようなことがあったとしても、このような努力の積み重ねが、これからの地方自治を希望あるものに変えていくのではないのでしょうか。



表一 1 地方税法改正後の独自課税の導入・検討状況

1. 成立したもの

(平成 15 年 2 月現在)

団体名	税の名称	総務大臣の同意	施行日
山梨県 河口湖町・ 勝山村・足和田村	遊漁税 (目)	平成 13 年 3 月 30 日	平成 13 年 7 月 1 日
静岡県 熱海市	別荘等所有税 (普) ※昭和 61 年度から課税	平成 13 年 3 月 30 日	平成 13 年 4 月 1 日
京都府 城陽市	砂利採取税 (普通) ※平成 8 年度から課税	平成 13 年 5 月 30 日	平成 14 年 4 月 1 日
神奈川県	臨時企業特例税 (普)	平成 13 年 6 月 22 日	平成 13 年 8 月 1 日
青森県	核燃料物質等取扱税 (普)	平成 13 年 9 月 19 日	平成 13 年 9 月 28 日
三重県	産業廃棄物税 (目)	平成 13 年 9 月 28 日	平成 14 年 4 月 1 日
岐阜県 多治見市	一般廃棄物埋立税 (目)	平成 14 年 3 月 29 日	平成 14 年 4 月 1 日
東京都	宿泊税 (ホテル税) (目)	平成 14 年 3 月 29 日	平成 14 年 10 月 1 日
岡山県	産業廃棄物処理税 (目)	平成 14 年 9 月 27 日	
鳥取県	産業廃棄物処分場税 (目)		
広島県	産業廃棄物埋立税 (目)		
福岡県	資源環境促進税 (目)		
北九州市	環境未来税 (目)	平成 14 年 9 月 27 日	平成 15 年 秋

2. 構想中のもの

団体名	税の名称
岐阜県	乗鞍環境保全税 (総務大臣と協議中)
太宰府市	観光環境税 (平成 14 年 7 月に総務大臣の同意を得たが、実施未定)
横浜市	勝馬投票券発売税 (平成 13 年 3 月 30 日 総務大臣不同意の通知。 国地方係争処理委員会の勧告後 平成 13 年 8 月 7 日より再協議開始)
杉並区	すぎなみ環境目的税 (レジ袋税) (平成 14 年 3 月 18 日条例可決)
豊島区	ワンルームマンション税、放置自転車等対策税
新潟県 十日町市	発電用水の取水に対する課税
東京都	大型ディーゼル車高速道路利用税
高知県	森林環境税 (通称) (県民税均等割の超過課税。平成 15 年 2 月議会に条例案提出)
秋田県・青森県・岩手県	産業廃棄物税 (平成 16 年度導入の意向)

※ 凡例 (普): 普通税 (目): 目的税

表一 2 先進的な独自課税事例

＜臨時特例企業税＞

課税主体：神奈川県

項 目	内 容
名 称	臨時特例企業税
税 の 種 類	法定外普通税（税収の使途が限定されない）
課 税 目 的	—
納税義務者	県内に事務所又は事業所を設けて事業活動を行う法人
課税対象となる事業年度	欠損金の繰越控除を適用した事業年度（事業年度末の資本金額又は出資金額が5億円未満の法人の事業年度及び清算中の法人の事業年度は除く）
課 税 標 準	欠損金の繰越控除を適用する前の法人事業税の所得金額（繰越控除した額を上限とする）に法人事業税の分割基準の割合を乗じた額
税 率	3 %（農協等の特別法人は2 %）
徴 収 方 法	申告納付（申告書の提出によって税額を確定させる）による。 申告期限は法人県民税・事業税と同じ。
課 税 期 間	当分の間
見込み税収	年間約40億円（県内約430社から）
成立までの経緯	平成13年3月21日 県議会で条例可決 6月22日 総務大臣の同意 8月 1日 施行

特 徴 等

- ・ 地方分権一括法施行後初めて成立した法定外普通税。
- ・ この税の趣旨は、法人課税の負担の公平と税収の安定化を図る観点から、神奈川県の行政サービスを享受しており、かつその事業年度においては利益が発生していながら、前年度までの欠損金(赤字)を繰越控除することによって、法人事業税を負担しないこととなる法人に対して、一定の税負担を求めるものである。
- ・ 県の策定した「財政健全化のための税制改革グランドデザイン（案）」において、法人事業税の外形標準化という「あるべき姿」が提言されており、それが国レベルで実現するまでの間の臨時特例措置として、法定外普通税として導入されたものである。
- ・ 次頁掲載のイメージ図参照（出典：神奈川県ホームページ）。

(参考)

臨時特例企業税イメージ図

区分	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第1期～第6期
法人事業税	課税標準 0 税額 0	課税標準 0 税額 0	課税標準 0 税額 0	課税標準 0 税額 0	課税標準 90 税額 8.6	課税標準 120 税額 11.5	課税標準 210 税額 20.1 利益金額 310 欠損金額 (繰越欠損額) Δ100
	当期利益 Δ100 繰越欠損額 Δ100	当期利益 20 繰越欠損額 Δ80	当期利益 30 繰越欠損額 Δ50	当期利益 40 繰越欠損額 Δ10	当期利益 100 繰越欠損額 0	当期利益 120 繰越欠損額 0	
臨時特例企業税	[基本的考え方] ① 欠損金の繰越控除を適用した事業年度を対象とする。 ② 繰越欠損金額を控除する前の当期利益金額(当期利益金額が繰越欠損金額を上回る場合は、当該繰越欠損金額に相当する額)を課税標準とする。 ③ 本県と他県とにおいて事業活動を営む法人(分割法人)の課税標準は、②の額に県分割合(法人事業税の分割率の割合)を乗じた額とする。 ④ 税率は3%(特別法人は2%)とする。						課税標準 100 税額 3
	課税標準 0 税額 0	課税標準 20 税額 0.6	課税標準 30 税額 0.9	課税標準 40 税額 1.2	課税標準 100 税額 3	課税標準 0 税額 0	課税標準 100 税額 3

<産業廃棄物税>

課税主体：三重県

項 目	内 容
名 称	産業廃棄物税
税 の 種 類	法定外目的税（税収の使途が課税目的に限定される）
課 税 目 的	産業廃棄物の発生抑制処理、再生、減量その他適正な処理に係る施策に必要な経費に充てるため
課 税 客 体	産業廃棄物の中間処理施設または最終処分場への搬入行為
納税義務者	産業廃棄物を排出する事業者（県内、県外を問わず）
課税標準	・ 最終処分場への産業廃棄物の搬入重量 ・ 中間処理施設への産業廃棄物の搬入重量に処理係数を乗じた後の重量 ・ 再生施設への搬入は、課税免除
税率	産業廃棄物 1 トンにつき 1,000 円 （4 月 1 日から翌 3 月 31 日までの課税標準が 1,000 トン未満となる場合は非課税）
徴 収 方 法	申告納付（産業廃棄物の排出事業者が申告し、納付。）
税収の使途	産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策（産業活動への支援や環境負荷への対策）に要する費用に充てる。
見込み税収	3 億 1 千万円（平成 14 年 7 月時点）
課 税 期 間	5 年を目途として必要な措置を講じる
成立までの経緯	平成 13 年 6 月 29 日 県議会で条例可決（全会一致） 7 月 3 日 総務大臣に協議 9 月 28 日 総務大臣の同意 平成 14 年 4 月 1 日 施行

特 徴 等

- ・ 都道府県の法定外目的税として最も早く成立・施行されたもの。
- ・ 現在全国各地で成立しつつある産業廃棄物に対する税のうち、全国初のもの。
- ・ 検討段階から積極的に試案を開示し、住民や事業者から広く議論を求めながら成立にこぎつけた。その意味でも、全国で先進的な事例となった。
- ・ 次頁「産業廃棄物にかかる税の検討(試案)」(三重県提供)を提示し、そのうち A 案をベースにしたものが採用された。

項目	A案	A案	B案	C案
趣旨・目的	資源循環型社会の構築を目指し、環境先進県づくりを推進するため、産業廃棄物に係る税を創設し、その財源をもって産業廃棄物の発生抑制、リサイクル等の誘因となることを期待できる。	排出事業者が納税義務者であるが、特別徴収義務者を介して納税行為を行う。	排出事業者が納税義務者として特別徴収義務者を介して納税行為を行うが、中間処理業者も納税義務者となる。	埋立処分業者が納税義務者として直接納税行為を行う。
考え方	排出事業者が納税義務者として直接納税行為を行う。	排出事業者が納税義務者であるが、特別徴収義務者を介して納税行為を行う。	排出事業者が納税義務者として特別徴収義務者を介して納税行為を行うが、中間処理業者も納税義務者となる。	埋立処分業者が納税義務者として直接納税行為を行う。
仕組み	排出事業者 納税義務者 課 (処理係数を設定) 中間処理業者 課 埋立処分業者 課 課は課税時期	排出事業者 納税義務者 課 (処理係数を設定) 中間処理業者 特別徴収義務者 課 埋立処分業者 特別徴収義務者 課 課は課税時期	排出事業者 納税義務者 課 中間処理業者 納税義務者 課 埋立処分業者 特別徴収義務者 課 課は課税時期	排出事業者 課 中間処理業者 課 埋立処分業者 納税義務者 課 課は課税時期
課税対象	県内で処分される全ての産業廃棄物	県内で処分される全ての産業廃棄物	県内で埋立される産業廃棄物	県内で埋立される産業廃棄物
納税義務者	排出事業者 県内外約400社 申告納付	排出事業者 県内外約400社 申告納付	排出事業者 (中間処理業者を含む) 県内外約2500社 特別徴収	埋立処分業者 県内約20社 申告納付
納税方法	なし	なし	なし	なし
特別徴収義務者	なし	中間処理業者及び埋立処分業者 県内約200社 リサイクル施設への搬入	埋立処分業者 県内約200社 なし	なし
非課税及び 税免措置	リサイクル施設への搬入 一定の搬入量で据切り	リサイクル施設への搬入 一定の搬入量で据切り	なし	なし
課税標準・税率	約6億円～12億円 1,000円～2,000円/搬入重量(t) (財政需要との関係で今後検討)	約8億円～16億円 1,000円～2,000円/搬入重量(t) (財政需要との関係で今後検討)	約6億円～12億円 1,000円～2,000円/埋立重量(t) (財政需要との関係で今後検討)	約6億円～12億円 1,000円～2,000円/埋立重量(t) (財政需要との関係で今後検討)
主な論点	・税制度の直接の効果として発生抑制、リサイクル等への誘因となることが期待できる。 ・県外の排出事業者にも県条例で義務を課すことができないという意見もある。	・税制度の直接の効果として発生抑制、リサイクル等への誘因となることが期待できる。 ・小規模な事業者も含めて全ての排出事業者が納税義務者となる。	・税制の仕組みが比較的にある。 ・中間処理業者へ搬入する排出事業者の排出責任は間接的に問うこととなる。	・税制の仕組みが簡潔である。 ・排出事業者の排出責任は間接的に問うこととなる。
県民の意識を踏まえ県内外の格差 (税額、徴収方法等) を設けることについては、課税の公平性の観点等から慎重な議論が必要である。				

＜宿泊税＞

課税主体：東京都

項 目	内 容
名 称	宿泊税
税 の 種 類	法定外目的税（税収の使途が課税目的に限定される）
課 税 目 的	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、ホテル又は旅館の宿泊者に一定の負担を求めるもの
課 税 客 体	都内のホテル又は旅館への宿泊
納税義務者	都内のホテル又は旅館の宿泊者
課税標準と 税率	宿泊料金 1 人 1 泊 10,000 円以上 15,000 円未満の宿泊 1 0 0 円 15,000 円以上の宿泊 2 0 0 円 (10,000 円未満は課税免除)
徴 収 方 法	ホテル又は旅館による特別徴収（納税者から預かり、都に納入） ホテル又は旅館は、原則として、毎月申告納入する。
税収の使途	国際都市東京の魅力を高め、観光の振興を図る施策に要する費用 (観光振興施策の予算約 2 6 億円（1 4 年度）の一部に、税収が全額充てられる。)
見込み税収	年間 1 5 億円（対象となる約 3 2 0 施設から）
課 税 期 間	成立後 5 年ごとに見直しを行う
成立までの 経緯	平成 1 3 年 1 2 月 1 9 日 都議会で条例可決 同 月 2 1 日 総務大臣に協議 平成 1 4 年 3 月 2 9 日 総務大臣の同意 4 月 1 0 日 宿泊税条例公布 1 0 月 1 日 施行

特 徴 等

- ・ 東京都知事の構想のもとに検討されたさまざまな独自課税案のうち、最も早く成立し、施行された法定外目的税。
- ・ 全国初の観光目的税。宿泊に対する課税としても全国初。

<乗鞍環境保全税>

課税主体：岐阜県

項 目	内 容
名 称	乗鞍環境保全税
税の種類	法定外目的税（税収の使途が課税目的に限定される）
課税目的	乗鞍地域の環境保全にかかる施策に要する費用に充てるため
課税客体	自動車を運転して、乗鞍スカイライン山頂駐車場へ入り込む行為、又は他人を入り込ませる行為
納税義務者	乗鞍スカイライン山頂駐車場へ入り込む自動車を運転する者 ただし、緊急車両等については課税しない。
課税標準と 税率	乗車定員が30人以上の自動車 観光バス 1回につき 3,000円 一般乗合用バス 1回につき 2,000円 乗車定員が11人以上29人以下の自動車 1回につき 1,500円 乗車定員が10人以下である自動車 1回につき 300円
徴収方法	特別徴収（山頂駐車場を管理する丹生川村が県に代わって徴収し、県に納入）。ただし、一般乗合用バス、地元タクシーについては、月ごとの申告納付により徴収する。
税収の使途	乗鞍地域（中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池集団施設地区及びその周辺地域）の環境保全施策（環境パトロール員やネイチャーガイドの設置、環境影響調査等）に充てる。
見込み税収	年間3,230万円（乗鞍スカイラインが開通する5～10月の間）
課税期間	3年を目途として必要な見直しを行う。
成立までの 経緯	平成14年10月9日 県議会で条例可決 同月24日 総務大臣に協議 平成15年2月末現在 協議中

特 徴 等

- ・ 有料道路・乗鞍スカイラインが平成15年6月末にその償還期限を迎え、無料化されることを契機として、過度な自動車利用を抑制し、積極的な環境保全策を実施することを目的として導入することとした。有料道路料金を目的税に切り替える事例として初。

<森林環境税>

課税主体：高知県

項 目	内 容
名 称	森林環境税（通称）
税 の 種 類	県民税均等割の超過課税（地方税法に既存する税を活用）
課 税 目 的	普通税であるので、条例上は使途を限定できないが、「森林環境保全基金（仮称）」を設置して税収相当額を積み立てることにより、森林の保全事業のために充てることとする
納税義務者	県内に居住する個人、所在する法人
課 税 標 準 と 税 率	県民 1 人年額 5 0 0 円（法人も同じ）
徴 収 方 法	住民税として徴収（源泉徴収または申告納付）
税収の使途	森づくりへの理解と参加を促す広報事業、森林所有者への啓発、モデル林の整備、「こうち山の日」の実施、緊急の間伐等の、ソフト、ハード面にわたる森林環境保全事業
課 税 期 間	—
見込み税収	年間約 1 億 2 千万円（平成 1 5 年度）
成立までの 経緯	平成 1 5 年 2 月 2 4 日 県議会に条例案提出 4 月 施行予定 * 法定の普通税であるので、総務大臣の同意は不要

特 徴 等

- ・ この税の形態は、既存の税目を活用した法定の普通税であり、条例中では使途を限定できないが、別に基金を設ける形で使途を限定して森林保全のために使うという、ユニークな手法のものである。
- ・ 水道に課税する法定外目的税方式もあわせて検討したが、より県民が幅広く公平に負担することを重視したこと、また徴収コストの面でもすぐれていることから、超過課税方式を選択したものである。

<勝馬投票券発売税>

課税主体：横浜市

項 目	内 容
名 称	勝馬投票券発売税
税 の 種 類	法定外普通税（税収の使途が制限されない）
課 税 目 的	—
課 税 客 体	市内の勝馬投票券発売所（場外馬券場）において日本中央競馬会が行う勝馬投票券（馬券）の発売
納税義務者	日本中央競馬会（JRA）
課 税 標 準	市内の勝馬投票券の発売額－（a.当たり馬券の払戻金＋b.国への納付金＋c.a.の一部に上乗せする払い戻し金）×市内の発売額／全国の発売額
税 率	5 %
徴収方法	申告納付（JRA が事業年度終了後3か月以内に申告し、納付。）
見込み税収	約10億円（JRA の平成11年度事業ベースで試算）
成立までの経緯	平成12年12月14日 市議会で市税条例可決 12月21日 自治大臣(当時)へ協議の申出書を提出 平成13年 3月30日 総務大臣から不同意の通知を受ける 4月25日 国地方係争処理委員会に審査の申出を行う 7月24日 上記委員会から、国は不同意を取り消し市との協議を再開するようにとの勧告 8月 7日 総務大臣から、不同意を取り消し協議を再開する旨の通知を受ける 平成15年2月末現在 協議中

特 徴 等

- ・ 平成12年4月に新設された国地方係争処理委員会にかかった初めての事例。
- ・ この税の趣旨は、公共法人も地域の構成員として行政サービスを受けているという観点から、①料金収入などの収益をあげて活動を行っている一方、②市域内での活動が直接地域住民の生活等の向上を図るものではない公共法人について、その実情を考慮して、相応の市税負担を求めるものである。

<小型船舶の湖面利用に関する税>

課税主体：滋賀県

項 目	内 容
名 称	小型船舶の湖面利用に関する税（仮称）
税 の 種 類	法定外目的税（税収の使途が課税目的に限定される）
課 税 目 的	湖岸周辺の駐車場、公衆便所等レジャー利用の適正化条例に規定する公共的施設の整備に要する費用に充てるため
課 税 客 体	琵琶湖における小型船舶の利用行為（もっぱらレジャーの用に供するために操船されるものに限り、国または地方公共団体が所有するものを除く）
納税義務者	琵琶湖においてもっぱらレジャーの用に供するために操船される小型船舶の所有者
課税標準と税率	①環境への負荷の程度、②納税義務者の過大な負担とならないことの2点を特に考慮して検討する
徴 収 方 法	普通徴収（納税義務者に納税通知を送付する） 納税義務者を把握する方法としては、届け出制度の導入を検討。
税収の使途	・ 「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化条例」に定める駐車場、公衆便所等の公共的施設の整備に要する経費 ・ レジャー利用にかかる湖上安全施設の整備 ・ 安全指導に要する経費
見込み税収	未定
課 税 期 間	検討中
成立までの経緯	平成14年10月 滋賀にふさわしい新税創設懇話会提言 「琵琶湖にふさわしい新税のありかた」 平成15年2月末現在 成立に向けて検討中

特 徴 等

- ・ 琵琶湖の自然を次世代に残そうという滋賀県の取り組みの一環であり、小型ボート利用による騒音、漁業への悪影響、ゴミ等の問題解決を図ろうとするものである。
- ・ レジャー利用の適正化という県の政策課題について、税制度という経済的手法を用いて解決をはかろうとするもの。
- ・ あわせて、環境を悪化させる行為の規制とレジャー環境の整備とを定めた条例「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化条例」（平成15年4月施行）を制定。

表—3 独自課税事例の分析表

区 分		税 目	臨時特例 企業税 神奈川県	産業廃 棄物税 三重県	宿泊税 東京都	乗鞍環境 保全税 岐阜県	森林環 境税 高知県	勝馬投 券発売税 横浜市	琵琶湖 面利用税 滋賀県	銀行への外形 標準課税 東京都	考 備
位置区分	新 税	最広義	○	○	○	○	○	○	○	○	税のありかた、発想として新しさがあるもの
		広 義	○	○	○	○		○	○		その自治体にとって、税目として新しいもの
		狭 義	○	○	○	○		○	○		全国的にも税目として新しいもの
税制度区分	独 自 課 税	法 定 税								○	税収の使途が不特定
		目的税型 普通税					○				超過課税分の税収の使途を特定
		普 通	○					○			税収の使途が不特定
		法 定 外 税							○		税収の使途を特定
目的区分	財源優先型課税		○					○		○	財政基盤の強化を期待
	政策課税	財源確保型		△	○	○	○		○		特定施策の財源確保が主目的
		政策誘導型 (「インセンティブ」課税)		○		△			△		特定事項の発生を抑制し望ましい状態へ誘導することが主目的

インセンティブ

最近の税務関係の雑誌に紹介されている論文には「インセンティブ税制」とか「インセンティブ課税」とかいうことばが頻繁に出てきます。特に環境税の議論の中ではよく登場することばになっています。このインセンティブということばには、「誘因」、「動機」、「奨励金」などという意味があるとされています。税は本来その収入を何らかの目的に役立てることを期待されているものですが、インセンティブ課税という場合には、税収そのものを期待するのではなく、その税を嫌って、課税原因となる行為を止めることを期待することです。たとえば「レジ袋税」を例にとると、レジ袋に1枚5円なりの課税をすることによって、その税負担を嫌って、買い物袋を持参する行為に結びつけるなど、消費者の行動の「誘因」となってレジ袋の消費量が減少すれば、ごみ処理量も減少するし、レジ袋の原料となる石油の消費も抑えられるから、地球環境の保全に効果があるとするものです。この場合には、最終的に税収がなくなっても、レジ袋がなくなれば、政策として意図することが達せられることとなるわけですから、よしとするものです。もし、ごみ処理費用を住民に負担させることを施策の中心に据えるならば、ゴミの有料化として、排出手数料等を検討することが素直なのかもしれません。インセンティブ課税とは、理想社会ヘリードするような意味合いも持っているのかもしれませんが、何を理想とするのか、どの程度の社会の実現を期待するのかを明確にする必要があります。「受益と負担」を明確にすることによって、行政側がめざすものと、住民が我慢すること、抑制することとを密接に関連付けられるのではないのでしょうか。



第4章 税の体系と種類

新税について検討する前に、現在の地方税制度について、その根拠、体系や種類を整理しておきます。特に、国の税金、都道府県の税金、市町村の税金と種類も多く、住民の問い合わせに対応していても、なかなか住民が理解してくれないと感じることが多くあります。普通自動車については県の自動車税、軽自動車については市町村の軽自動車税と分かれているし、普通自動車と同様に陸運事務所での登録や車検を必要とする大型のオートバイ（250cc を超えるもの）が軽自動車税の対象であったりと、一般の人にはわかりにくいようです。また、人口30万人以上の市が課税庁となる事業所税と県税である事業税であるとか、名称が似ていることで混乱を招くことがたくさんあります。実際、事業所税の存在など、課税市の税務担当者しか知らないといっても過言ではないでしょう。

埼玉県ホームページの「くらしと県税」をのぞいてみると、はじめに税金の種類の表が掲載されていますが、その税目の種類は次のとおりです（詳しくは34ページからの一覧表を参照してください。）。

○ 国税（21税目）

直接税 所得税、法人税など5税目

間接税 消費税、酒税、印紙税、登録免許税など16税目

○ 道府県税（14税目）

直接税 県民税、事業税、自動車税など10税目

間接税 地方消費税、ゴルフ場利用税など4税目

○ 市町村税

直接税 市町村民税、固定資産税、軽自動車税など11税目

間接税 市町村たばこ税と入湯税の2税目の全部で13税目

このように、国と地方の税金すべてを合わせると48種類にもなります。

「なんにでも税金がかかるんだねえ。」という話はよく聞きますが、そのすべてに通じていることなど、とても難しいことです。

しかし、新税の検討の際には、誰を対象に、どのような物や行為、事実などに対してどの程度の率の税を課すか、税の徴収の方法はどうするかなど、詳細にわたって検討し、税の仕組みを組み上げていく必要があります。そのときには、ほかの税目との競合をチェックする必要がある場合もあり、様々な税目に対する知識や税制度に使われる用語を理解しておくことが必要となりますので、この章で取り上げることとします。

なお、この章の内容については、税務事務経験のある職員には研修で習得している事項ばかりであると思われるので、遠慮なく読みとばしてください。

1 シャウプ勧告

第2次世界大戦後の日本の地方税制は、シャウプ勧告によってできた制度だと言われています。

コロンビア大学教授であったカール・S・シャウプは、連合国最高司令官の要請によって編成された日本税制調査団の団長として来日し、日本の税制を調査しました。昭和24年8月に第1次報告書を、翌25年9月に第2次報告書を提出し、わが国の国税及び地方税並びに税務の執行に関する改善案を勧告しました。この勧告が「シャウプ勧告」と呼ばれており、政府は、この勧告に基づいて、中央及び地方を通じる税制改革を行いました。これにより、地方税制の独立性が確保されることとなったのです。

2 税の根拠

日本国憲法では、第84条に「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする」と規定しています。これは、租税法律主義ということばで広く知られているものです。この規定のもと、国の税金にあつては、所得税法、法人税法などの法律によって個別に細かな規定が設けられていますし、都道府県や市町村が賦課・徴収する地方税については、地方税法に細かな規定が設けられています。

また、地方税法では、第2条で地方公共団体の課税権を定めるとともに、第3条第1項においては、地方税の賦課徴収については条例を定めなければならないとしています。条例は地方公共団体がその議会の議決を経て定めることのできる最高の自主法であり、特に地方自治法第14条第2項では、住民に義務を課す性質の事務の根拠は条例で規定するよう定めています。

憲法で「法律の定めるところにより」と租税法律主義を規定しながら、地方税法で条例を定めるよう規定しているのは、地方公共団体が自ら執行する事務の財源として賦課・徴収する税に関する事務は地方自治法第2条第8項の自治事務にあたりますし、「地方自治の本旨」として住民の責任と負担において地方の行政を処理することを定めていることから、条例で地方税の賦課徴収について規定することは、憲法の趣旨に反するものでなく、租税法律主義の一変形であると解されています。ただし、条例で法律と異なった規定を設けることは地方税法第2条の規定に違反し、法律の規定が優先して適用されることとなります。

3 税の体系

税には国が賦課徴収する国税と地方公共団体が賦課徴収する地方税とがあります

国税には、所得税や酒税など一般に馴染み深いものも多いのですが、この報告書においては、地方税としての独自課税の検討について報告することが目的であるので地方税の体系だけを紹介することとしますので、国税の内容などについては、国税庁のホームページを閲覧してください。

(1) 直接税と間接税（税の徴収方法による区分）

地方税には、住民が直接納付する税と物品等の代金に含められて間接的に納付する税とがあります。前者を直接税、後者を間接税と呼び、直接税の例としては個人の住民税、自動車税、軽自動車税、固定資産税などがありますが、賦課徴収については、課税庁から納税義務者に納税通知書が送られ、納税義務者はその納付書によって自分で納付することとなります。

一方、間接税には、たばこ税、ゴルフ場利用税があり、たばこ税の場合には、国たばこ税、都道府県たばこ税、市町村たばこ税が含まれてたばこの販売代金が設定されており、ゴルフ場利用税については、ゴルフ場で利用料金を支払う際に一緒に支払うこととなっている。

(2) 目的税と普通税（税の使用目的による区分）

税には、法律によって税収の使途が限定されているものと限定されていないものとがあり、前者を目的税、後者を普通税と呼んでいます。

地方税法においては、目的税のうち都道府県税として自動車取得税（道路整備費用に充当）、入猟税（鳥獣の保護や狩猟に関する費用に充当）、軽油引取税（道路に関する費用に充当）などを規定しており、市町村税として、入湯税（鉱泉源の保護管理施設の整備や観光の振興に充当）、事業所税（都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充当）、都市計画税（都市計画事業などに要する費用に充当）、国民健康保険税などを規定しています。

また、目的税と混同されることのあることばに「特定財源」があります。

一般財源と特定財源は、財政面から見た地方収入の使途による分類であり、一般財源とはその使途による制約がゆるやかで、広範な経費の財源に充当できる収入をいい、特定財源とは特定の限られた経費の財源にのみ充当できる収入をいいます。しかし、地方自治体の多種多様な収入を、このいずれかに分類することは難しい場合があるので、実務上は、多くの場合、地方税、地方譲与税及び地方交付税の合算額を一般財源の額としています。地方税のうち、目的税及び地方譲与税については、それぞれ使途が明確に

定められていますが、その使途が包括的であるので一般財源に含められているのです。

つまり、地方税制上の目的税と、財政上の特定財源とは一致する概念ではなく、あえていうならば、特定財源の方がはるかに狭い、厳格な概念であるようです。

4 担税力（応能課税と応益課税）

この章の最初で、わが国の税制度は日本国憲法に定める租税法律主義によっているということに触れましたが、この租税法律主義が唱えられた原因は、納税の義務が、それぞれの納税義務者にとって公平であり、平等なものでなければならないという要求に基づいたものであったといわれています。

この公平、平等という概念は、単に同一の負担を負うということではなく、実質的な負担が、それぞれの納税義務者の税を負担しうる経済的な能力（担税力）に相応したものでなければならないとされているものです。これが応能負担の原則といわれるものであり、この原則を基調として課税を行うことを応能課税といいます。国税は主としてこれによっており、所得税や法人税が、その代表的な例です。

これに対し、行政機関等の活動により、その構成員の受ける利益に着目し、その利益享受の大きさに応じて税を負担すべきものであるとする原則があります。これが応益負担の原則といわれるものであり、この原則を基調として課税を行うことを応益課税といいます。地方税においては、ある県の県民として、また同時に、ある市町村の住民として、県や市町村の施策の恩恵を受けていることから、所得の有無に関係なく一定の金額を等しく負担してもらおうとするのが、都道府県民税や市町村民税の均等割であるとされています。

しかし、応益課税については見解が分かれているようであり、東京都の銀行税（法人事業税の外形標準課税）についての第一審判決では、憲法で予定されているのは応能課税だけであり、担税力のないものに課税する行為は違法であるとする判断が示され、地方税の性格について今後の判断が注目されるところです。

5 課税自主権

課税自主権とは、税目、納税義務者、課税客体、税率などの課税要件について、国や他の団体の関与を受けずに、自主的に決定できる権利です。

税を創設し、賦課徴収を行うには、地方税法などの法令を根拠とし、地方公共団体が条例を定めることによって行います。

平成12年の地方分権一括法によって、超過課税の税率制限の廃止、法定外普通税の許可制度から協議制度への改正、法定外目的税の協議制度による創設など、今までの地方税制の枠組みを変えるような改正が行われました。

このことによって、地方公共団体は、今後自らの判断と責任において課税自主権を活用することが一層求められます。

地方分権により、住民に一番近い存在である市町村などの地方公共団体が直接行政サービスを行うためには、自らその財源を確保する必要があります。

この自主財源の確保のために課税自主権が尊重され、地方公共団体が自らの意思で住民に負担を求め、より質の高い行政サービスを提供することが求められています。

6 超過課税と不均一課税

超過課税とは、課税自主権の活用方法のひとつであり、地方税法上、標準税率が定められている法定税目について、その標準税率を超えて課税することをいいます。

たとえば、法人県民税については、地方税法第51条第1項において、「法人税割の標準税率は100分の5とする。ただし、標準税率を超える税率で課する場合においても、100分の6を超えることができない。」と規定していますので、100分の6を制限税率として、標準税率を超えて課税できることが認められています。もっとも、全国のほとんどの都道府県では、ある一定の要件以下（資本金と法人税額が小額の場合）のものに標準税率を適用し、それを超えるものに超過税率を適用する（埼玉県では5.8%）という方法をとっており、これを不均一課税といいます。

個人の市町村民税の所得割については、平成10年度の地方税法の改正で、標準税率と制限税率（標準税率の1.5倍）が廃止され、市町村がその意思に基づいて、自由に税率を決定できるようになっています。

7 法定外税（法定外普通税と法定外目的税）

これらは、地方税法第5条に定められている税目（法定税目）以外に、別に税目を起こして課税することができるものです（法定外普通税は第5条第3項、法定外目的税は第5条第7項）。

平成12年の改正前においても、地方税法では法定外普通税の創設を認めていました。

法定外普通税の許可要件は次のとおりでした。

① 財政需要の有無 必要な事業を行う上で、既存の税収だけでは不足す

るため、新税を課して財源を得る必要（財政需要）があること

② 税源の有無 課税できるもの（税源）があること

この二つの要件があったことから、地方公共団体が本来持つ課税自主権が自由に発揮しきれず、地方公共団体は国の関与の下にいるとの指摘がありました。

そこで、地方分権一括法による地方税法の改正において、法定外普通税の創設が、「許可制」から「事前協議・同意制」に変更され、法定外目的税の新設（創設については事前協議制）が図られたのです。

なお、事前協議の基準は、書面主義、手続の公正・透明性の確保、事務処理の迅速性の確保の三点の基準が示され、同意の基準については、地方税法第671条(法定外普通税)、第733条(法定外目的税)に次のように定められています。

- ① 課税標準を同じくし、かつ、住民負担が重くなりすぎないか。
- ② 地方団体間の物の流通に重大な阻害を与えないか。
- ③ 国の経済政策に照らし適当か。

こうしてみると、以前と比べより国の関わりが少なくなった分、地方の独自性や自主性がより問われることとなり、住民に対するアカウンタビリティ（説明責任）が果たされなければなりません。

そして、全国で独自課税創設の動きが出始めていますが（独自課税の先行事例は第3章を参照してください。）、地方公共団体の独自性や自主性を示す上で、この動向がますます加速することが期待されるところです。

しかし、地方公共団体内部の意思統一や住民の合意形成など、検討開始から創設までにさまざまなハードルがあり、実際に独自課税として実施されるまでの担当者の苦労は並大抵ではないようです。

8 政策税制と政策課税

(1) 国の政策税制

国では、政策を円滑に進めるための税制上の措置を図っています。

有名なのは、庶民の持家促進に効果を発揮した所得税の住宅取得控除であり、現在は住宅借入金（取得）等特別控除として、居住用家屋を取得した際の住宅ローンの年末残高を基に計算した金額を控除する仕組みとなっています。また、固定資産税においては、新築住宅の最高50%の税額軽減措置を3年間（中高層耐火建築物は5年）行うこととして、庶民の持家促進を図るとともに、住宅建設を活発化することによって、雇用を促進し、ひいては日本経済の活性化を図ることを目的としています。

また最近では、景気回復を図る観点から平成10年度には個人所得課税（所得税と住民税）において2度にわたる特別減税が実施され、翌11年度には恒久的減税として所得税で20%、住民税で15%の定率減税を実施するとともに、住民税の最高税率の引下げを行い、法人の税負担の軽減を図るため法人税の税率引下げが行われています。

そのほかに、土地等の譲渡益課税の税率軽減を行うことによって土地取引の活性化を図ったり、株式譲渡益課税では税率軽減や譲渡所得が小額である場合の申告不要制度を設けることによって、個人の株式市場への参入を促進し、株式市場の活性化を図ることなどが、政策税制として行われています。

これらは、税の軽減措置を講じることによって、政策実現の効果を発揮させようとするものです。

逆に、土地の投機的な取得及び保有を抑制し、土地の供給促進を図るため図るため、特別土地保有税を昭和48年に創設し、土地の買占めや地上げの防止に効果を発揮しています。バブル時代にはミニ土地保有税というものもありました。

(2) 地方公共団体の政策課税

地方公共団体にとっての政策課税とは、以前は、国の政策実現のために地方税法に設けられるものであり、それは、前述した固定資産税の軽減措置や住民税の特別減税、特別土地保有税などであり、地方公共団体の独自の政策目的によるものではありませんでした。

ところが、地方分権一括法による地方税法の改正で、課税自主権が認められることとなり、地方公共団体が独自に課税することによって、政策実現を図ることができるようになりました。

独自課税は、当初、財源不足に悩む地方公共団体が、財源を確保する観点から導入を試みたものでしたが、産業廃棄物税などの環境税が登場するようになり、税収自体をあてにしない税の仕組みが考えられるようになったようです。

たとえば、産業廃棄物税では他県から搬入される産業廃棄物に課税することにより、その税負担を嫌って産業廃棄物の搬入量が減少することを期待します。産業廃棄物が減少すれば、たとえ税収が減ろうとも、産業廃棄物の処理費用が減少するし、住民苦情は減るし、税収以上の効果が期待できるのです。最終的に税収がなくなっても、産業廃棄物がなくなることによって政策目的は達成されることになります。

この産業廃棄物税は、最初は一県が単独で導入していましたが、他県へ

の流入が心配されることから、最近では、中国地方の三県（岡山・広島・鳥取）の同時実施、北東北三県（青森・秋田・岩手）での同時実施と、広域的な実施事例も現れています。

そのほか、特に環境税を中心にさまざまに検討が始まっていますが、課税することによって政策が目的とする方向へ誘導すること（これをインセンティブ課税と名付けています。）により、地方公共団体が、その団体独自の施策を展開できることによって、地方の政策税制の時代が幕を開けたといっても良いのではないのでしょうか。

9 主な税務用語

税に関する用語はたくさんありますが、本報告書で登場回数の多いものについて説明します。

(1) 課税客体

課税客体とは、税金をかける物や行為のことをいいます。

例えば、不動産取得税では、不動産を購入した行為がこれにあたります。

(2) 課税標準

課税標準とは、税金をかける基準になるものをいいます。

例えば、たばこ税では、売った本数がこれにあたります。

(3) 納税義務者

税法上、その課税客体について、税金を納める義務がある人をいいます。

例えば、自動車税では、車を所有する人がこれにあたります。

(4) 課税主体

税金をかけることができる者をいいます。

地方税の場合、道府県や市町村の地方公共団体がこれにあたります。

(5) 普通徴収

課税主体が、納税義務者に納税通知書を送付して、税金を課税し徴収することをいいます。

この場合、納税義務者は通知書を使い自ら税金を納めることになります。

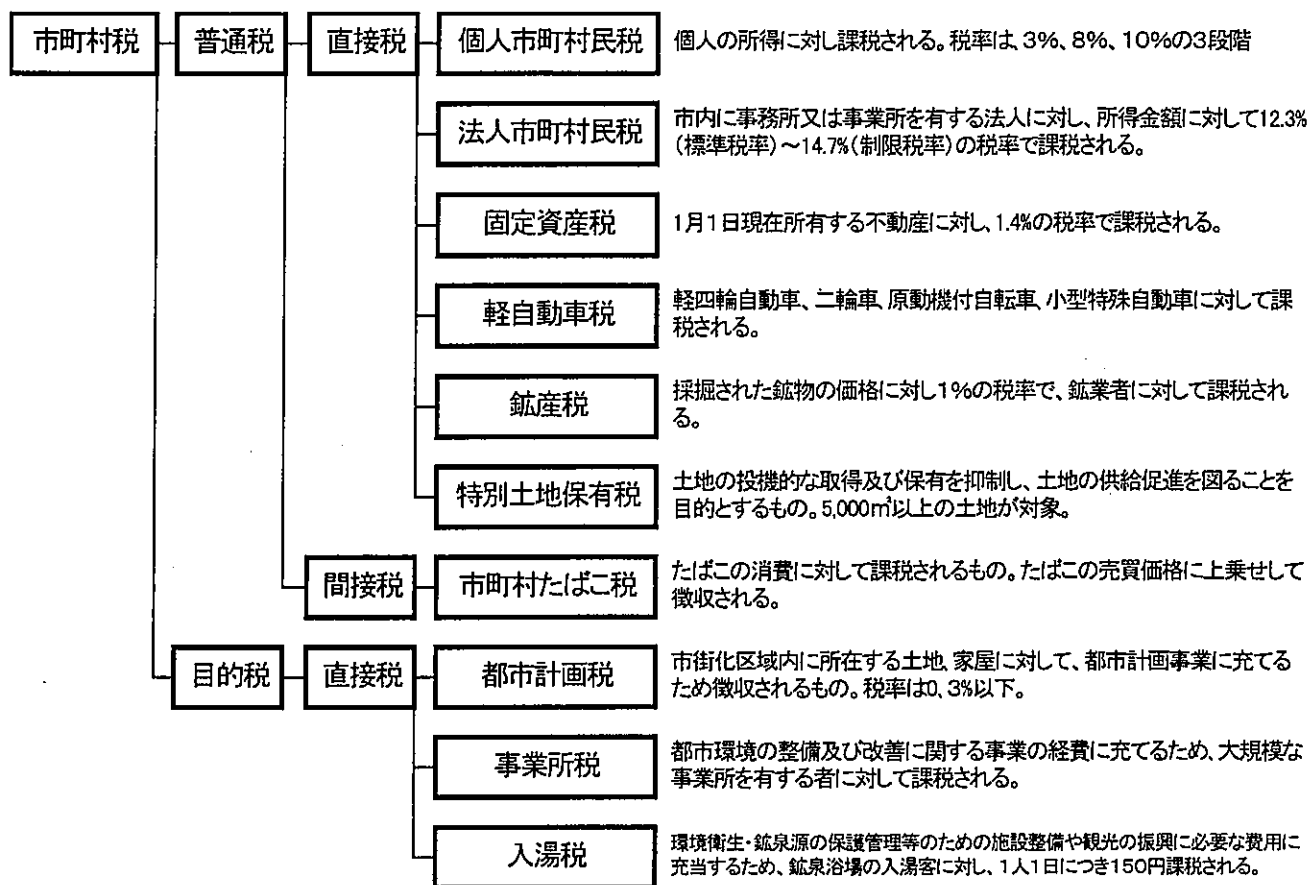
(6) 特別徴収

課税主体により指定された者（特別徴収義務者といいます）が、納税義務者から税金を徴収し、本人に代わって納めることをいいます。

例えば、所得税や住民税では、事業所が給与からその額を差引き、国や地方公共団体に納める方法があり、一般に“天引き”と呼ばれていますが、この方法が特別徴収にあたります。

●税の種類

道府県税	普通税	直接税	個人道府県民税	個人の所得に対し市町村民税と合わせて課税される。税率は課税所得金額700万円以下のもの2%、超えるもの3%
			法人道府県民税	県内に事務所又は事業所を有する法人に対して、均等割と法人税割が課税される。法人税割の税率は原則として5%。
			道府県民税利子割	金融機関から支払を受ける預貯金の利子等に課税される。税率は5%で、金融機関の店舗を通して納付される。
			個人事業税	事業を営む個人に対して課税されるもので、課税所得金額に3～5%の税率で課される。
			法人事業税	県内に事務所又は事業所を有する法人に対して所得金額に対して5～9.6%の税率で課税される。
			自動車税	自動車に対して課税される。
			不動産取得税	不動産の取得に対して、その価格の4%が課税される。
			鉱区税	県内に鉱区を有する鉱業権者に対して面積100アール200円又は400円の税率で課税される。
			狩猟者登録税	狩猟者の登録を受けることによって、狩猟のできる資格を得ることに対して課税されるもの。税率は、個人県民税非課税者4,500円、その他の者1万円。
			固定資産税	大規模の償却資産に対して課税されるもの。(40億円を超えるなど一定の要件があり、埼玉県には該当がない。)
		間接税	道府県たばこ税	たばこの消費に対して課税されるもの。たばこの売買価格に上乗せして徴収される。
			ゴルフ場利用税	ゴルフ場の利用に対して、利用料金に合わせて県に納付するもの。税率は特級が1,200円、10級が300円。
			地方消費税	物品の販売等に対して国の消費税と合わせて徴収するもの。税率は1%(消費税は4%)合わせて5%を一般に消費税と呼ぶ。
	目的税	直接税	自動車取得税	自動車の取得に対して、取得価格の3%が課税されるもので、収入は道路整備費用に充てられる。
			入猟税	鳥獣の保護や狩猟に関する費用に充てられるもの。税率は6,500円(空気銃は2,200円)
			水利地益税	市町村が行う水利事業、都市計画法による事業によって利益を受ける土地又は家屋に対し、その面積や価格により課税される。
		間接税	軽油引取税	軽油の引取りに対して、元売業者から購入した者に対して1リットルにつき32円10銭が課税される。



※ 都道府県民税と市町村民税をあわせて、住民税といいます。

受益と負担

この研究に当たって、いわゆる“新税のネタ探し”を考えている時期がありました。先行して研究報告を出している団体のものを見ながらイマイチ釈然としないのを感じながら過ごしていたのですが、いくつかの報告書を読むうちに明確に感じたことがあります。法定外税というものは、住民の負担とそこから得られる結果とがうまく関連づけられなければ成立しないのではないかとことです。地方税の一部として、特に市町村のような小さな行政単位で新税を考えるとときには、そこから得られる税収がどんなことに使われ、どういう成果を生むのか、行政は説明責任を負っています。やろうとしていることが明確になれば住民が首を縦に振ってくれるわけがありません。「うちの町ではこれからこういうことが必要になってくるから、皆さんにこれだけ負担していただきたい。そのお金はこんな施策に役立てます。」と、明確にしてこそ、住民の合意が図れることになるのです。法定外目的税は受益と負担を明確にできると説明されています。産業廃棄物税などで議論されることは、「非住民である産廃業者がうちの県内に産業廃棄物を持ち込むことによって、受益しているんだから、費用も当然負担させるべき」とする考え方です。この関係の中では、受益する者に対する費用徴収の方法が税によることが妥当なのか、それとも負担金や手数料と考えることが妥当なのか、という議論も必要となってきます。ある団体の報告書では、基本的なスタンスとして「地球規模での環境政策を実現するための新たな手段としての法定外税の検討として、空調室外機税やトイレトーパー販売税、ペットボトル販売税などを提案していました。そこにある「地球規模での環境政策」に体して、住民の合意が得られ、協力してもらえるのか疑問を感じたのです。税収は緑被率の向上のための事業など団体独自の施策の費用に充てるとされていましたが、目的とするものと税を負担することとが密接でないと、住民はなかなか「うん」とは言ってくれないのではないのでしょうか。ヒートアイランド現象など、私たちの日常生活で発生する廃熱が原因となっていることは理屈では分かったとしても、最近の超暑い夏に自分だけ冷房を我慢する行為が地球環境の改善に密接にかかわっていると感じとれるのでしょうか。新税というものが住民に負担を強いるものである限り、住民の合意形成と協力は欠かせないものです。そのためにも、「初めに新税ありき」ではなく、事業部門との密接な連携の上に成り立って行くことが必要ではないのでしょうか。

第5章 独自課税チェックシート

みなさんはそれぞれの職場で、いろいろな課題（住民からの要望・要求等）に直面し、法令上出来ないとか、総合的に判断すると難しいとか様々な理由からその課題が解決できないことがあると思います。

しかし、財政上の理由で解決できない、つまり、お金を工面できれば実現可能なことだとしたら、全く不可能ではないと思います。そうです、独自課税を活用できれば、住民からの要望を実現できるかもしれません。

ここでは、財源を確保するため、**独自課税のうち法定外目的税の導入を検討するに当たって注意したほうがよいと思われる点**をピックアップしましたので、「わがまち」は導入出来そうか検討する際の参考にしていきたいと思います。

なお、このチェックシートには、法令上この条件がクリアされなければ成立しないという項目以外も入っています。また、文中に出てくる「法」は地方税法、「地自法」は地方自治法を意味しています。

それでは、チェック開始です。「いいえ」に○が付いたところは、法定外目的税の導入を検討するにあたって「弱点」であると思いますから、直面している課題や「わがまち」の状況をよく考えながらチェックしてみてください。

1 行政需要の有無

行政が行うべき事務・事業か、必要なものか否かを見極めた上で、どうしてできないのかを考えることが大切だと思います。

チ　ェ　ッ　ク　項　目		はい	いいえ
1	住民から強い要望がある。あるいは、住民からの要望はないが、現在又は将来大きな行政課題となる問題がある		
2	その内容は、自治会など地域住民の活動だけでは解決できない		
3	その内容は、法令上役所の仕事である。あるいは、法令上役所の仕事と明記されてはいないが、強い関係がある		
4	問題の処理には、予算の措置が必要である		
5	予算の措置ができないために、問題が解決されずにいる		
6	予算の措置について、財政的問題から困難がある		

チェック項目1から3が「いいえ」の場合、その要望や問題は行政が主体的に行うものなのか、また、急いでやるべきものなのか考えましょう。

2 財政需要について

行政が行う事務・事業には歳出予算が必要となり、先立つものがなければ事務・事業は行えません。まず、財源がないのか考えましょう。

チエック項目		はい	いいえ
1	既存の税の課税標準（税額を計算する基礎となる数値。例えば住民税なら所得の額）の下落が激しい		
2	課税漏れがないか等、公平・適正な課税をするための調査を行っている		
3	税の徴収率が高い		
4	事務効率は悪くない（例えばOA化や外部委託、PFI 等も積極的に検討されている）		
5	人件費は高くない（ラスパイレス指数や各種手当、職務専念状況等を含め）		
6	無駄な、あるいは、急を要さない支出をしていない		
7	箱物が大好きなまちではない		
8	税率の引き下げがあるものは戻したり、減免の見直し等をしている		
9	超過課税等、従来からある法定税目を活用している		

チェック項目 1 から 3 は、歳入の減少理由を考える質問です。また 4 から 7 は、お金がないなら歳出を削減するための努力をしているかを考える質問です。8 と 9 は財源の確保についてすでに努力しているかを考える質問です。

財源が本当にないことが分かったら、次にその事務・事業がどのような性格のものなのかを把握しましょう。財政需要が発生したとしても、一般的・広範囲・継続的な性格のもので、住民全体に負担を求めるのが適当であるような場合、法定外目的税で対応するのではなく、地方税法に定められている主な税目（住民税や事業税、固定資産税等）の税率を引き上げることで対応すべき場合もあるからです。

なお、10 から 15 をチェックする際、専門用語で分かりづらいかと思うので、便宜的に①財政需要⇒観光環境整備、②課税対象⇒観光に関する観光客の行為、③税源⇒観光客、に置き換えて考えてみてください。

10	財政需要が急に発生したが、その需要は今後も継続する		
11	その財政需要は特別なものである（住民全般に関わるものでない）		
12	財政需要と課税対象に密接な関係がある		
13	受益と負担の関係は密接である		
14	課税対象の範囲は狭い		
15	財政需要と税源との関係は一時的である		

3 税としてやるべきものであるか否か

税としてやるべきものであるか、分担金、使用料又は手数料として課すべきものであるかは、以下の特徴を踏まえて十分検討する必要があります。

また、受益と負担の関係が明らかになればなるほど、税と負担金との差がなくなるので、それぞれの性質や制度創設の意味をしっかりと理解し、ふさわしいものを選択しなければなりません。

税⇒法律や条例の規定に基づいて強制的に課される

権力性（課税サイドからの一方的なもので、裁判所を通さず差押えや換価処分ができる自力執行権に代表される。）

非対価性（受益の対価としてのお金ではない）

応益課税（地方税の特徴とされる）

- ・受益の範囲がかなり広範囲
- ・受益の範囲が個別に評価することが難しいため、所得や財産、消費等客観的に分かる基準によって評価し、これに応じて負担を求めることが適当であると認められる場合

分担金⇒特定の事業の費用に充てるため、その事業に受益関係のある者からその利益を限度として徴収する金銭（地自法第 224 条）

- ・特定目的のための特定財源として充当される
- ・受益者が特定の集団に限定されている
- ・個々の者ごとに、受益やもたらしている外部不経済（費用負担なく社会全体に不利益を与えること）の程度がかなり明確に評価し得る場合

使用料⇒行政財産の目的外使用又は公の施設の利用について、その対価として徴収する金銭（地自法第 225 条）

手数料⇒特定の者に提供する事務に対して、その費用を償うため、又は報償として徴収する金銭（地自法第 227 条）

- ・競争相手が存在しない公共サービスの対価である性格を持つ

チ　エ　ッ　ク　項　目		はい	いいえ
1	以上の特徴を踏まえて十分検討した結果、税としてもよい		

4 税源の有無について

一般に地方税は、その収入を行政活動の費用に充てるため、住民や関係者をお願いするものとされます。つまり、構成員としてお願いする会費のような性格があるので、全く関係のない人から会費はもらえないのです。また言葉は悪いですが、税として制度化する以上、有っても無くてもどうでもよいものでは困ります。そこで、税源があるか確認しましょう。

また、政策課税の場合、税収の減少が目的達成の度合いになるので、税収の規模は従来の税とは異なった認識をする必要があります。

チエック項目		はい	いいえ
1	課税客体（33 ページ参照）が「わがまち」にある		
2	課税する期間中、課税客体が継続して、かつ十分に存在する		
3	課税客体を正確かつ客観的に捕捉できる		
4	他の税目の税収規模に比べて著しく低くない（政策課税の場合は低くてもよい）		
5	税の収入見込額が、それを充当予定の事業費に見合っている		
6	零細課税(税収の額が極めて少ないもの)とならない(政策課税の場合は除く)		
7	政策課税の場合、政策に沿った場合に課税を回避等できる仕組みを織り込んだ		

5 税の徴収方法(法第 733 条の 3)

徴収の方法は以下の 4 通りありますが、徴税費用や住民の事務負担を考慮して、最適なものを選びましょう。

- 普通徴収 ・ 徴税吏員が納税通知書を納税者に交付して徴収する方法
 - ・ 自分で直接支払う分、納税者意識が出てくる
- 申告納付 ・ 納税者が納付する税の課税標準額と税額を計算して申告し、納税する方法
- 特別徴収 ・ 例えば、サラリーマンが所得税や住民税を天引きで支払っているように、会社など徴収について便宜を有する者に税額の計算や徴収をさせて、納入させる方法
 - ・ 徴収経費が安く済む反面、納税者意識が薄くなる
- 証紙徴収 ・ 納税通知書を交付しないで、証紙で払い込ませる方法

チエック項目		はい	いいえ
1	税収入と比較して徴収費が割高にならない		
2	以上の 4 通りの中から、最適な徴収方法が見つかった		

6 処理基準関係

法定外税を新設したり変更する場合には、あらかじめ総務大臣に協議をし、同意を得なくてはなりません（法第 731 条第 2 項）が、次の 3 点に当てはまる場合を除いて同意することとしており（法第 733 条）、自治税務局長通知で処理の基準を示しています。

(1) 「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」

⇒数値的に表すのは難しいものであり、「著しく過重」とはどれくらいを言うのか不明です。しかし、「かつ」なので、仮に課税標準を同じくしても、負担が著しく過重でなければクリアできると思われます。

チエック項目		はい	いいえ
1	形式的にも実質的にも国税や他の地方税と課税標準が同じではない、又は、同じでも著しく過重とは言えない		
2	法定税目の内容又は趣旨から見て不適当なものではない		
3	他の税目も含めて総合的な負担状況は重くならない		
4	他の地方団体に似たような税がある場合、二重課税にならない		
5	形式的には二重課税になるが、他の課税団体と調整し、分割したり回避する仕組みを作ることができる		
6	転嫁される可能性がある場合、その関係及び影響を検討したり、対策を講じている		
7	負担と受益のバランスがとれている		
8	過去の例や他の税との整合性がとれている		
9	税率決定の根拠はある（妥当であると説明がつく）		

(2) 「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」

チエック項目		はい	いいえ
1	課税により、財・商品・生産物等の「物」の流通やサービスに障害を与えない。または、障害を与えるが、対象物やサービスが外部不経済（*39 ページ分担金の説明参照）的なものである		

(3) 「(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」

⇒この基準は、(1)や(2)に比べて具体的な判断基準が分かりづらいので、ある程度形になったら、総務省に相談する必要があります。

(総務省自治税務局長通知)

・国の経済施策とは……

「経済活動に関して国の各省庁が行う施策（財政施策及び租税施策を含む。）のうち、特に重要な、又は強力に推進を必要とするもの」

・国の経済施策に照らして適当でないこととは……

「課税の目的、内容および方法、住民（納税者）の担税力、住民（納税者）の受益の程度、課税を行う期間、税収入見込額、特定の者によって惹起される特別な財政需要に要する費用のために負担を求める税については当該税収を必要とする特別な財政需要の有無等の諸般の事情から判断して、国の経済施策に照らして適当でないと認められること」

(国地方係争処理委員会の総務省 V S . 横浜市への勧告)

・国の経済施策とは……

「国民の経済生活に直接かつ重要な影響を及ぼす経済施策」

・適当でないとは……

「国の経済施策の推進に障害となる結果、適当でないと判断される場合」

チエツク項目		はい	いいえ
1	分かりづらい基準だが、以上を参考に検討した結果大丈夫だ		

7. 非課税の範囲

地方税法では、税目ごとに非課税の範囲を規定しています。法定外目的税も地方税法上の制度ですから、そこで非課税とされているものには当然課税できません（法第 733 条の 2）。このことは、自治税務局長通知でも留意事項として触れられています。

チエツク項目		はい	いいえ
1	「わがまち」の区域外にある①土地、家屋、物件及びこれからの収入、 ②事務所・事業所での事業並びにこれからの収入、に課税していない		
2	公務上又は業務上の事由による負傷又は疾病に基因して受ける給付で政令で定めるもの（労働基準法又は船員法の規定によって給付を受ける災害補償）に課税していない		
3	税法上他の税目で非課税とされている場合、その趣旨を検討・考慮した		

8 公平・中立・簡素及び訴訟対策

租税の原則として公平・中立・簡素の三大原則がありますが、その内容は簡単に説明すると以下のとおりです。この三点は自治税務局長通知でも留意事項として挙げられています。

また、東京都のいわゆる銀行税のように、納税義務者から訴訟を提起されるということは十分考えられますので、条例制定の際には法令上問題のないように、しっかりと検討する必要があります。

(1) 公平の原則⇒それぞれの負担能力に応じて税を分担する原則。ある者が通常の範囲を超えて受益している場合は、一定の負担を求めても許容される。同様の状況にあるものは同様に、異なる状況にあるものは状況に応じて異なる課税

(2) 中立の原則⇒税制が、その負担を通じて経済活動に対して何らかの影響を与えることは避けられないが、個人や法人の経済活動における自由をできるだけ阻害しないようにする原則

(3) 簡素の原則⇒個人や法人が経済活動を行うに当たっては、税制はその前提条件として常に考慮される要素であることから、税制の仕組みをできるだけ簡素なものとし、納税者が理解しやすいものとする原則

(4) 租税法律主義

憲法第84条で、「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」と規定しており、それを基に地方税法が制定され、実際の賦課・徴収について細かく規定しています。また、地方公共団体の課税権を認め、賦課徴収については条例で定める旨規定しています。

よって、法定外税を条例化する際は、課税要件（それが充足されれば納税義務が成立するという要件で、納税義務者や課税物件、課税物件の帰属、課税標準、税率等をいう）や賦課徴収の手続きを明確に定めること、施行以前に課税がさかのぼらないこと等、地方税法に沿っているかを確認しましょう。

(5) 憲法上の他の規定

憲法には、税以外にもいろいろな規定があります。独自課税によって他の規定が保障する国民の権利を侵害したとして訴えられることもあるでしょうから、関係があるのか検討しましょう。

(主な権利)

- ① 幸福追求権 (憲法第13条)
- ② 信教の自由 (憲法第20条)
- ③ 表現の自由 (憲法第21条)
- ④ 居住・移転・職業選択の自由 (憲法第22条)
- ⑤ 財産権の保障 (憲法第29条)

チエック項目		はい	いいえ
1	公平・中立・簡素のいずれにも抵触しない		
2	訴訟対策もしっかり検討している		

9 期間を定めた課税であるか

処理基準(1)から(3)までの内容を含め、時代が巡ると社会や経済の状況が変化し、それに伴って国の経済施策も変化することが予想されます。

また、目的税である以上、その目的が達成されたら、お別れする日がやってくるかもしれません。ですから、課税期間を定めて、再度検討する時期を決めましょう。自治税務局長通知でも留意事項として挙げられています。

チエック項目		はい	いいえ
1	税源が永久に存在するものではないことを考慮している		
2	財政需要の変化を考慮している		
3	時の社会・経済状況によって変化する、国の経済施策を考慮している		

10 施行のタイミングはよいか

東京都の宿泊税がワールドカップ終了後から施行されたように、施行に当たっては、そのタイミングも検討を要する場合があります。

チエック項目		はい	いいえ
1	タイミングはOK!		

11 その他

税で実現可能な範囲を見極め、事業部門との連携・協力を密にすることは、非常に大切だと思います。

制定に当たって、税務部門側からは断りや細かい注文が次々に入る場合があります、ともすれば事業部門側はもどかしい思いを抱くかもしれません。

しかし、税はその権力性から、要件や手続きなどが厳格に定められ、そのハードルを全てクリアしなければ土台から崩れ去ってしまいます。また、税の目的や使途、コスト、問題点等は、現場の人でないと分からないですし、そこを明確にしないと、住民や納税者の理解を得ることができず、結局うまくいかなくなってしまうでしょう。

そうならないためにも、また、押し付け合いにならないためにも、指揮者を設けることが大切だと先進自治体の担当者も話しています。

そして、税の条件をクリアできない場合や税になじまない場合は、無理せず他の方策に切り替えることを忘れないでください。

制定に当たって、たとえ困難が予想されても、住民や関係者から意見を聴取する機会を積極的に設け、また、説明も十分に行う必要があります。

なぜなら、住民や関係者のためにその税は制定され、税収が使われるのですし、理解を得ないまま形だけ出来上がっても、施行できないという事態になっては元も子もなくなってしまいます。住民側から制定の機運が盛り上がり、その成果としての税となれば、最高のものになるでしょう。

また、関係省庁と広く意見交換することや、第三者機関からの提言を得ること、そして、住民のチェックを受ける意味で、結果報告だけではなく、検討過程を公開することも大切です。

チエック項目		はい	いいえ
1	グループ全体の指揮者を置いている		
2	グループ内の意思疎通は十分図られている		
3	自分の守備範囲外の勉強にも余念がない（税務⇄事業）		
4	メンバーは税金が万能でないことを理解し、固執しない人である		
5	創ろうとしている税の長所・短所を知り尽くしている		
6	メンバーは人と触れ合うのが好きで、説明責任という単語に拒絶反応を示さない		
7	住民・関係者との広聴会・説明会は何回も行う予定である		
8	第三者機関の意見を聞くことは大切だと思う		
9	関係省庁との意見交換は大切だと思う		
10	近隣都道府県・市区町村との意見交換は大切だと思う		

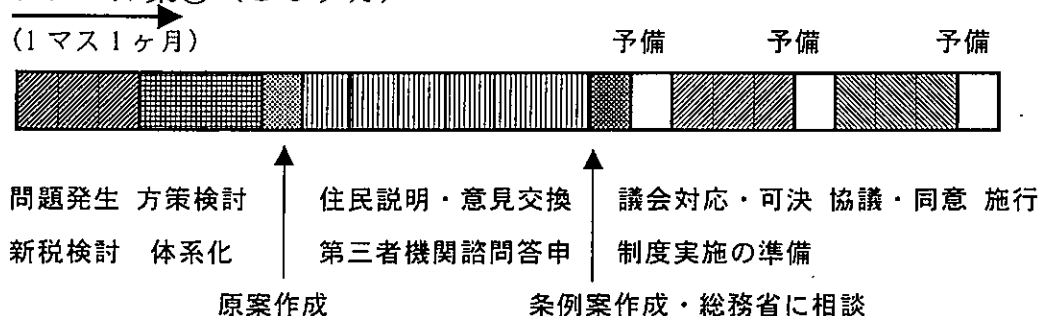
12 作業のタイムスケジュール

施行日から逆算し、計画的に活動を開始することは、大切なことです。

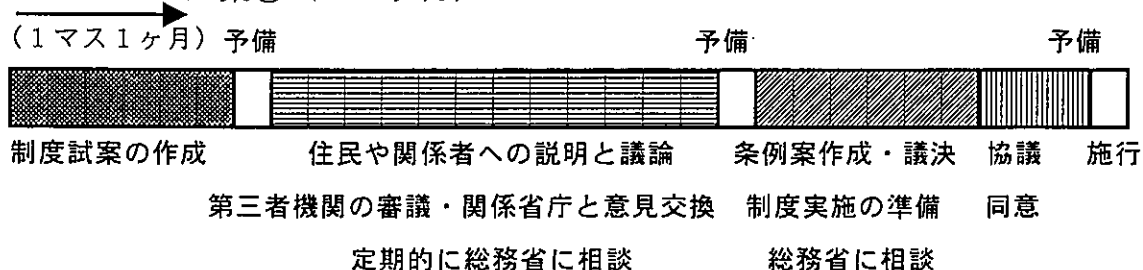
総務省の同意に関する標準的な処理期間は、おおむね3ヶ月と示されています（自治税務局長通知）が、それ以外の作業期間は、解決したい問題や各地方公共団体の事情により異なるでしょうから、タイムスケジュールを作って、計画的に進めていきましょう。

また、案がある程度形になったら、折をみて（12月～3月以外）総務省から技術的助言を得ることは有効ですし、条例案ができた段階（議会に提案する1ヶ月位前）で、形式的・法令的に整っているか相談するのも有効ですから、スケジュールに入れましょう。

スケジュール案①（23ヶ月）



スケジュール案②（30ヶ月）



チェック項目		はい	いいえ
1	解決したい問題を熟考し、課題の洗い出しをしっかりと行うスケジュールである		
2	どのような方法・対策をとるべきか十分に検討できるスケジュールである		
3	住民・関係者と向き合う時間を十分に取ったスケジュールである		
4	条例案を練りに練って、議会对応も万全のスケジュールである		
5	スケジュールには、総務省に相談する予定が入っている		
6	タイムスケジュールは完成した（あとは頑張るのみ）		

13 まとめ

チェックの結果はいかがでしたか。独自課税（法定外目的税）は実現できそうですか？

いずれにしても、独自課税を検討することは、住民や関係者からの要望・要求を実現するため、必要な財源を調達しようとするものです。結果的に独自課税を行うという結論に至らなかったとしても、「税」という厳しいふるいにかけることで、内容の濃い、きめの細かい答えが見出せるだけでなく、今まで無縁だった世界のことを学んだり、問題解決の方策を熟慮したりと、結果的に有意義な作業になると思います。

これからの地方行政は、地方分権の下、権限のみならず財源も「分権」となり、従来の国からの指示・資金頼みの制度ではなく、自らの希望は自らの努力によって叶えていく制度に変わります。

限られた財源を最大限活用し、また必要とされている行政を遂行するためには、従来の縦割りではなく、企画・財政・税務部門と事業部門が一つの有機体として活動する組織へと変貌していくことが求められます。

住民が求めるものを実現し提供する行政活動を行っていく場合、専門的な説明や勇気をもって負担を求めることも必要となります。それには職員の意識や知識のレベルアップが不可欠となります。これからの地方公務員は、住民の求めを実現するために努力する、提案型の職員に変身していかなければなりません。

そんな想いを実現する一歩として作ったこのチェックシートですので、この「独自課税チェックシート」が法定外目的税導入のきっかけとなり、また、あなたの変身ツールとなれば幸いです。

第 2 部

小説 独自課税

ペット税

～わたしとペットのアカルイミライ～



「私」は、某市若手市長の公約により誕生した「納税者のお役に立つ課」主事。日々、庁舎玄関にいちばん近いところにある課の窓口に立ち、市民の苦情や要望を聞いて、その所管する課をさがし、担当課といっしょに問題解決のしかたを考える。課が受けた苦情と要望、対応の結果は、台帳に記録されて、市長に報告される。

「私」は、今まで自分が苦情を受けた案件の顛末について、ひそかに日記に○△×の評価をつけている。さて、今回受けた苦情については、無事○をつけることができるのか・・・？

◆ 9月30日（火）晴れ

今朝、自宅の玄関前で犬のフンをふんだという、前田さんというおじいちゃんが、怒りに燃えて窓口にいらした。犬は一回フンをするとクセになるらしい。前田さんは、いやだな、と思いながら何度も黙って片付けていた末、今回のような事態になり、怒り心頭。

「飼い主をつかまえて罰金でも取ってやれ！ 1個1万円だっ！！」。

係長に話すと、「いるんだよな、時々、マナーが悪いやつが。犯人を捜すのは難しいと思うけど、何か対策できないか、市民環境課に話を聞きに行ってきたら？」とおっしゃるので、前田さんの苦情を、市民環境課に伝えに行った。

市民環境課の衛生係主任・斎藤さんに話を伝えると、市報に飼い主のマナー向上を呼びかける記事を掲載するように手配してくれる、とのこと。でも、それで前田さんの願いに応えたことになるのかな・・・？—斎藤さんは言う。「『フン害』は不衛生だし、苦情も来るし、私たちも妙案がなくて困ってるんです。犬のフンの放置を禁止して、3万円ぐらいの罰金を課す条例を作っている自治体も結構ありますよ。でも、こういう罰則って、作るのはいいけど、やっている現場をおさえないと、なかなか処罰できないんですよ。あとは皆さんのモラルの向上を呼びかけるほかない。それ以上のことは、なかなかね。お金もないし、お金をかければうまくいくってものでもないし・・・」。

市民環境課も、苦労してるんだな。でも、単にモラルに訴えるだけでは、効果に限界があるよね。そういう訴えは、気をつけてほしい人ほど聞いてくれないものなんだよね。

◆ 10月1日（水）くもり

市民環境課から聞いたことを係長に話してみると、こんな話が。「この間テレビで見たんだけど、ドイツでは、犬を飼う場合には、飼い主にこと細かく義務が定められていて、税金も課せられているらしいよ。そういう制度のほうが、単なる広告や罰金より効果的かもしれないね。」…税金？

税金かあ。今日一日、そのことについて考えてみた。

どうせなら、犬だけにかけるのではなく、もっと広く「ペット税」というのは、どうだろう。

だって、考えてみたら、「ペットの迷惑」って、犬のフンだけじゃない。犬のフンは飼い主が片付けられるけど、猫なんか勝手に他人の家の庭でしてしまうし。壁にオシッコかけたり、抜け毛が飛んだり、爪あとついたり、夜中にケンカしたり…。タバコの煙みたいなので、飼ってる人は気にならないけど、飼ってない人には許せないってことが、いっぱいある。「フン害」だけ取り締まるよりも、もっと広く、飼っている人も飼っていない人も気持ちよく過ごせるような方法を考えたほうがいい気がしてきた。

私のウズラマメちゃん（注：猫です）だって、よそのお宅で迷惑かけてるかもしれない。そうしたら、迷惑かけないように何かしなくちゃ！と思うよね…。

明日、市民環境課に話を持っていってみよう。

◆ 10月2日（木）快晴

市民環境課の斎藤さんに、ペット税というのはどうか、と話してみた。

すこし考えて、斎藤さんは言った。

「それはいいかもしれないですねえ。迷惑対策のための財源として足りるかどうかわかりませんが、『ペットを飼うにはコストと責任が生じるんだ』って意識を飼い主に持ってもらうためには、罰金よりも有効な方法かもしれません。

動物の管理に関しては、市は狂犬病の予防注射をやっています。それに、県には動物愛護条例による保護や許可の制度がある。それらとかち合ったりしないで、うまく活かせるものが作ればいいですね。

ちょっと調べて、もっと具体的な案を考えてみます。うちの係長と課長に話してみますから、もし立案されたあかつきには、『お役に立つ課』がバックアップしてくださいね。」

◆ 10月14日（火）晴れ

斎藤さんが、ペット税の具体案を見せにきてくれた。

<ペット税>

- ・ 対象は、犬、猫、その他市長が規則で定める動物（騒音や悪臭など周囲の負担になりうるかどうかを基準に判断する）。
- ・ ペットを飼っている＝所有している人に、ペット1匹につき年間1～2千円の税金を払ってもらう。
- ・ 入ったお金は、公園の衛生対策とか、ペットのしつけ教室、避妊・去勢手術への助成、捨て犬・捨て猫の飼い主あっせんなど、"ペットによる迷惑"を防止する仕事のために使う。
- ・ 課税のしかたは、狂犬病の予防注射のように飼い主に申告してもらい、毎年納税通知書を送る。支払った人には、納税済みのステッカーを交付して、玄関に貼ってもらう。自分の庭や公園でノラネコにエサをあげているような人は、申告しないかもしれないが、市が調査して飼っていると判断できる場合は、まじめに申告した場合よりも高い金額で課税を決定する。
- ・ あわせて、マナーを守っている飼い主の納得を得られるよう、ペットのフンの放置に対する改善指導と罰金の制度も作りたい。

なるほどね。

うちの係長に見せてみると、おおむね好評。課長に話を通し、これからの市民税課との話し合いにも出席すると言ってくれた。

これで日記に○をつけられる日も近いかな？

◆10月27日（月）くもりのち雨

今日はじめて、市民税課の調査係と市民環境課で、ペット税について話し合いを持った。場所は、『お役に立つ課』の会議室。市民環境課と市民税課からは、それぞれ係長と主任さんが出席し、いろいろと質疑応答が交わされた。

以下は、そのとき私がとっていたメモ。

Q. 昭和30年代から50年代まで多くの市町村が「犬税」をかけていた。その復活ではないのか？

A. 犬税は、飼っている人の財力に目をつけた「ぜいたく税」であったといわれている。今の社会では、ペットを飼うことはぜいたくではなく、ごく普通のことである。さらには、飼う人にとってペットは家族の一員となり、楽しみや癒しをもたらす不可欠な存在となりつつある。ただ、そのことによって生ずる社会的な負担があまり認識されていないため、動物を飼っていない人は不公平を感じ、マナーを守っている飼い主は肩身の狭い思いをしているのが現状である。ペット税は、

その不合理的を解消し、「ペットを飼う」という行為に愛情と責任を持ってもらうための、政策目的をもった税である。

Q. 犬にはすでに狂犬病予防制度があり、飼い主は登録手数料や予防注射費用を負担している。これらは税の形式をとっていないが、実質的に二重課税とならないか。

A. 狂犬病予防制度ではマナー違反は取り締まれないし、手数料が入ってもペット政策のためには使えない。ペット税は、まったく違う目的をもった税であって、二重課税ではない。

Q. マナーを守らせることが第一の目的であれば、指導と罰則だけで十分ではないのか。

A. 指導と罰則では、無責任に犬・猫を繁殖させることや悪臭の発生など罰則になりにくいマナー違反は取り締まれない。ペットを飼うこと自体が罰するべき悪いことというわけではなく、問題の解決に最も必要とされるのは、飼う人の責任感と良識が育つことである。税の導入によって責任の自覚を促す一方で、その税収を教育等の有効なペット施策に使うことによって、ある程度その実現を図ることができるものと考えている。

Q. 『税金払ってるんだから、汚した面倒は市が見てくれ』と言われたらどうする？

A. 年間1～2千円では、フンの清掃費用になどとても足りない。税の導入とあわせて悪臭やフン害、捨て猫などに対する改善指導と罰則も定めるつもりである。市民環境課内にパトロールや課税のための調査にあたるチームを編成し、せっかく作った制度を空文化しないだけの体制を整えたい。

また、納税通知書とともに、ペットについての相談窓口や散歩のときのワンポイントアドバイスなどを書いたパンフレットも同封し、飼い主の良識の育成に努めたい。

・・・議論は、延々と続いた。

今日の質疑応答をお互いが持ち帰り、一週間後にまた打ち合わせをすることになった。

市民税課からは、総務省から示されている法定外税の同意要件について説明があり、それについて検討するように宿題が出された。

◆11月5日（水）雨

ペット税について、2回目の話し合いがあった。今度は、3つの課の課長も同席した。この一週間、市民環境課の方々は、よく勉強したみたいだった。

市民税課長から、市民環境課長に質問があった。

Q. 総務省の同意要件にあたるかどうか検討したか。

A. ペット税については、いずれの要件も満たすものとする。

- ① ペットに対する課税は国内にほかになく、国税・地方税と課税標準を同じくするものはない。年間1～2千円では、市民の負担が過重となることもない。
- ② 地方団体における物の流通に重大な障害を与えるものではない。
- ③ 国の経済施策に照らして適当でない、ということもない。

Q. 対象は犬・猫だけか。

A. 最も苦情の多い犬と猫がおもな課税対象となるが、それ以外の動物でも、フェレットや猿のような、悪臭や騒音といった生活環境悪化の原因になりうる動物は、規則によって課税対象と定めたい。その観点から判断して、金魚やカブトムシ、ヒヨコなどは、課税対象外と考えている。また、犬の中でも、盲導犬や災害救助犬のような公益に役立つ動物は、課税免除とすべきと考える。また、学校や研究機関で試験や研究のために飼育されている動物についても、課税対象から外すことが適当と思われる。

ーじゃあ、うちのぐりんちゃんは非課税かな。うちの課長がつぶやいた（ミドリガメを飼っているのよね…）。

Q. 県は動物愛護条例を持っており、「動物の愛護及び管理に関する法律」において、動物の愛護と管理に関する施策を中心となって行う自治体として位置づけられている。市としては、県に対してペット施策の強化や税の導入を要望するのが筋ではないか。

A. 動物愛護法には、国及び地方公共団体が、相互に連携をしながら、動物の愛護と管理についての普及啓発を図るべきものと定められている。県がおもにその事務を所管しているから市は何もできない、ということはない。

県が施策を行うのであれば、都市部でも農村地帯でも同じ施策でなければならない。わが市は人口20万人、マンションや新興住宅街など、人が密集して住んでいる地域が多いため、それだけ市民は周りに気を遣って生活しなければならず、ペットの飼い方についても、行政として何らかの配慮をすることを求められる。一方、敷地が広く隣家が離れている農村部の村や町に同じ税を導入しようとすれば、犬や猫を飼う形態自体がかなり違うので、住民の納得を得ることは難しいだろう。このような住民の生活に即した税を導入するならば、市町村単位でその必要性を判断するのが、最も適当である。

県に助言や協力を求めつつ、わが市で必要とされるペット施策を独自に展開すれば、お互いの特性を生かした、より有効な施策ができるものとする。相互に整合性のとれた制度とするために、県の担当課とは、内々に相談をしているところである。

Q. ペットショップで飼っている犬・猫にも課税するのか？

A. 動物取扱業者も、とくに区別なく課税対象とすべきである。動物を売るなどして収入を得ている、という点では家畜を飼っている農業者と同じともいえるが、人間の生命を維持するための食糧を供給するのと、愛玩の対象を供給するのでは同列に考えることはできない。自動車税は、販売業者であっても所有者であれば課税される。ペットは、「持っている人の生活にプラスであるが、なくても生きられないわけではない」という意味においては自動車と同じでありーペットがなくては生きられない、という人もいるかもしれないが、少なくとも、現在の行政がとるべき見解はそうであるー、それと同様に考えるべきである。

ただ、動物取扱業者については、動物の所有が流動的なので、4月1日時点で所有する動物について1年に1度まとめて申告すればよいことにしたい。その際、動物の売却先などもあわせて申告してもらえば、市民のペットの所有状況を把握する一助となると考える。

Q. 税収はどのくらいになりそうか？

A. 総理府が平成12年に行った調査に基づけば、わが市のような中都市では、約30%の人が犬か猫を飼っていると推定される。わが市は約66,000世帯を有しており、その3割が犬または猫を1匹飼っているものと仮定すれば、1匹1年1,500円として年間3,000万円の収入になる。これですべてがまかなえるか不明だが、ペット対策の財源としたい。

Q. 飼い主が子供の場合、納税義務はどうなる？

A. 申告の際に親が判断することになるが、未成年者でも納税義務者になることができる。「自分のペットに責任を持つ」という意識を育てるよい教育になるかもしれない。滞納すれば、親権者に納めてもらうことになるが。

Q. ノラネコに公園や自宅の庭で毎日エサをあげているような人は、課税対象となるのか。

A. 本人に「飼っている」という意識はないかもしれないが、エサをあげる頻度や排他独占性から、「所有し、飼育している」といえるものと認められれば、課税対象とすべきと考える。認定のための具体的な判断基準は規則で定めたい。

Q. 課税事務はどのように分担するのか。

A. 課税対象の把握と調査といった中心的部分は市民環境課がやる。納税通知書の発送と徴収だけ税務部門にお願いしたい。

Q. 市民の了解は得られるのか。

A. 税金をかけられて喜ぶ者はいないが、払ったことを納得してもらえだけの施策をやりたいと考えている。住民説明会では、具体的な施策を示して市民を説得するつもりである。

...

市民税課は、市民環境課の勉強熱心さに感心して、課税事務の細かい技術的な問題の検討などについて、全面的に協力すると言ってくれた。細かい点を詰めた上で、市長に話を持っていこう、って！

ほんとうに、実現しそうだ。

◆ 11月27日（木）快晴 寒かった。

日記にペット税のことを書くのは久しぶり。

今日、市民環境課、市民税課、納税者のお役に立つ課の課長が、ペット税案を持って市長に説明に行った。

市長は案を快諾し、住民説明会にも出席してくださるとのこと。「納税者のお役に立つ課」が、実際に政策立案のきっかけとなったことを、喜んでくださったらしい。

バンザイ！ 前田さんの苦情を、受けたかいがあったよね。

◆ 1月24日（土）雪

今日、初めての住民説明会があった。

ちょっと雪が降ったけど、市報だけでなく、新聞やインターネットなどいろんな媒体を使って広報したせいか、たくさんの市民の方が来てくださった。ペットを飼っている人も飼っていない人もいて、賛否両論。「市はお金を取ることしか考えてない」とか、ずいぶん厳しいお言葉をいただいたし、市の環境行政のありかたとか、窓口の対応のしかたにまで、たくさんのご意見をいただいた。「ドッグヤードを作ってはどうか」とか、要望や提案もあった。

市民環境課長は、ペットによる生活環境の悪化について具体的な例を示し、どんな施策をやっていきたいか、熱心に説明した。市長も出席し、一緒に説明にあたられた。さすがに、全員納得、というわけにはいかないものの、この市にはペット施策が必要だ、ということは、大勢の方が理解してくださったように見えた。衛生係の斎藤さんは、「これだけ要望や意見を一度に浴びる機会は今までなかったから、緊張しましたが、収穫も大きかったですよ」と後で言っていた。

説明会の最後に、市長はこう呼びかけられた。

「みなさん。ペットに対する施策は、わが市の市民がみな快適で衛生的な生活を送るために、ぜひとも必要なものです。

私は、新税がブームだからとか、財政難でお金を取るところがほしいからといった理由で、この税の導入をみなさんに提案するわけではありません。いま、現実には、市民の方々の間に、ペットをめぐるトラブルや不満が多く生まれている。その問題を解決するために、行政としてどのような方法をとるべきなのか、さまざまな観点

から考えた結果が、この税です。

ペットというものは、ただ一時的な感情でかわいがり、楽しむだけではなく、つねに愛情と責任を持ち、ときにはお金をかけることもいとわずに、飼い続けなければならないものです。飼い主を納税者と位置づけ、毎年一定のお金を支払っていただくことによって、相応の負担をしていただくだけでなく、その責任の自覚を促すことができる。たかが税ですが、私は、この税には市民のペットを飼うことに対する意識を変える力があると思っています。それは、飼っている人にとっても飼わない人にとっても、この市を住みやすい町に変えるカギになる。私はそう信じています。

必ず、税を払っていただいただけの価値のあるペット施策をやっていくことをお約束します。どうぞ、ペット税の導入をご理解くださるようお願い申し上げます。」

この調子で市民の説得を続ければ、きっと春になる頃には、議会での議決も得られるだろうと、うちの係長は言っていた。総務省の同意も多分クリアできるだろうし、そうしたら、晴れて新税誕生だ。すごい。もしかして、県内初？

「納税者のお役に立つ課」の担当としては、この成果は○どころか◎だな。私も、ウズラマメちゃんの税金を払わなくちゃならない。でも、これでかえって動物を飼いやすい世の中になると思うと、明るい未来が待っている気がするな（言い過ぎ？）。

よーし、明日の苦情も、よろこんで聞くぞ♪。

おわり

<ペット税>

課税主体：某市

項 目	内 容
名 称	ペット税
税 の 種 類	法定外目的税（税収の使途が課税目的に限定される）
課 税 目 的	ペットの飼い主の良識を育て、清潔で静かな市民の生活環境を守ることによって、ペットと人間とのよりよい共生を図るためのもの
課 税 客 体	犬、猫、その他市長が規則で定める動物(以下、「その他の動物」という。)の所有 ただし、盲導犬等の身体障害者補助犬、災害救助犬等の公益に資する動物は規則で除外する。
納税義務者	市内において犬、猫、その他の動物を所有する者
課税標準と税率	上記動物 1 匹につき 1 年に 1,500 円 (払った人には玄関に貼る納税済みステッカーを交付)
徴 収 方 法	生後 90 日以上犬、猫、その他の動物の所有者に所有の事実を申告(動物取扱業者は 1 年に一度)してもらい、毎年 4 月 1 日現在の所有者に 6 月 1 日付けで納税通知を送付する。申告のない者については、市で調査の上課税処分する（この場合、最初 3 年間は税額 2,000 円とする）。
税収の使途	ペットによる公共の場の汚染に対する衛生対策、ペットの避妊・去勢手術への助成、ペットのしつけ教室などの教育と意識啓発、子供向けの動物育て方教室、捨て犬・捨て猫の飼い主あっせん等、ペットと人との共生に資する施策に使う。
見込み税収	年間 3,000 万円（市民 20 万人・約 66,000 世帯の 30%の世帯が 1 匹所有と仮定）
課 税 期 間	成立後 5 年ごとに見直しを行う
成立までの経緯	平成 15 年 9 月 19 日 市議会でペット税条例可決 同月 26 日 総務大臣への協議申出 12 月 25 日 総務大臣の同意 平成 16 年 1 月 9 日 条例公布 4 月 1 日 ペット税条例施行

子育て支援のための独自課税

～あなたの子育て応援します～



1 いつもの朝

「ピピッ！ピピッ！ピピッ！」

小柳裕子は、枕元にある目覚まし時計を手を取った。時計の針は裕子が毎日起きている午前5時20分を指していた。

裕子は隣で寝ている夫の秀樹と2歳になる娘の光の寝顔をチラッと見てから起き上がると、まだ寝ている家族の朝食とお弁当づくり、洗濯、自分の着替えなどを流れ作業のようにこなしていった。

時計代わりのテレビが午前6時を知らせ、夫の秀樹がリビングに顔を出すころには、3人分の朝食と弁当がキッチンカウンターに並び、裕子もすっかり身支度を整え終わっていた。

秀樹が、トーストをかじりながら新聞に目を通してしていると、寝室から光がぐずる声と裕子がなだめすかしながら着替えさせている声が聞こえてきた。秀樹は、光をこんなに朝早く起こすことを少しかわいそうに思っているものの、早く手のかからないようになればいいなと、ぼんやりと考えていた。新聞をたたみ、キッチンカウンターにかわいいキャラクターのハンカチで包まれて置かれたお弁当を手にとり「せめて普通のハンカチにして欲しいな〜。」とつぶやきながら秀樹は席を立った。

裕子は、秀樹がドアを開けながら「今夜は飲み会だから、夕御飯はいらないよ。いただきます。」というのを、寝ぼけている光に服を着せながら聞いていた。そして、身支度を終えて、また、眠りに落ちかけている光に「パパは、今日も遊んでくるんだって！」と不満をぶつけていた。

時計は6時半になろうとしていた。裕子は光を車に乗せ、自分の実家に向かった。裕子は母親に光を預けて、都心への勤めを続けていた。裕子が住んでいるマンションは、駅から歩いて10分ほどのところにあるが、近くに光を預ける認可外保育施設がなく、市立保育所の入所条件にも当てはまらなかったため、仕方なく実家に預けることにしたのだった。実家までは車で15分ほどであった。走り出してすぐに、助手席のチャイルドシートの光は可愛い寝息を立て始めた。裕子は、光をかわいそうに思う反面、仕事を続けたい気持ちもあり複雑な心境だった。裕子の母親は、光が生まれたあとも仕事を続けている裕子に、仕事を辞めて子育てに専念するよう、顔をみるたびにうるさく言っていた。裕子はハンドルを握りながら、これから母親に言われる嫌味が一言で終わるように願っていた。

実家に着いた裕子は、眠っている光を車から降ろすと、母親に託して駅へ向かった。

2 日常の中で

谷川博は、駅から市役所までの上り坂を、あくびをしながら歩いていた。東玄関の近くで上司の佐藤に追いつき、雑談を交わしながら自分の席に向かった。

谷川は、市の「子供すこやか課」という保育や子育て支援などを担当する課に所属するちょっとお茶目な性格の主任である。

その日は12月定例市議会の開会日。翌週に控えた一般質問の発言通告の提出日でもあった。

その日の午後に行われた一般質問の担当割り振り会議において、子育て支援についての質問が「子供すこやか課」に割り当てられた。会議に出ていた主幹の上村は、課に戻り、佐藤主査と谷川主任を呼ぶと、言いにくそうに話を切り出した。

「佐藤君と谷川君、年末の忙しいところ悪いね。一般質問がひとつウチに当たったんだ。質問内容は子育て支援、市内の保育所や認可外保育施設の保育サービスの向上についてなんだよ。そこで、佐藤君と谷川君で現在の市の施策状況と今後の見通しについて答弁書を書いてくれないか。」

その話を聞いていた課長の坂井がテーブルのそばに来ると、

「資料の収集もよろしく頼むよ。」と言った。

佐藤と谷川は、早速今までの資料を当てることにした。谷川は、今夜は遅くなりそうだなと溜め息をついた。佐藤は、誰かに電話して、今までの議会での陳情や要望、議会答弁での流れなどの資料を集めに、課を飛び出していった。谷川は今までの予算要求調書や課の事業計画、さらには総合振興計画などに、缶コーヒーを飲みながら、蛍光マーカー片手に悪戦苦闘を続けていた。ひと段落した二人は、夜食を食べながら、それぞれの収穫について話しあった。そして、市内の保育サービスについての現状と問題点を次のように整理した。

- ① 市内には、市立保育所と民間の認可保育所が数か所ずつあるが、保育所の受け入れ児童数が少なく、待機児童が多い。
- ② 市は、民間の認可保育所に施設建設や運営に要する費用を補助していた。
- ③ 市立保育所と民間の認可保育所の保育時間は朝8時から夕方5時までであり、保育時間が短く、仕事を持つ女性にとって不便であると要望が寄せられている。
- ④ 認可外保育施設は市の中心部に十数か所あり、基本的な開設時間は朝8時から夕方5時までであるが、母親の要望を受け、早朝保育や延長保育を実施している。
- ⑤ 認可外保育施設の保育サービスは、認可保育所並みに質の高い施設もあったが、そうでないものもある。
- ⑥ 母親の育児ノイローゼが原因となる児童虐待が増加していることや、子供の養育のために仕事を辞めざるをえない女性が増えている。
- ⑦ 過去の一般質問には、子育て支援策、母親の社会参加支援、仕事と子育ての両立支援などがあるが、市独自の施策は特になかった。

佐藤と谷川は、数日間、資料とパソコンに向き合い、答弁書の原案を作り上げた。

答弁書の内容は、市内の保育所や認可外保育所の概要説明、保育所、認可外保育施設の実態調査や保育園等の保護者のアンケートを実施すること、さらに関係課と調整を図って今後新たな施策を展開したいというものであった。

上村主幹や坂井課長からは、実態調査などの実施時期を明確にすること、県に要望すること、市民要望が出されている子育て支援策の充実について市が認識を持っていることを付け加えるよう指示があり、集めた資料などで文章を組み立てなおして、何とか答弁書締切りに間に合ったのだった。

それから数日が経ち、谷川はいつもの生活に戻っていた。12月定例会も無事終わり、すぐに正月休みに入った。

3 動き始める

年明け早々、谷川の同期で、男女共同参画推進課の町田からメールが来た。それは、男女共同参画推進課と子供すこやか課とで共同して、子育て支援と女性の就労促進に関する事業を立ち上げようという下話だった。谷川は、先月の一般質問のときから子育て支援策や保育サービスの充実について考えていたこともあり、この共同事業を実現させたいと上司の佐藤主査に伝えた。

佐藤主査も、谷川と同じ考えを以前から持っていたようで、すぐに上村主幹と3人で子供すこやか課としてどう対応するか話し合った結果、保育所と認可外保育施設についての市独自の補助事業の新設を提案することになった。その内容は、保育時間の延長や、一時保育サービス、保育環境の質の向上などに市独自の基準を策定し、適するものには補助金を交付すること。交付後は、事業者に対し市の検査を受けることと市に年数回報告することを義務付けるとともに、預けている保護者へのアンケート調査の実施と第三者によるチェック機関を設け、確実に実施されているかを検証して補助金支出の適正化を図る制度とするものである。

この事業案を課長に報告すると、即座に次のような指示があった。

「国の動向や市長公約、今までの議会質問等の経緯、市民要望なども考慮すると、子育て支援策は市として必要な施策である。子育て支援行動計画を策定し、具体的な施策について男女共同参画推進課や関係課と調整し、市の独自色を持った政策として実現するように。」

谷川がこのことを電話で男女共同参画推進課の町田に伝え、町田もまた、上司の了解を得ていた。そこで、2つの課の担当者会議を開くことになった。

1月も終わろうとしたある日の午後、市庁舎3階の302会議室に谷川と上村主幹、佐藤主査が入った。会議室には既に、町田とその上司の中島主幹、松本主査が待っていた。会議では、それぞれの課の現状説明と今回のプランの検討状況を説明した。谷川は「保育サービス向上促進補助事業」の概要を説明した。町田は、事業者へ育児・

介護休業法の啓発活動、仕事を持つ母親への相談窓口の開設、父親の子育て講座の開催などを説明した。そして、年度末までに基本方針を策定することとなった。

男女共同参画推進課の松本主査が質問した。

「保育に関してほとんど知識がないので教えてもらいたいのですが。保育所などへの補助事業というのは、女性の社会参加に役立ちますか？女性の社会参加支援という立場で言うと、子育てを女性に押し付けることになりませんか？」

谷川は、言葉を選びながら答えた。

「保育サービスの向上は、あくまでも子供の保育を受ける環境の整備を主眼としていまして、その効果は子育て中の両親双方にも作用すると考えています。もちろん、現状として子育ての大部分を担っている母親に対して、より効果があると考えています。」

松本は丁寧にうなずくと、手元の資料に何か書き込みをしていた。

次に、中島主幹から質問が出た。

「谷川君、保育サービスの向上ということだけど、既存の補助事業の中で保育サービスの向上は期待できないのだろうか？それと、保育サービス向上は緊急の課題って言えるの？今、行っている保育サービスでは物足りないっていうこと？」

「本市は首都圏にあり、道路や鉄道などの交通網も良好な環境にあります。そこで、駅前など交通の便の良いところにマンションの建設が相次いでいることや、町工場跡地の再開発ビルへ大手民間企業数社が移転している状況もありまして、都心への通勤者とか比較的若い世代の共働き世帯の転入が増加しており、子育て、特に保育についての行政サービス需要は急増しています。そこで、延長保育の実施など都市型の多様なサービスに転換させ、保育サービス全体のレベルアップを図ることが緊急の課題となっています。」

上村主幹は、男女共同参画推進課に質問した。

「男女共同参画推進課さんが提案している“仕事を持つ母親への相談窓口の開設”は、ウチの課で行っている、“子育て相談窓口”とは違うの？」

今度は、町田がファイルを慌ただしくめくりながら答えた。

「この相談窓口は、母親の就労環境を整えるために、男女が対等な立場で家族生活を営むにはどうしたら良いかアドバイスするのが主な事業です。ですから子育ての具体的な内容は、子供すこやか課さんの“子育て相談窓口”を案内することなどの対応を考えています。」

上村主幹は町田の説明を聞いた後、しばらく黙って何か考えていたが、新たな提案をした。

「ならば、いっそのこと相談窓口を統合したらどうだろうか。相談した人だって、自分の悩みを的確に把握しているとは限らない。窓口で相談しているうちに内容が整理

され問題点が浮き彫りになる場合もある。それに対応するということであれば、窓口を統合し、相談の対応範囲を広げたほうが効率的で、相談者の立場に立った行政サービスになるのではないだろうか。その辺の相談を受ける人材などは、男女共同参画推進課さんのほうで知恵出してよ。ウチも協力するから。」

会議は、プランについてさらに検討を加えることを決めて終わった。

新年度を迎え人事異動も行われた。子供すこやか課は変化がなかったものの、男女共同参画推進課の松本主査は主税課に異動した。

4 大きな壁

その後も、月に一度のペースで担当者会議が開かれプランを煮詰め、プランを実行するシステムも出来上がった。子供すこやか課の「保育サービス向上促進補助事業」も条例案などの法規審査も済ませた。谷川は部長の審査が通るよう心の中で祈った。男女共同参画推進課も、それぞれの施策を「男女共同参画推進事業」と一つにまとめて要綱案や規則案の法規審査を済ませた。次の仕事は、それぞれの部長決裁をもらうことだった。

お盆も過ぎたある日の午後、谷川と坂井課長、上村主幹、佐藤主査は子供すこやか課を所掌している健康福祉部長に決裁をもらうため、説明に行った。部長は、打合わせテーブルにつくと、ちょっと時間をくれと言い、資料に目を通した。しばらくして、課長が概要を説明し、主幹がシステムの詳細を説明した。部長からはいろいろと説明を求められた。谷川は、横で資料を手渡したりしながら、主幹の手持ち資料に書き込みがビッチリしてあるのを見て、心強く思った。はじめは突飛な質問をしたり、「そもそも論」をしたりと驚くことの多かったのがウソのようである。部長からは、このプランを三役に説明するときの重要な点は市長の公約などに合致していることだと強調するよう付け加えられた。何点かの質問の後、予算付けされるかどうか微妙だとも言っていたが、無事に決裁をもらうことができた。決裁をもらったことを町田に連絡すると、男女共同参画推進課は明日が部長説明とのことであった。その晩、谷川と課長らは残暑払いで盛り上がり、終電近くまで飲み歩いた。

次の日、谷川は少しお酒が残るだるい体で出勤した。皆、だるそうであった。お昼少し前、町田が課に顔を出した。男女共同参画推進課も部長の決裁をもらったとのことであった。これで、プランが大きく前進した。

そして秋口、来年度予算編成の時期が来た。谷川と町田はそれぞれ予算要求調書の新規事業欄に予算を書き込んでいった。

財政課との予算ヒアリングは、坂井課長、上村主幹、佐藤主査ほか何人かの主査で臨んだ。谷川は自席で日常業務をしながらも、気になって仕方なかった。

子供すこやか課の新規事業は「保育サービス向上促進補助事業」だけで、その他の

主査は戻ってきた。谷川は隣の主査に様子を聞いた。すると、

「そっちは、かなり苦戦してるぞ。今年の財政課はかなり厳しいよ。主幹は、手持ち資料を総動員して、かなり粘っているよ。」

それを聞いた谷川は、すぎるような気持ちだった。しばらくして坂井課長と佐藤主査が戻ってきた。課長は谷川を見ると首を横に振った。二人は、課長席の横で何か話し合っていた。ちょっとして、課のドアが激しく開いた。開けたのは上村主幹だった。主幹が怒っているのは明らかだった。そして、谷川のところに来ると予算が付かなくて申し訳ないと詫びた。谷川が原因を尋ねると、

「財政課が言うには、市の財政は非常に厳しく今後も良くなる見通しが無い。景気が悪くて税収が伸びない状況では、新規の補助金というのは予算が付けられない。保育サービスの向上が重要なのは理解できるが、他の施策とのバランスを考えると優先させる理由に乏しいということらしい。何度説明しても、その繰り返し。しまいには頭に來たよ。」と、まくし立てた後、自分の席にすわり、資料をパラパラとめくった。

谷川は、体の力が抜けて呆然とした。すると佐藤主査から、男女共同参画推進課に財政課ヒアリングの結果を説明に行くから、一緒に来るように言われた。

谷川と佐藤が男女共同参画推進課に入ると、中島主幹と町田が資料を見ながら話をしていて。その様子から、こっちも駄目だったと谷川は悟った。佐藤は中島と町田に予算がつかなかったことを伝えた。

中島も苦笑いしながら、ほぼ同じことを財政課から言われて予算がつかなかったことを佐藤と谷川に話した。その夜、谷川と町田は終電近くまで駅の近くの居酒屋で言葉少なに飲んでいて。しかし、酒の味はまずかった。

5 思わぬところで

谷川は、沈んだ気持ちのまま数日を過ごした。自分の考えた事業が、あと少しで実現するところまで行ったと思うと残念でならなかった。

そんなある日、通勤電車の中で暇を持て余していた谷川は、横目で隣の人の新聞を拾い読みしていた。隣の人が新聞をめくるままに読んでいて、高知県で新税が検討されているという記事が目にとまった。高知県では環境問題の重視と地方分権の推進を背景に、「県民参加による森林保全」の意識を高めるとともに、公益上必要で緊急に整備する必要がある森林の混交林化を進め、森林の環境面の機能を保全するため新たな税制を設けるというものであった。

新聞記事を読みながら、新たな事業を行うために新税を検討するということがあるのかと感心していた。

そのとき、谷川はひらめくものがあり、

「そうか！新税っていうのがあったのか。」と、思わず声に出してしまった。

隣のは、谷川が突然声を上げたので、いぶかしげに谷川を見つめた。恥ずかしくなった谷川は、寝たふりをしてその場をやり過ごすことにしたが、目を閉じていても記事の内容が気になって仕方がなかった。

電車を降りた谷川は、記事の続きが読みたかったので、ホームの売店で新聞を買い求めた。新聞には、森林が雨水を貯えたり浄化する機能や二酸化炭素を取り込んで地球温暖化を防ぐ働きを持っていて、水源のかん養のため重要な役割があることや、新税が県民税の均等割を500円超過課税し、その税収を基金に入れて水源かん養のための新規事業の予算に充てることなどが紹介されていた。

谷川は、高知県の新税案を参考として、子育てプランの中に新税の仕組みを実現できないかと考えをめぐらしながら、佐藤主査に新税の話をした。佐藤主査もおおまかには理解したようだったが、新税の仕組みが今一つわからないようすで、自分なりに新税について調べてみると言った。次に谷川は町田にメールを送った。すると、町田から「面白い発想だが、プランにそれが活かせるのか？」と返信があった。

谷川は、新税について調べた。平成12年の地方分権一括法によって地方税法が改正され、地方自治体の自主財源の確保のため課税自主権が尊重され、法定外普通税、法定外目的税、既存の税目の超過課税などが従来よりも、より地方自治体の側に立った仕組みに改められたことがわかった。

そのことを町田や佐藤主査に伝えたと、二人ともあのプランを生かすために新税で何ができるだろうかと考え始めたということだった。

町田は、主税課に顔を出した。主税課には、春まで町田の上司だった松本が総務担当主査として異動してきている。松本は、町田が声をかけると事務の手を止め、自分の横に椅子を持ってきて座らせた。松本は予算がらみで忙しくて参っているとぼやき、話し相手が来てくれてうれしいと笑いながら言った。

町田は、プランに予算がつかなかったことを話した。すると松本は、
「町田さん、人づてに聞いたよ。良い案だと思ったんだけどな。市長公約にもあるし、市の総合振興計画にも盛り込まれているのにね。」

町田は、新税のことを切り出した。

「そのことなんですが、新税の収入を歳入計画としたプランに作り変えて、再度やってみようと思っているんですが。」

松本は、聞き返した。

「それは、事業計画の中で、新税の創設もするということ？」

町田は、目に少し力を入れて話し出した。

「そうです。あのプランの事業費を算出し、それに見合う新税を創設する。その上で、税収を事業費に当てるのです。ほかの自治体で、森林保全や環境保護などの事業費の一部とするために検討していたり、実際に創設に動いたりしているのを参考にします。」

まだ具体的な検討は始めていませんが、子供すこやか課の感触も結構いいですし、事業案はあのままで財政的なアプローチを含めたプランに変えようと思っているところです。そこで、松本主査に協力してもらえればと思ってやって来たのです。」

松本は、うなずきながら答えた。

「それは、やってみる価値があるかもしれない。僕はあんまり新税の知識はないが、ウチの企画担当の吉岡さんに町田さんの手伝いをしてもらえないか話をしてみよう。確か吉岡さんは町田さんと同期だよな。」

町田はうれしくなった。吉岡は会議中とのことで、後で松本から連絡をもらうことにして主税課を後にした。

まもなく、松本から連絡が入った。主税課ではプランについて町田たちに具体的に説明してもらいたいという意向があるとのことだった。町田は、谷川に連絡を取り、手元にある資料を集めて主税課に行くことにした。連絡をもらった谷川は、町田の動きの速さに驚きつつも、主税課がプランの立案に加わってくれば、一気に本格化する可能性があると思った。一緒に歩いている佐藤主査も、主税課を説得してこっちに引っ張り込めれば、プラン実現に向けて大きな力になると小声で言った。

6 動き始める

市庁舎2階の主税課の打ち合わせテーブルに谷川、佐藤、町田の3名が揃うと、主税課の松本主査、滝口主査と吉岡がテーブルについた。

まず、口を開いたのは松本だった。

「お忙しいところ、お呼びだてしてすみません。先ほど町田さんから協力してほしいとお話があったので、うちの企画担当の滝口に話をしたところ、新税ということであれば、とにかくその事業の内容を聞いてみないと、ということだったので。」

次に、滝口が自己紹介がてら、

「主税課企画担当の滝口です。松本さんから大体の話は聞きました。新規事業に新税案も入れたいとのことですが、その新規事業が不案内なので教えていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。」

まず、谷川が説明した。

「事業についてということですが、その前に、主税課の松本さんに相談にうかがった経緯からお話させていただきます。」

先日、新聞の記事で、高知県で新税が検討されているということを知りました。それは森林環境税といって、法定外税ではなく、県民税の均等割の超過課税という方式で県民に広く薄く負担を求めることによって森林の保護などの施策を講じ、水源を守ろうとするものです。高知県では水源も水の消費地も県内にあるという独自性がありますが、均等割を500円超過課税し、その税収を基金に入れて森林保護の新規事業

の予算に充てるそうです。

私たちは高知県の取組みをヒントに、私たちが抱える課題を解決できるか考えてみました。このまちの将来を託す世代が育っていかなかったら、まちは衰退してしまいます。今は、通勤に便利な環境や、マンション建設、再開発ビルのオフィス街の形成などによって人口が増え、しかも若い子育て世代も転入していますが、子育て環境を整えておかないと、いずれ市民ニーズに対応しきれなくなり、まちの魅力を失ってしまいます。ですから、保育所の増設や保育サービスなどの充実を図る必要があると考えています。そこで、補助事業の創設によって保育サービスの充実に努めたいと考え、計画を策定しましたが、財政サイドに認められなかったというのが現状です。そこで、税収という形で財源が確保できれば私たちのめざす施策が実現できるのではないかと考えたのです。

ちょうど、町田君が松本主査にお世話になったということもあり、町田君から松本主査に相談してもらったのです。」

この続きを佐藤主査が引き継いだ。

「ですが、私たちには税に関する知識がありませんので、実現しようとするのが、高知県のような方式をとるのがいいのか、法定外目的税や他に方法があるのかということも含めて、一緒に加わっていただければとお願いするものです。」

そして、谷川、町田、佐藤は、資料を手に熱心にプランを説明した。

全体の説明が終わり、滝口は顔を上げると、

「プランの大体のことはわかりました。新規事業が市民要望を元にしていて、行政需要はあるといえるし、その点では新税を検討するのもひとつの案だと思います。私も説明を聞きながら興味を持ってきました。主税課も協力させていただきます。このことは上司に了解を得ておきます。」と語った。谷川たちはほっとした。ところが、それまで黙っていた吉岡が、真剣な顔で話し出した。

「企画担当の吉岡です。私も主査の滝口と同じ考えですが、本市の新税の状況を言うと、今までは自主財源確保という側面からの検討が主なものであったのが実情です。ですから、政策が前面に出た新税ということになると、税金の用途などの政策的な部分については、子供すこやか課と男女共同参画推進課で対応していただきたいと思います。税金は目的がしっかりしていないと、議会や総務省に説明できないので。主税課としては、お手伝いはしますが前面には立てないということを御了承ください。

先進地の例でもうかがえますが、何か新しいことをしようとするときに、市民に負担が生じるものについては、きちんとした住民説明と合意形成が必要です。税収をどう使うかは、そちらで事業計画を立てていただいて市民の合意を得ることが、行政の説明責任という意味でも大切です。それを基本として、私たち主税課は税制についての技術的な支援ということで協力させていただきます。先ほどの説明をお聞きすると、

プランがしっかりしていますので、主税課としても安心しています。」

谷川たちは、もちろん事業計画等については2つの課の主導で進めていくと答えた。谷川は、吉岡の几帳面な性格を知っていた。立場を明確にすれば、吉岡ならやってくれると確信していた。

とにかく、主税課の協力を得られるようになった。谷川と、町田、吉岡は、新規採用のときからの飲み仲間で、たまに旅行に行くほどの仲だった。

7 実現に向けて

谷川たちはプランに自信を持っていた。また、市民要望であることも谷川たちを勇気づけていた。谷川は市のプロジェクト・チーム設置規程に基づいて総務部長の決裁を得た。今回のプロジェクト・チームのリーダーは、男女共同参画推進課と主税課を所掌している総務部長となった。サブリーダーは子供すこやか課を所掌する健康福祉部長である。そして、プロジェクト・チームは、谷川たち担当者会議のメンバーに主税課の滝口主査と吉岡が加わって立ちあがった。

気心の知れている谷川、町田、吉岡が中心となり、子供すこやか課と男女共同参画推進課は、事業について条例などの議会対応も考えた上でのシステムの再構築をすることとした。主税課は、このプランは施策として広がりがあるので、法定外税ではなく、既存税目の超過課税で新税案を検討したいと提案した。プランの整合性や、文言の整理をして何とか各課とも10月下旬に決裁をもらった。

11月の初め、いよいよ再構築したプランでリーダーである総務部長に説明する日がやってきた。10時すこし前に市庁舎5階にある特別会議室に集まった子供すこやか課、男女共同参画推進課、主税課の役付き職員と谷川、町田、吉岡らは、総務部長が入ってくるのを待っていた。総務部長の若松は、手に資料を持ちながら席についた。早速、プランについての説明が始められた。若松部長はじっと資料を見て、時折書き込みをしながら、各課長の説明を聞いていた。一通りの説明が終わると、質疑に移った。

総務部長は、まず本市の子育て支援の問題点について質問した。子供すこやか課の坂井課長が答えた。

「本市の子育て支援の問題点は、現状の保育サービスでは市民ニーズに十分に对应されていないということです。特に若い世代の共働き世帯においては核家族化が進んでおり、共働きであることから子供を保育所などに預けながら働く家庭が多くなっています。昨今の経済不況の下、勤務場所や勤務時間などの就労環境が厳しくなっておりまして、母親の保育園などへの子供の迎えの時刻が遅くなる傾向にあります。また、雇用形態の多様化が進んでおり、就労形態もパートタイムやアルバイトなどと複雑化してきています。保育時間の要望も、朝から夕方までという従来のものから、午後か

ら夜遅くまでであるとか、早朝からなどと変化しています。また、専業主婦についても買物や通院のための保育需要がありますし、さらには、子育て中心の生活の中で心身のリフレッシュのための一時預かりなどの新たな保育の需要があることも子育て相談などの対応から判ってきています。本市として何か新しい子育て支援事業をしないと、市民ニーズに応えられません。また、認可外保育施設も保育サービスの内容に差が見られまして、認可保育所並みの運営をしているところもありますが、そうでないものも見受けられます。認可外保育施設の質の向上は、本市の大切な施策だと考えています。」

若松部長は、男女共同参画推進課にも質問をした。加藤課長は、男女共同参画社会の流れやアンケート結果などから、従来の「男女役割分担論」から「男女共同参画論」に市の政策を転換していく必要がある。今回のプランで、事業者へ育児・介護休業法の啓発活動、仕事を持つ母親への相談窓口の開設、父親の子育て講座の開催、子を持つ母親の就労環境改善を行った事業者への表彰制度創設を事業の柱とした「男女共同参画推進事業」を計画したことを説明した。

次に、若松部長は、

「ここからは主税課に質問するが、このプランの新税案が税法体系に合っているのか答えて欲しい。」と、手元の資料を目にしながら矢継ぎ早に沢村課長に質問した。

若松部長＝「問題の処理には、予算措置が必要なのか？」

沢村課長＝「このプランは、新規の事業であり、予算措置が必要と考えます。」

若松部長＝「市の財政需要は厳しいのか？」

沢村課長＝「市の税収は前年比で約３％減となる見込みです。」

若松部長＝「行財政改革は？」

沢村課長＝「構造改革室の資料によりますと、事業評価の実施、組織見直し行財政適正化について進めているとのこと。また、新年度予算を見ますと、予算編成に部局枠配分方式を新たに導入しまして、予算の適正配分に努めているとのこと。」

若松部長＝「実施にあたって、税以外の方法はないのか？」

沢村課長＝「事業費の財源として、負担金、手数料のようなものが考えられます。しかし、どちらも受益者に対して負担を求めるものであり、このプランでは現実的ではありません。このプランの施策は、広く社会に役立つものであり、特定の市民に受益は集中しないと考えています。少子化対策や、男女共同参画の実現などは市民意識の高揚が求められる分野でもあり、広く市民に負担を求める新税を導入する方がより効果的であると考えます。」

若松部長＝「課税形態は？」

沢村課長＝「個人市民税の所得割の超過課税を考えています。これは、課税所得が
700万円を超える納税義務者について、700万円を超える部分の
税率を10％から11％に1％分超過課税するものです。」

若松部長＝「なぜ、超過課税なのか？法定外税は検討しなかったのか？」

沢村課長＝「この町の将来を担う子供たちの育成を、大人の責務と考えたいのです。
子育て世代は、まだ年齢も若く収入も安定していない年代です。特に
本市では都心に通勤する者に核家族構成のものが多く、将来必要とな
る教育費も含めて負担が多くなっています。そこで、高額所得者層は
一般的に子育てを離れ経済的に安定している時期であり、その余裕の
一部分を将来の本市を担う世代に託していただこうとするものです。
法定外税は、『受益と負担の明確化を図る』とする地方分権推進計画の
趣旨からいっても受益者に負担を求めるための手法とすべきと考えま
すので、このプランにはなじまないと考えています。」

若松部長＝「どこかに超過課税の先進事例があったのか？」

沢村課長＝「高知県では『森林環境税』として、県民税の均等割の超過課税
を検討しているようです。それは、水源となるべき森林の保全は県民
すべてが水源の保全として恩恵を受けるものであるとの考え方に立っ
ているようです。」

若松部長＝「高知県を真似たのか？」

沢村課長＝「真似たとストレートな表現はなさらないでください、部長！

高知県の取組みをヒントにしたのです。本市は、現状では首都圏の
中でも若い世代の転入に便利な環境にありますので、子育て世代も転
入していますが、今のうちに子育て環境を整えておかないと、人口減
少の心配も生じます。そこで、若い世代と、将来を託す子供たちの住
みよい環境を整備することを、高額所得者の責務とするのです。課税
所得が700万円を超える納税義務者とは諸控除を考慮して換算する
と給与収入で1,100万円程度と推定されますので、負担に耐えう
ると判断しています。」

若松部長＝「財政需要と課税対象に密接なかわりがあるの？」

沢村課長＝「財政需要は、子育て世代の負担軽減であり、課税対象は高額所得者で
すから、密接なかわりはありません。」

若松部長＝「受益と負担の関係は？」

沢村課長＝「今までの説明と重複しますが、実際に子育てを行っている家庭におい
て、課税標準額が700万円を超える所得を有する市民は統計的には

少ないものであり、受益と負担は関係ありません。」

若松部長＝「課税対象となる人数は多いの？」

沢村課長＝「本市は人口約23万人で、個人市民税の納税義務者数は約9万8千人です。そのうち課税標準額が700万円を超えている納税義務者数は、約4千人です。」

若松部長＝「税収は、どのくらい見込めるのか？」

沢村課長＝「主税課の試算では、約1億9千万円の調定増が見込まれます。仮に、収納率を98%とした場合、約1億8千万円強の税収が見込めます。」

若松部長＝「そもそもこの部分的超過課税が、この事業のために新たにやるべきことなのか？」

沢村課長＝「このプランは、少子化対策、保育サービス向上対策、男女共同参画推進対策など、受益の範囲を個別には評価しがたいため、所得・財産・消費等の外形的な基準で近似的に評価し、これに応じて負担を求めるのが適当であると考えます。その点からも個人市民税超過課税としました。」

若松部長＝「総務省の留意事項関係は対応できるの？」

沢村課長＝「総務省の留意事項は法定外税の創設に問題となるものであり、今回の部分的超過課税の方法は、関係するものではありません。しかし、市民の合意形成の上からも、この点の検討は必要と考えております。

今回の部分的超過課税における負担増は、全体で約1億9千万円であり、課税標準額が700万円を超える市民は約4千人と、超過課税される市民の一人当たりの年間負担額の増加分は約4万8千円と試算しております。

現在の税率での一人当たりの年間負担額は約94万円であり、この新税案で超過課税した場合は約99万円と試算され、5%程度の負担増となりますので、特に過重であるとは考えておりません。

次に、物の流通に重大な障害を与えるかということですが、この案は個人市民税であり、納税義務者の所得に着目しておりますので、この点についても支障はないと考えております。最後に、国の経済政策に照らして適当かということですが、男女共同参画社会については、政府が自治体や大手企業に行動計画策定を義務づけておりますし、新エンゼルプランで子育て支援、特に仕事と子育て支援の充実を図るという政策のもと、毎年総務省から出される地方財政対策関係資料などを見ても、子育て支援事業などはソフト事業を中心として充実を図るよう示されていることなどから、この点についても、支障なしと考え

ております。」

若松部長＝「納税者の理解は得られるのか？」

沢村課長＝「新たな負担を求めますし、特に部分的に超過課税を行いますので、市民に対しての十分な議論と説明、そして機運の醸成が必要と考えます。一方で、子を持つ母親が行政サービスに不満を持ち、また、十分な行政サービスを受けていない現状がありますので、市民に現状とこのプランの重要性を十分に説明し、根気よく理解を求めていきたいと考えております。」

若松部長＝「この新税は、普通税の超過課税だよね。とすると、税収の使い道が特定できないが、その仕組みは？」

沢村課長＝「税収の使途が特定できないのは部長の御指摘のとおりですが、市民の合意を図るためにも、使いみちを明確にする責務があると考えております。」

このプランは子育て支援と男女共同参画の事業に当てる目的で行われる超過課税ですので、税収とその使途を明確にするため、「子供すこやか基金」を創設し、個人市民税超過課税の税収相当額をすべて基金に積み立て、「保育サービス向上促進補助事業」と「男女共同参画推進事業」の事業予算に充当します。支出は、従来の事業と明確に区分するために新たに予算科目を設け、適正に運用する仕組みとしたいと思っております。なお、事業開始は平成17年度を予定しておりますので、基金創設については当初は一般財源で行い、翌年度から超過課税分を基金に積み立てることとしたいと思っております。」

若松部長＝「最後に聞くが、私も課税対象になるのか？」

沢村課長＝「もちろんです。でも部長ご安心ください。私もです。」

若松部長の質問は、最後は笑顔で終わった。沢村課長は、額の汗をぬぐった。沢村課長が説明するあいだ、資料を出していた谷川、町田、吉岡がひとつの山場を乗り越え、大きく深呼吸をした。

しばらくして、若松部長は明るい顔で、口を開いた。

「このプランである仕事と子育て支援及び男女共同参画支援事業の概要と重要性は皆さんの十分な説明で理解できたよ。さらに、その事業費をまかなう新税案についても仕組みなどが大体把握できたと思う。これらの導入を前提として市長をはじめ三役、議会に報告し了承を得たいと考えているよ。ほんとうに、みんな良くやってくれた。お疲れ様。あとは私の出番だ。任せてほしい。」

ただ、1点だけ注文をつけるとすれば、高額所得者に子育て支援をする責務がある

とすることについて、実際に税を負担する市民が、共感を持ち負担を受け入れてくれるかだ。この点については、しっかりと対応してくれよ。」

若松部長は、会議室を出るとき思い出したように振り返って、
「そうだ谷川君、君たちは、このプロジェクトを『プロジェクト t a X』と呼んでいるそうじゃないか。お茶目もいい加減にしておきなさいよ。NHK に叱られたら、せっかくの新税にチャチがつくよ。」そう言って、谷川たちにウィンクした。

谷川たちプロジェクト・チームのメンバーは、苦勞が報われ晴れ晴れとした顔で、それぞれの課に戻っていった。

数日後、総務部長は、谷川たちが作ったプランを三役に説明した。何回かの説明を行い、市長をはじめ三役は、そのプランの実施に同意した。ついに、谷川たちのプランは実を結んだのである。谷川たちは、詳細な実施計画作りなどを始めた。

その後、議会でプランに関連する条例が可決され、規則や仕組みなどが整備された。事業は春から動き出すことになった。谷川がプランを立案してから2年が経っていた。

8 日常の風景として

その日、裕子は残業を終え急いで駅に向かった。時計を見ると、夜7時をちょっと回っていた。裕子は携帯電話を取り出し、夫の秀樹に電話した。秀樹はまだ残業をしていた。裕子は「光は自分が連れて帰る」と伝え電話を切った。ホームに入ってきた快速に乗るとたまたま座ることができた。裕子は「今日も忙しかったなあ…」と思いながら目を閉じた。眠りに落ちるまで、そう時間はかからなかった。

裕子はハッと目を覚ました。あたりを見回すと、自分の降りる駅に電車が入っていくところだった。裕子は、深く眠れたことがちょっとだけうれしかった。

電車を降りた裕子がホームの時計を見上げると、8時半を過ぎたところだった。改札口を出て駅前の認可外保育施設に向かった。ちょうど玄関にいた保育士が、

「ピカちゃんのママ、お帰りなさい。お疲れ様でした。」と裕子を迎え入れてくれた。

「先生、いつも遅くまですみません。でも遅くまで預かってくださるようになって、私のような都心に勤めるものには、とても助かります。」と裕子が答えると、

「いえいえ、市の制度で延長保育の費用なども市が見てくれるようになりましたからね。お母さん方も喜んでくださるし、私たちも働きやすい環境になって、とっても喜んでるんですよ。」と言った。

裕子を見つけた光が「ママ、お帰りなさい！」ときらきら輝く笑顔で飛びついてきた。裕子も微笑みながら光を抱き上げた。その横顔には母の優しさがあふれていた。

終わり

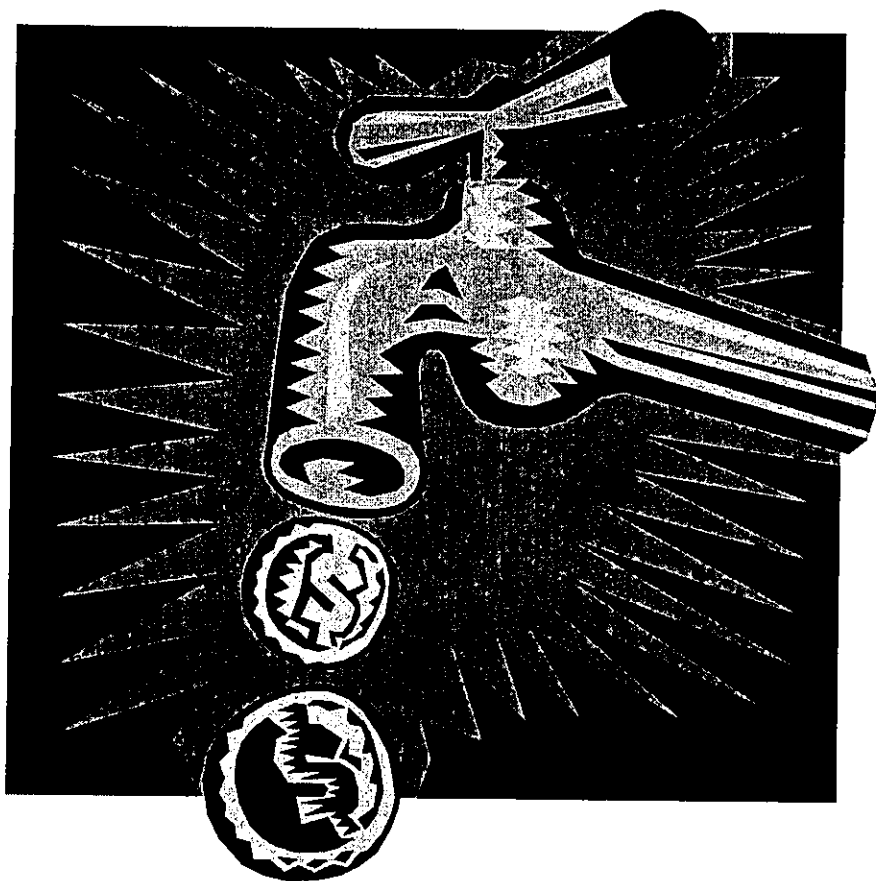
＜子育て支援のための個人市民税所得割の超過課税＞

課税主体：首都近郊のとある市

項 目	内 容
名 称	子育て支援のための個人市民税所得割の超過課税 (通称：子育て支援税)
税の種類	個人市民税所得割の超過課税（地方税法に既存する税を活用）
課税目的	普通税であるので、条例上は用途を限定できないが、「子供すこやか基金（仮称）」を設置して税収相当額を積み立てることにより、保育サービス向上促進補助事業及び女性社会参加推進事業のために充てることとする
納税義務者	個人市民税の課税標準が700万円を超える所得を得ている住民
課税標準	個人市民税の課税標準が700万円を超える部分
税 率	1% 個人住民税所得割の課税標準700万円超の場合の標準税率が10%であるところに1ポイント上乗せし、11%で課税する。
徴収方法	給与所得者は特別徴収（雇用者が源泉徴収） その他の人は普通徴収（納税通知を送り、払ってもらう）
税収の用途	仕事と子育て両立支援を促進するため、保育所・認可外保育施設の保育サービスの向上、及び女性の社会での活躍を促進する事業に充てる
課税期間	—
見込み税収	年間1億9千万円
成立までの経緯	平成17年3月20日 市議会で条例可決 4月 1日 施行 同日 「子供すこやか基金」設立 同日 子育て支援事業開始 * 法定の普通税であるので、総務大臣の同意は不要

地下水利用税

～町が沈んでいく・・・苦悩する中村主任の闘い～



【昭和38年8月18日、埼玉県南部】

油蟬が盛んに鳴くので、その男は耳障りだなと思いながら顔を上げた。手ぬぐいを頭に巻いていたのだが、汗が額から流れ下り、彼のしわがれた目じりから右の目に入り込んだ。彼の手は泥にまみれていたもので、作業着の袖で右目を拭うことにした。

「ひと休みしよう。」

一緒に井戸蓋のボルト締めをしていた目の前の若い男に言った。その若い衆は慣れない仕事に明らかに疲れ切っていた。彼は、ほっとしたように軽くうなずくと、無言で木陰に歩いていき、大きなケヤキの木の下に座り込んだ。そのケヤキの木は、この工場が戦前に軍需工場として建設される以前からそこに存在し、すでに幹周りは3mにならんとしていた。工場では、通行の邪魔になるなどの理由から切り倒そうという意見も時折出るのだが、従業員の憩いの場として定着しているため、実現されずに残ってきた。

軽トラから麦茶の入ったやかんを持ってきて若い衆に渡してやると、やかんに直接口を付けて、ごくごく飲み干していった。

「どうだ、真夏の井戸掘りはきついだろう。」

「全く。こんな暑い最中に掘れなんて、S社も無茶言いますね。」若い衆が言った。

「ははは、俺は太平洋戦争の最中、熱帯の最前線で井戸を掘っていたから、こんなのは朝飯前さ。それに、会社がお盆休みでなきゃ、こんな工場の真ん中で作業できないだろ。この会社はどんどん事業を拡大しているから、水がいくらあっても足りないようだ。この井戸も俺が掘ったので3本目だ。」



若い衆は、それ以上何もしゃべらなかつた。そのまま仰向けになって空を見上げると、茂った枝のすきまから、木洩れ日がキラキラと射し込んでいた。大きなケヤキの木は、秋の始まりを告げる風を受けて枝葉がかすかに揺れ動いていた。

彼の父親は、彼が生まれてすぐに召集され、南方の戦線で戦死していた。親方はそのときの戦友だと聞かされていた。父のいない生活は苦しかったが、彼は母の愛を一身に受けて育った。その母の懐かしい子守歌が、彼の脳裏によみがえってきた。

心地よいひとときは、突然さえぎられた。冷たい風が一吹きし、ケヤキの木が大きく身震いをした。

「おい、夕立が来そうだ。あと少しだから、大急ぎで片づけちまおう。」

親方にそう言われて、彼は慌てて立ち上がった。西の空を見上げると、すでに太陽が黒い雲に隠れかけていた。

【平成17年11月】

「おい、これを見てみろ。」

埼玉県環境管理事務所で地下水採取規制の担当をしていた私は、先輩の坂井主任から一枚の資料を渡された。それは、過去1年間に1cm以上の地盤沈下があった地域の分布を示す地図だった。

「こ、これは・・・」

担当として管内の大きな井戸の所在地を全て把握している私は、坂井主任の意図していることを、ほぼ即座に察することができた。困った顔をしている私に、「あとはよろしく！」という一言を残して、坂井主任は去って行ってしまった。残された私は縦割り行政についてひとしきり悪態をつきながら、過去の資料を求めて資料棚をあさり始めた。すると、そこにあった情報は、全てが今回の事態を裏付けるものであった。

ある程度の情報が集まったところで、私は課長席へ向かった。

「ん、なんだ、苦情か？」

長くこの道で飯を食ってきた大岩課長は、私の表情で事態の深刻さを感じ取ったようだった。

「地盤沈下です。それも深刻な・・・。」

「昔に比べれば、最近はひどい地盤沈下なんて起きてないだろう。どう深刻なんだ？」
課長は納得できない風で尋ねてきた。

「これを見てください。管内で最も広く、そしてひどく地盤沈下している地域。」

「ああ、この三角形の地域か！人口密集地域だから、問題が大きくなったら大変だな。」

「実は、この三角形の頂点に大規模な揚水施設群があります。そして、残りの二頂点は台地上で、地下水脈はこの台地上から揚水施設群のある低地へと流れていると考えられています。いわば、台地上から流れてくる地下水を、その最下流にある井戸でどんどんくみ上げた結果、この三角形の地域で地盤沈下が起きていると推測されます。」

「揚水施設群というが、どれくらい井戸があるのかね？」

「この200m四方の地域で県が許可している井戸は12本あります。それらは全て、条例で規制される前に掘った井戸で、条例の施行に伴って許可があったものと見なされた、いわゆる『みなし許可井戸』です。これら許可井戸については、毎年揚水量の報告を義務づけているので、その報告書を調べたところ、12本の合計で800万トンの採水がありました。1日あたり、なんと2万トンあまりの地下水が、この狭い地域で採水されていることになります。大雑把に言えば、1km四方を2cmずつ毎日沈下させるほどの採水をしているということです。」

わたしは、説明しながら憤りを感じ、やや興奮していたので、冷静さを取り戻すべく話

の方向を変えた。

「ここに過去20年分の資料があります。よくみると、今回と同じような傾向を示しています。残念ながら、これまでの結果は今回ほど顕著なものではなかったので気づきませんでした。しかし、これら全てがこの揚水施設群による地盤沈下を示唆しています。この揚水施設群のすぐ脇では、この間に22cmも地盤が沈下していることもわかりました。いずれにしても、今年からこのデータは県庁のホームページに掲載されます。しかも、いきなりこんなに分かりやすい情報ですから、周辺住民の目にとまり、大きな問題となる可能性は十分にあります。」

しばらくじっと聞いていた課長は、背もたれに寄りかかり、天井を見上げた。一気にまくし上げてしまった私は、もっと冷静にならなくては、と自分に言い聞かせながら待った。そして課長は何かに気づいたらしく、再び机に身を乗り出して聞いてきた。

「最も深刻な部分を聞いてないような気がするのだが・・・」

その日は、資料作りのため、結局終電まで残業となってしまった。坂井主任の一言から始まったこの事態は、明日所長へ説明したあと、課長共々県庁の水質課へ持ち込んで協議することとなったのだ。帰宅途中、自宅近くのマンションの土台がせり上がっているように見えた。それが、地盤沈下によるものなのかどうかははっきりしないが、私の自宅も沈下地域に含まれていることを、あらためて認識することとなった。なんといっても、沈下地域には30万人もの住民が暮らしているのだから・・・。

翌日県庁へ出向くと、驚いたことに、担当の赤井主査のほかに岡本水質課長までが同席していた。その課長がまず口を開いた。

「昨日電話で聞いたところによると、今回の地盤沈下の原因者はS社ではないかと推測しているとのことだが、本当か？なんといっても日本ばかりでなく世界に名の知れたS社が大きな公害を起こしたということが公になれば、マスコミが大騒ぎし、住民も黙ってはいないだろう。」

「S社での地下水使用量が年間で600万トン余り、隣のN社が200万トン弱、そのほか周辺には大きな井戸はありませんから、S社が主因と考えるのが自然と思われます。」

自分の意見が疑われ、少しむっとさせられたが、どうやら本課でも、今回の事態の深刻さをはっきりと感じ取っているようであった。そうなのだ。S社は日本の有名企業という枠を超え、世界のトップ企業である。しかもISO14001を国内で先陣を切って取得するなど、環境に配慮した企業活動を理念に持つ会社として知られている。その会社が、住宅の密集する地域で地盤沈下を起こし続けているのだ。

そこに、赤井主査が口を挟んだ。

「ただ、違法性はないんですよ。そうすると、本課の立場としては指導できないので、

現場の行政指導で対応して頂きたい。井戸の許可権限も環境管理事務所の所長に降ろしてあるのだから。」

結局、困った事は現場に押しつけようという事なのか。私はあきれかえってしまった。その後の話し合いでは、具体的な沈下対策については先送りされ、さしあたって行わなければならないことについて検討された。とりあえず、大至急S社とN社を立ち入りし、現在の水の使用状況の確認と地下水使用量の削減のお願いをすること。そして一週間後までに沈下対策の概要をまとめ、再度話し合いの場を持つこととなった。

まだ午後4時前というのに、帰所する電車の車窓からは、大きく傾いた陽が差し込んでいた。珍しく大気が澄んでいて、遠くに富士山のシルエットが秩父連山の山並みの先に見えていた。しかし、そんな光景も目に入らずに、私はまだ腹を立てていた。

「あの岡本課長と赤井主査はふたりとも現場を経験したことはないんですかね？」それは問いではなく、確認であった。

「うん、ほとんど無いと思うよ。赤井主査はT大法学部を卒業し、能力を買われて本庁で長く仕事をしているから、いわゆる『現場』に出たことはないはずだよ。一昨年の主査級昇進試験に若くして合格し、たまたま空きのあった水質課に来たようだよ。」

「頭はいいんだ。」私は皮肉っぽく笑った。

「2浪しているらしいけど。それにしても、岡本課長の態度は残念だったなあ。あの人も事務屋だから、これまでほとんど付き合いはなかったけれど、結構評判のいい人なんだけどなあ。」課長はあくびをしながら答えた。

居眠りを始めた大岩課長の足下に差し込む夕陽は、電柱の通過に合わせてリズムカルに流れる影を映し出していた。

翌日、私は課長と共にS社へ立入検査を実施した。揚水施設の立入検査と告げるとS社の担当は不思議そうな顔をした。実は昭和44年に揚水施設規制条例が施行されて以来、これまで一度も無かったことだからだ。それにしても、さすがにS社、届出の提出状況、地下水使用量の記録・保存状況、施設の運用状況など、条例を完璧に遵守していた。その後現場確認のため、工場内を巡りながら井戸を調査した。すると、工場の外れの方で一本の古い井戸の前に着いた。

「昔はこのあたりが工場を中心だったんです。この井戸も、40年以上前からある古い施設なんですよ。ただ、ストレーナーが破損して泥混じりの水が出るので、休止しています。今、2重ケーシングの工事をするかどうか、検討しているところです。」

私は、荷物をそばにあった大きな切り株の上に置き、腹這いになって井戸の製造年月日や形式など確認することにした。昭和38年6月製造。

「当時の水の使用目的は何だったんですか？」

「冷却用、製品洗浄用、社員寮の生活用水と様々でした。特に、この辺は冬に北風が吹くとひどく砂埃が舞い上がるので、散水用には非常に重宝しましたよ。」

「ああ、私の子供の頃もそうでした。本当にひどいときは目も開けてられないし、小学校の窓ガラスに砂がばちばち当たる音がして、怖かった思い出がありますよ。最近は住宅に覆われたせいで、砂嵐なんてほとんど問題になりませんね。」髪の毛から鼻の中、耳の穴まで真っ黒にしながら下校した小学生のころを、私は懐かしく思い出した。

すべての井戸を確認した後、会議室に案内された。そこには施設担当課長の姿もあった。そこで、いよいよ本題に入った。持参した地盤沈下の概況図を示し、内容を簡単に説明すると、担当者は、突然の立ち入りの理由がようやく分かったという顔をした。

「この原因がうちの会社ではないか、ということですね。」

「全てとは言いませんが、原因の主因となっているのではないかと考えています。」課長が答えた。

「確かに、この資料から見ると県の方がそのように推測するのも無理はありませんね。しかし・・・そうはいっても、この工場は多くの水を必要とする工程が多いので、どうしても汲み上げ量が増えてしまうんです。元々は水道の供給区域外だったので、町から自分でなんとかしろと言われて設置したものですので・・・いまさら水道に転換しろと言われても、その料金は膨大なものになりますから、この不景気では・・・。」担当者の歯切れは悪かった。

「その資料はうちに頂けますか？一応、上の者と相談する資料にしたいので。」

ここで、担当課長が初めて口を開いた。

「もちろん。そのつもりでお持ちしたわけですから。それと、この資料は県庁のホームページに掲載される予定です。いろいろ手続きを踏みますので、実際に掲載されるまではまだ一ヶ月以上かかるかとは思いますが、それまでに早急に検討をお願いします。」

「了解しました。何しろ大きな組織なものですから、私の一存ではお答えできませんが、何らかのご回答はいたします。」担当課長は私の持参した資料を見つめながら、そう答えた。

「その後の進捗状況はどうだね？」

2回目の検討会議のため県庁へ出向くと、早速岡本課長が尋ねてきた。

「S社に立ち入りして、担当者とは話してきましたが、あまりいい回答はもらえませんでした。結局の所、上水道への転換は、料金が膨大なものとなるのでコストの関係から難しいとのこと。一応、対策について検討するとの話はいただきましたが・・・」

「そうか、S社といえどもそんなものか・・・この不景気では仕方がないのかもしれないな。」

「でも、向こうの言うとおりだよ。許可の条件はきちんと守っているんだから、強硬に

採水をやめろとは言えないよな。」赤井主査が口を挟んだ。

「そんな他人事みたいに・・・地盤沈下は現に進んでいるんですよ！立ち入り指導は我々でやりますが、本課では何か対策を考えてくれないんですか？」幾分気が短い私は、憤りを感じ少し強い口調となっていた。

「S社は条例をきちんと遵守して採水しているし、うちに出来ることには限りがあるなあ・・・」主査は私のかみつきなにか相手にしないと言った風情でのんびりと答えた。

「一度現場に出てきて見ろ！」と声にはならない声が私の頭の中で響きわたった。

すでに冷静さを失っている私は、日ごろ思っていることを口走った。

「地下水は公の財産なんだから地下水利用税でもかけたらいいいんだ。」

そのとき、岡本課長が眉を寄せて私の方を振り向いた。

「この間の環境新聞に、レジャーボートやRV車で荒らされている湖周辺の環境を守るため、新しい税金を作った自治体の話が載っていた。埼玉県でも新しく税を作れるはずだ。」私の悪い癖で、後先考えず、まくし立てていた。

すると、赤井主査は「地下水は公のものという考え方はどうかな？土地の所有権は地下まで及ぶのだから、地下水は私有財産と考えるべきなのではないのかな？」

さも、痛いところを突いただろうと言わんばかりの顔で反論した。その自信たっぷりの顔に、冷静さを失っていた私は口ごもってしまった。もっともな言い分である。

私はこうしたディベートが苦手だ。相手の発言に対し、即座に適切な反論が思い浮かばないのである。本当に赤井主査の言うとおりでしようか……。ディベートで政策論争をする際の欠点は、相手の発言を多角的に分析する時間がない事だ。発言をせずに考えていると、反論できずに相手の言い分を認めたと思われかねない。

しかし、何か納得できないところがある……。このまま考える事をやめてしまつては、公権力を預かる公務員として失格だ……。考えろ、考えろ、考えろ！！

さてよ、もし地上で自分の土地を深く掘った結果、隣地が崩れ始めたらどうなるだろう・・・絶対に損害賠償などの問題が生じるはずだ。そうだ！！隣地の財産まで侵害していると考えればいいんだ。地盤沈下している世帯全体に損害賠償が必要だという事になれば、私有財産説は崩れる！むしろ、公の財産とみなす立場をとらないと、地下水利用者は自分で自分の首を絞める事になるわけだ。

「ちょっといいですか。先ほどの地下水が私有財産ではないかという件について、いろいろと考えてみたのですが……。法律には弱いのでよく分かりませんが、S社は年間600万トンの水を地下から採水しています。その地下水はすべてS社のものなんですか？客観的に言って、そんなに地下に埋蔵されているとは考えられません。S社がくみ上げたことにより、周辺から流れ込んだものとするのが妥当でしょう。そう考えた場合、地下水が公共の財産ではないとすると、周辺の土地所有者から私有財産を勝手に奪っていると見なさなくてはならないのではないのでしょうか？」

ところが、すでに他の話題に進んでいたこともあり、大岩課長が口を挟んだ。

「まあ、税金の制定なんてうちで考えることではないし、こんなところで論争しても仕方がないよ。話を元に戻そう。」

時すでに遅し、やっぱりディベートは苦手だ・・・。

県庁でそんなやり取りのあった翌日、S社の環境対策部長と名乗る男から電話が入った。地盤沈下の件で概要説明と今後の対応について相談したいとのことであった。

その2日後、3人の男が環境管理事務所を訪れた。このうち2人はスーツ姿、1人は工場の作業着のような出で立ちであった。作業着の男はかなりの大男であったが、腰が低く、特にスーツ姿の男のうち小柄な方に気を使っているようであった。名刺を交換すると、この大男がくだんの工場長、小柄な男が環境対策部長であった。もう1人のスーツ姿の男は総務部長という肩書きとなっていた。

この小柄な男は、40代前半と言っても通用しそうなほど活力ある見かけであったが、実際には50代半ばを過ぎていた。明らかに高価なのだが嫌みのない濃紺のスーツに身を包み、物腰の柔らかい口調で話し始めた。

「急におじゃますることをお願い致しまして、大変恐縮です。実は、先日の地盤沈下の件について当社内で緊急に対策を検討したところ、大まかな方針が決定しましたので、ご報告に参った次第です。」

S社では、我々が立入検査を実施したその日のうちに検討会議が開かれ、本社主導で対策に当たることになった。翌日には工場の各部署に調査書が配られ、現在の水利用状況の詳細と節水の可能性について報告が求められた。その資料を基に、環境対策部長を中心としたS社幹部と機械メーカーの技術者との間で技術的側面の検討会が開かれ、およそ1週間というわずかな期間で対策の概要がまとめられたのだった。

「・・・この工場の水の利用内訳は生活用水が10%、洗浄水が35%、残りの55%が冷却用となっています。このうち生活用水については、ただちに市水（※いわゆる水道水・上水道）へと転換することにいたしました。次に洗浄水ですが、こちらは水の循環利用を検討しています。メーカーとの話し合いによれば、今ある高度処理フィルターの前にpH調整装置、凝集沈殿装置、前処理用フィルターの3施設を設置すれば、廃水を完全に循環再利用できるようになる事がわかりました。全工程について設備を変更するにはそれなりの準備期間が必要ですが、その期間の長さについては、もう少し検討しなければなりません。できるだけ短縮するように務めます。最後に冷却用水ですが、空冷を併用することにより、10%程度はすぐに削減できます。さらに大きく削減するため、今検討を続けておりますが、こちらについてももう少しお時間を頂きたいと思います。さしあたり本日で報告できる範囲では、これらの対策により半年以内に30%、数年以内に50%強の地下水の採取量を削減致します。」

「なるほど、この短い期間にそこまで御検討いただきありがとうございます。こちらとしても、住民からの問い合わせがあった時に回答しやすくなります。」じっと、部長の説明に聞き入っていた所長が答えた。

「それと、もうひとつ。今回の事態に対する当社の姿勢を表すため、今休止している井戸2本についての廃止届をお持ちしました。」

環境対策部長が促すと、工場長は持参した黒い革鞆から書類ケースを取り出し、2本の井戸それぞれの届出書を正副2枚ずつテーブルに差し出した。

井戸規制の担当である私は、県の收受印を押しながら、念のため確認した。

「同じものは二度と掘れなくなりますけれど、よろしいのですか？」

「やむを得ません。形だけでも、我が社が即座に対応しようとしている姿勢を示したいのです。」

そこで所長が再び口を開いた。

「新しい処理施設を導入し、市水を使うとなると、かなり運転コストがアップすると思うのですが、いかがですか。」

「そうですね、施設の導入コストはそれほど問題ではありません。幸い当社の製品は海外でも広くご愛用いただいておりますので、最近の円安でかなり大きな利益が上がっています。確かに国内では不景気の影響もあり不調ですが、トータルで見ればバブル時代よりもグループ全体の利益はあがっているんですよ。ただ、処理施設の維持管理や市水を導入した場合の水道料金は製品のコストに直接跳ね返りますので、そこは経営努力が必要です。」その後、今後の連絡方法などについて細かい打ち合わせをした後、3人は帰っていった。私はS社の役員が乗ってくる車とはどんなものだろうと興味に惹かれて、窓の陰から外をのぞいていた。すると彼らが乗り込んだのは小さなセダンであった。もらった名刺と見比べながら、その徹底ぶりに感心した。

「今聞いたけど、本当に向こうの言うとおりになるのかな。あれだけ大きい会社だと、そんなに簡単に動けないんじゃないの？」坂井主任がにやにやしながら言った。

「そんなこというなら、この名刺見て下さいよ。」私は主任の驚く顔を期待しながら手渡した。

「・・・代表取締役副社長、兼環境対策部長・・・えっ、あの人S社の代表権を持っているのかよ！！じゃあ、あの子の言ったことは基本的にすべて実行されると言うことか・・・全く驚いたなあ。」

「しかも、ここまでベンツとかクラウンじゃなく、小さなハイブリッドカーで来てるんですよ。いつもそうなのか、たまたま今日はこういう案件だから高級車はやめたのか判らないけど、本当に徹底した人ですね。」

「あ、ネットにもその人の記事、結構載ってますね。『環境問題をビジネスに活かす』と

「いう本も出しているようですよ。」一年足らずで新規採用職員とは思えないほど成長した小川技師が、机上のノートパソコンに向かいながら言った。

そこで、坂井主任をはじめ私や課長も彼女のまわりに集まり、小さな液晶画面をのぞき込んだ。調べていくと、副社長は20年前から環境問題とビジネスの両立について取り組み、副社長になった現在も環境対策部長の席は手放さずに居座り続けているようであった。

「すると、S社が環境に配慮した事業を行う企業として世界的に名を響かせているのは、あの副社長の手腕によるところが大きいんだな。だからなおさら今回の事態は、彼には許されざる問題なんだ。なにしろ、今までの彼の実績を無にしかねないのだからな。それにしてもS社の副社長に面と向かって話すなんて、びっくりだ。俺は話し合いの間ずっと舞い上がっていたよ。」課長がふと本音を漏らした。

2日後、N社への立入検査を行った。N社への立ち入りが遅くなったのは、日程が詰まっていたためだが、担当者が理屈っぽいので、私がやや尻込みしていたこともある。

「・・・。うちは県の許可を得て、条例に定めるとおりに維持管理しているんだ。確かに地盤沈下が起きているようだが、その原因がうちだという証拠はあるのかい？この不景気の折りに、水道水に転換するなんてコストのかかることは出来ないよ。事業内容から考えたら、お隣のS社なんて、うちとは比べものにならないくらい使っているんじゃないの？」案の上、N社の担当者は正当に反論してきた。

S社の水使用削減計画については、まだ公にできる情報ではないので、反論することが出来ず、「お宅だけではなく、S社にも伺って、水使用の削減をお願いしています。S社も努力する旨回答を頂きました。」と答えることしかできなかった。

「いずれにしても、今回の件は、法令に基づかない行政指導と考えて良いわけだね。それでは、うちも出来るだけの努力をするということにします。」

ほとんど交渉の余地がなかった。S社への指導が順調であったために気が緩んでいたわけではないだろうが、とにかくうまくいかなかった。N社の担当者の馬鹿にしたような態度にも腹が立った。赤井主査の言ったとおりになってしまった事に、悔しさがつのった。帰りは自分が運転して帰ったのだが、きちんと信号を確認していたか自信がなかった。頭の中は、悔しさと言いついでいっぱいだった。

「N社は水の使用量を削減できると言っていたかね？」

この日は、焼却炉規制の関係で県庁の大気課へ打ち合わせに来ていたのだが、隣に座っていた岡本課長が何の気なしに聞いてきた。

「できる限りの努力はする、とは言っていましたが・・・」私は口ごもった。立ち入りの経緯を説明していると、さもありなんという表情で聞いている赤井主査が目に入った。

「了解した。今後も指導を続けてくれ。こちらでも今、対策を考えているから・・・」

本庁での対策って何だろう、と気になったが、芳しくない報告をした後でもあり、積極的に聞き出す訳にはいかなかった。ましてや、その後に起こることなど知る由もなかった。

今朝は静かな始まりだった。昨夜から降り続けている雪が、通勤電車の車窓をモノトーンの世界へと変え、非日常へと誘ってくれた。事務所の最寄り駅で降りると、足下をとられながら歩き始めた。関東平野に降る雪は、たいていの場合パウダースノーではなく、べたべたとした湿っぽい雪だ。傘を差して歩いていても、胸から下は雪がまとわりつき濡れてしまう。それでも私は、だれにも踏み荒らされていない雪面に一足、二足と足跡を付けてみる。ところが少し深いところに足をつっこんでしまい、足首まで埋まってしまった。靴下にまとわりついた雪が、靴の中に入り込んだ。その冷たさと自分の愚かさに苦笑しつつ、踏み固められた路面に戻ることにした。



事務所に着くと、穏やかな空気が流れていた。あえてこんな日に外出する人が少ないためか、来所する客や苦情が少なくなるのだ。たまにはこんな日があってもいいな、と思いながら、のんびり気分であまっていた復命書を作成していた。

昼休み、冷蔵庫に隠していた密封容器を取り出した。中に入っているのは、知り合いのお茶屋さんが、滅農薬、手摘み、手揉みで造りあげた、とっておきの狭山茶だ。やや温めのお湯で、ゆっくりと葉が開くまで抽出したお茶は、輝くようなクリーム色となる。そこから漂う香気を楽しみながら、軽い苦みと深い旨みを味わうのだ。

狭山茶の味は、販売店によって大きく違う。それは、それぞれの店が独自に生産・加工・販売を行っているためだ。茶葉の生産農家が専門の加工業者に持ち込み、販売はまた別の業者が行う他の産地のお茶とはこの点で大きく異なる。生産者の顔が見えるお茶ということになるが、逆に言えば、生産者の技術の善し悪しがはっきりと現れるのが狭山茶の特徴といえる。技術の高い、お気に入りのお茶屋さんを見つけるのが、通の狭山茶の楽しみ方だ。

午後も引き続き、焼却炉規制の立入検査で撮影した写真を、復命書にセロハンテープでぺたぺたと貼り付けていると、大岩課長に呼ばれた。さっき出した復命書に何か不備があ

ったのかな、などと思いながら課長席に向かうと、課長が意味ありげな笑いを浮かべながら言った。

「どうやらこの間の地下水に課税する件、本課は本気らしいぞ。今、岡本課長から電話が入って、検討チームを結成するから中村君を参加させてくれということだ。」

岡本課長の言っていた対策とはこのことだったか・・・のんびり気分が冷めてしまった。

翌週、第1回目の地下水利用税検討会議ということで、県庁に集合した。もともと自分の発言で始まったことなので、気はやり、20分も前に着いてしまった。しかし会議室に入ってみると、すでに岡本課長と赤井主査のほか、年輩の職員が一人来ていた。赤井主査が資料配付などの準備をしている一方で、岡本課長とその年配の職員は、なにやら真剣に話し合っていた。

「中村君、この間君が地下水の利用に課税すればと言った件、私も自分なりにいろいろ検討してみたのだが、かなりいい意見だと思うんだ。せっかくだから君に責任を取ってもらって、現実のものにしてもらおうよ。」

突然、岡本課長が皮肉っぽく微笑を浮かべながら話しかけてきた。私は、自分の意見が取り入れられたことに対する喜びはあったのだが、全く経験したことのない仕事に対し不安を感じ、ただ「はい」と答える事しかできなかった。

「そこでちょっと現場の意見を聞きたいのだけれど、もし地下水利用税を制定したら、地下水の使用量は本当に減ると思うかね。」

「少なくとも井戸を新たに設置することはできないので、増えることはないはずです。その一方で、地下水を使用すれば使用しただけ税金がかかるのですから、節水に努めるはずです。」

「そうか。それと、今ちょっと話し合っていたんだけど、累進課税にする必要はあると思うかね。」

「それは必要ないと思います。」

私は即座に答えた。

「実は、当初私もその点について考えたのですが、二つの点から不要と結論づけました。まず、水を多く使うところが必ずしも大企業では無い点です。累進課税にすると、ひどく経営を圧迫される企業が出てきます。次に、今回は地下水の採水行為に課税するということが自体に意義があるという点です。課税してもなお地下水の使用量が減らないということであれば、それから改めて増税や累進課税の導入を考えればよいと思います。いずれにせよ揚水施設的能力には限界があるので、納税を免罪符にして際限なく採水するということもないと思いますよ。」

「なるほどな。担税力に見合った課税という観点からいっても、累進課税にはできないか

もな。」

少し離れたところで話を聞いていた年輩の職員が、聞き慣れない単語をつぶやいた。私は、いったいどんな人物なんだろうと、いぶかしげに彼を見つめた。

そうこうしているうちに開始時間が近づき、会議室には若手職員が三々五々集まってきた。全員が席に着いたところを見渡すと、参加メンバーは私を含めて7名のような感じだった。

「時間になりましたので、早速始めさせていただきます。」岡本課長が自ら口火を切った。「本日お集まり頂いたのは、当課で検討を開始した地下水利用税の制定に向け、関係課所からのご意見をできる限りお出しいただきたいと考えての事です。基本的に地下水利用税というしほりがあるので、それほど自由なアイデアというわけにもいかないかとは思いますが、課長クラスでは発言しにくいような、率直なご意見をぶつけ合ってください。なお、この地下水利用税制定に対しては、環境優先を標榜する県政の重要な施策であるから頑張るようにとのお言葉を知事より承っています。最後に、今回特にご協力をお願いした税務課の森課長から一言いただきたいと思います。よろしくお願いします。」

先ほどの年配の職員が立ち上がった。口ひげはきれいに切り揃えられ、あごひげを長くのばしているのが印象的だった。

「みなさん、お疲れさまです。これからみなさんには新税の制定ということでご苦労をおかけしますが、頑張って下さい。実は、こちらの岡本課長とは昔、県税事務所で一緒に働いたことがあり、暴力団組事務所へふたりで徴税に行ったりした事もありました。そんな縁でお話がきたのでしょうか、そうでなくても新税については非常に興味がありました。それというのも、5年ほど前にいわゆる地方分権一括法が施行されてから、地方自治体で独自に新税を制定したり、普通税に税額を上乗せしたりできるようになりました。特にその先駆けともいえる、三重県の産業廃棄物税、東京都のホテル宿泊税、高知県の森林環境税などが大きな話題となりました。最近では、それに続けとばかりに新税案が新聞を賑わせています。そんな中で、埼玉県でも何かできないかと考えていた所なのです。しかし、事業を担当していないため、どんな税金が考えられるのか見当も付かない状況でした。そんな折りに岡本君から話があったので、渡りに船とばかりに税務担当の側から支援させて頂くことになりました。若い職員に税を検討してもらうのは初めての試みなので、どんな結果が出てくるのか非常に楽しみにしています。細かい技術的な部分は後ほど我々が修正しますので、是非大胆な提案をして下さい。ではみなさん、よろしくお願いします。」言葉にも表情にも親しみやすさが感じられる課長だった。

「我々のような年寄りがいると自由な発言がしにくいでしょうから、とりまとめ役に、うちの赤井を残して退席します。皆さんよろしくお願いします。」岡本課長はそう言って、森課長と一緒に席を立った。

二人の課長が部屋を出て行くと、赤井主査が口を開いた。「水質課の赤井です。よろし

くお願いします。それでは、具体的な税の体系を検討する前に、その制定する必要性や目的についてまとめておきたいと思います。先ほどうちの課長が申したとおり、県内では相変わらず地盤沈下が進行しています。沈下の原因は地下水の採取によるものと見なしています。これは今回の新税制定の前提として頂いてかまいません。そこに異議を唱える事業者なり住民がいれば、その対応は水質課の方でいたします。」

そのとき、私は赤井主査の発言に違和感を覚えた。今までの彼の言動を考えると、彼の言葉とは思えなかったからだ。

「さて、今回の地下水利用税を最初に提案したのは、環境管理事務所の中村さんです。そこで、この税金を制定しようと考えた背景と、予想される効果などについて簡単に説明していただきたいと思います。」突然赤井主査に話を振られたが、あらかじめ心構えはできていた。

「環境管理事務所の中村です。今回の地下水利用税を唱えるに当たって、そのきっかけとなったのは、未だに地盤沈下が進行している地域がある事です。特に住宅密集地域での地盤沈下は、県政に対する県民の大きな不信を招きかねません。しかし、現状では県から井戸の使用許可を受けている事業者は、年に一度県庁へ水の使用量を報告するという義務を負っているのみで、自由に地下水を利用できてしまいます。そこで、水道の使用料金にあたる地下水利用税を設定する事によって、節水する動機付けを政策的に誘導しようというのが目的です。そこで集められた税金を、水源保全事業や水の高度利用支援事業などに用いければ、一石二鳥ではないでしょうか。」

「地盤沈下の規制は、水の使用量の報告だけなのですか？規制内容はどうなっているんですか？」透き通った、よく通る声が会議室に響いた。発言したのは税務課の大西主事だった。不謹慎といわれるかもしれないが、小柄でチャーミングな瞳の彼女が会議室に入ってきたとき、わくわくしたのは私だけではないはずだ。

赤井主査が口を開きかけたが、それは俺の出番とばかりに私が答えた。

「井戸を新たに設置する規制は、すでに昭和44年から実施されています。簡単に説明しますと、揚水ポンプの出口の直径が1インチより大きいものについては県の許可を必要とし、650m以上の深さから採水しなくてははいけません。このため、直径1インチを超える井戸は、規制対象外となっている農業用を除き、1本も掘られていないことになっています。今ある農業用以外の大きな井戸は、全て条例の規制がかかる前に掘られたもので、みなしの許可を与えたものばかりです。」

「ちょっと確認しますが、そうすると今回課税するのは、ポンプの吐出口径が1インチより大きいものだけと考えて良いのですね」

「その通りです。」

「それらは全て把握できているのですか？」

「井戸を内緒で掘って、大量に地下水を使用していると、水質汚濁防止法の届出内容や下

水道メーターと上水道使用量のかけ離れなど、どこかでほころびが生じます。このため、無許可で大きな井戸を持っているところは、かなり少ないと思われます。」

「すると、納税義務者の捕捉はしっかり出来ているということですね。課税客体についてはいかがでしょうか？」

そこで私は言葉を詰まらせた。課税客体とは何だ。課税する相手方のことか？納税義務者とは違うのか？

そこに、赤井主査が割って入ってきた。

「課税客体とは、何に対し課税するのかと言うことですね。今回で言えば、地下水の採水行為ということになりますか。県条例では許可井戸に対し、メーターの設置と年間使用量の報告を義務づけています。また、立ち入りにより、正確に報告しているかどうかを検査しています。」

大西主事と赤井主査の間で交わされた、余り馴染みのない単語のやりとりに、私は面食らっていた。どうやら赤井主査は的確に答えているようだった。たぶん税務関係では初歩の初歩といった知識なんだろう……。勢いよく飛び込んでいって、軽くはじき返されてしまった自分が悔しかった。しかも赤井主査に横取りされるなんて……。

「農業用の井戸に対しては、県として農業振興と農業経営の安定を進めている立場から、課税は非常に困ります。」課税範囲を詰めているときに農政課の平山主任が発言した。

するとすかさず、「それならこっちも同じだ。中小企業の経営安定を目指して、この不況の中、支援しているのだから。」商工課の河合主事が割り込んできた。彼は本当に若く、このメンバーの中でも最年少だろう。

しばらく間があった後、平山主任が口を開いた。「通常、農家は広い田畑を持っているので、地下水源としての機能を果たしているが、工場やお店などは、汲み上げてただ使っているだけだという点で大きく違うのではないのでしょうか？」

「そうですね、農業といってもいろいろな形態があるでしょうけれど、全体としてみれば、地下水保全に貢献していると見る方が自然かもしれないですね。課税対象から外す十分な理由があると思います。ただ、農産加工は工業用と同じだろうと思いますが。」税務課の大西主事が、平山主任を援護した。

その時、河合主事はつまらなそうに資料を眺めていた。どうやら、もう考えるのを止めてしまっているようだった。わたしは彼に聞いたかった。「本当にそれでいいのか？言いたいことはもう無いのか？」

「次に税額について検討したいと思います。何かご意見はありますか？ちなみに、工業用水の使用料金は1 tあたり23円程度の設定になっているようです。」

「地下水から工業用水に変えさせたいのなら、25円くらい取ってもいいのかな。」平山

主任が何気なくつぶやいた。

「いや、工業用水は浄化処理を行うなど、それなりに手が掛かっているし、供給責任まで含めての価格設定になっています。いくらなんでも、それより高い価格設定は行き過ぎではないですか？それに、供給地域が限られているので、簡単には工業用水に変更することはできませんよ。」答えたのは水道企業局の職員だった。

「この税額設定は本当に難しいですね。根拠が乏しいですから。中村主任はどうお考えですか？」大西主事の黒い瞳が、まっすぐこちらを見つめていた。その時、私は心臓をわしづかみにされたような感覚に襲われていた。

「えっと・・・、現状では使いたい放題な状態なので、そこに、多少なりとの制限をかけるのが目的ですから・・・、工業用水の使用料よりは安くてもよいかと・・・」しどろもどろになってしまった。

「それでは、1 tあたり1円でもいいのですか？」河合主事だった。

「いや、それだと年間500万トンも使っている事業者ですら、500万円しか払わないですむということになるから、ほとんど意味がない。多少なりとも負担を感じる程度の税金でなければ、節水への動機付けにならないから、この税金を制定する意味もなくなってしまう。」私は落ち着きを取り戻していた。

「それじゃ、さしあたり10円くらいがいいのかな？」

「その『さしあたり』というのは大事かもしれませんね。目的の達成状況を見極めながら、数年ごとに税額を見直ししていくのが良いのではないのでしょうか。私も1 tあたり10円程度から始めるのが良いかと思います。」大西主事の発言に、参加者たちは、おおよそ同意したようであった。

「それでは、税金の用途について、何かご意見はありますか？先ほど中村主任からは、水資源の高度利用化や水源保全事業というご意見をいただきましたが。」赤井主査の投げかけに対し、平山主任が尋ねた。

「1 tあたり10円とすると、税収はどれほどになりますか？概算でいいので教えていただけませんか？」

「少なくとも年間5億円、昨年度の実績で言えば8億円は見込まれるのではないのでしょうか。」赤井主査がほぼ即座に答えた。どうやら、あらかじめ答えを用意していたようだった。

「それだけあれば、結構使えますね。水源保全事業には、最近よく話題になる地下水汚染物質の除去事業も含まれるのでしょうか？中村主任はどうお考えですか？」

「地下水汚染については土壌汚染防止条例の方で対応できるはずですので、この条例の対象外と考えています。それと、税収の使い道の件で今思いついたのですが、不適正採水の監視パトロールを行うチームを設置してはどうかと思います。地下水Gメンのような・・・」

「そうですね、税の公平性を保つためにも、そういった監視は必要かもしれませんね。」大西主事が同意してくれたのが嬉しかった。

「それなら、井戸を掘る業者も規制したらいいんじゃないですか？登録制にするとか・・・」突然顔を上げて、河合主事が発言した。

「ああ、なるほど。うっかりしていたけれど、その手は使えるね。」全く気付かなかった提案を受け、私は河合主事を見くびっていた事を大いに恥じた。現場の事を知っているのは自分だけだから、他の職員から自分が考えている以上の良い意見など出るはずもないと思いがちだった事にも気付いた。

続けて河合主事が発言した。

「あのう、素朴な疑問なんですけど、埼玉県で地下水利用税を取るようになったら、事業者は県外へ逃げていきませんか？」

その点については実際にどうなるか、自分でもわからなかった。そこで、この場で問いかけてみることにした。

「もし私が事業者だったら、1tあたり10円で水が使えるのに、わざわざ他の土地に工場移転なんてことはしないと思うのですが、いかがでしょうか？井戸が自由に掘れるままの土地があれば別ですが・・・。」

しばらく間があった。それぞれの立場でいろいろと考えているようであったが、やがて河合主事が口を開いた。

「自分から質問しておいて、こう言うのもおかしい話なんですけど、元から移転を考えていた事業者は、これを契機に移転するかもしれませんね。ただ、そうでない場合はそう簡単に移転なんてできないでしょう。大きな会社はたくさんの従業員を連れて行かなくてはならないし、家族経営のような小さな事業者は資金力の問題で、新しい工場の確保なんて望みませんから。」

「私もそう思います。1tあたり10円という税額では、工業用水を使っているところに比べてもまだまだ有利ですから・・・。原材料費として考えると、たとえば1リットル瓶1本で0.01円にしかならないんですよ。ここまで話し合ってきて、つくづく思ったのですが、地下水を使っている事業者というのは、公共の財産を自社の利益に転換しているだけなんです。普段の仕事では、水を安定供給することしか考えていなかったから、今日は本当に参考になります。」水道局の職員は感慨深げであった。

会議はその後も延々と続いた。しかも、かなり充実した内容で。狭い部屋は参加者の熱気で、冬にもかかわらず窓を開けたほどであった。午前9時30分に始まった会議が終わったのは午後7時。みんな疲れ切ってしまったため、次回へと打ち切ったのだった。それでも、参加者の顔には充実感がみなぎっていた。普段、ルーティンワークしかしていなかった職員が、自分も県政の一翼を担っていると感じたためだ。

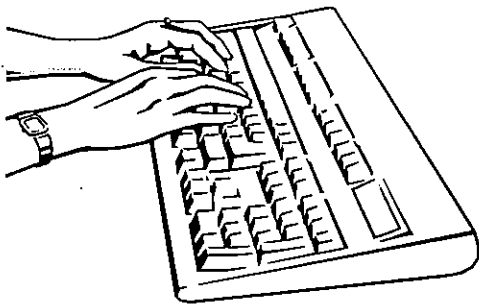
その夜は、浦和駅そばの居酒屋『力』で懇親会だった。ここは、浦和レッズサポーター御用達の店で、本拠地の駒場スタジアムで試合があった日は勝っても負けてもサポーターであふれかえる。実は、大西主事が熱烈なレッズサポーターで、是非『力』へ行ってみたいと言った事からこの店に決まったのだ。私は何気なく、そしてうまい事に彼女の隣の席を確保した。早速サッカー談義から入り込もうと様子を窺っていたのだが、彼女の方から話しかけてきた。

「中村さん、埼玉スタジアムでワールドカップのボランティアをやっていた時に、本当にお世話になったんですけど、覚えていますか？」

埼玉県では、サッカーワールドカップの予選3試合と準決勝の1試合が、新しく建設されたサッカー専用スタジアム『埼玉スタジアム2002』で行われた。その際、数多くのボランティアが参加し、その中に私や大西主事がいたのだった。

「いや、申し訳ない。余り思い出せないんだ。」私は、何とか思い出そうと必死だったが、全く見当が付かなかった。

「うちの受付システムがパンクして、外国人のお客さんとトラブルったことがあったんです。」



私はシステムアドミニストレーターの資格を活かし、IT担当ボランティアとして、コンピュータトラブルの初期対応を受け持ったのだが、システムのパンクなんていう大きなトラブルは記憶になかった。

「・・・彼の話している言葉は英語のはずなんですが、噛みつく性格がどうのとか・・・私には何を話しているか解らなくて・・・。一生懸命、赤い腕章をしているIT担当者を捜し回ったんですよ。そんなとき、赤い腕章をしている背の高い人が見つかって、それが中村さんだったんです。あの時は、外国人のお客さんと簡単に話をして、あっという間にトラブルを解消して頂き、本当に助かりました。さっき会議室に入ってすぐに、中村さんの事を思い出しましたよ。」

そう言われて、私もおぼろげに思い出した。そういえば、日本語入力システムが起動してしまっていて、外国人のお客さんが「2バイト文字しか入力できない。」と苦情を言っていたんだ。我々IT担当者の感覚では、日本語入力システムを解除するだけの簡単なトラブルだったのですっかり忘れていたけれど、彼女にとっては大変な問題だったんだ。30も過ぎて、いい年のくせに可愛い女の子の前だと萎縮してしまう私だったが、おかげで今回は主導権を握って話をする事ができた。

「大西さん、結構井戸のこと詳しいよね。吐出口なんて言葉が突然出てきたときはびっくりしたよ。」

「実は父が若い頃、井戸掘りの仕事を手伝ったことがあるらしいんです。今回の話を受けたときに、ちょっといろいろ教わってきました。父はあまり話をしない方なんです、珍しく図解入りで説明してくれました。」

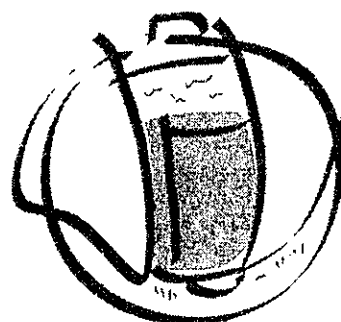
「へえ、井戸を掘ったことがあるなんて、珍しいね。おうちは工務店か何か？」

「いえ違うんです。父は、祖父を戦争で亡くしたので、子供の頃からいろいろな仕事をしたみたいなんです。おとし定年になりましたが、市役所の水道部で仕事をしていたんですよ。若い頃の経験が役に立っていたのかな。」

「それじゃ、お父さんも大変だったけど、おばあさんはもっと大変だったね。」

「そうなんです。祖父が南方の島で戦死した時、父は生まれたばかりでしたから……。祖母は本当に苦労したでしょうね。でも、今は85歳になりましたが、元気いっぱいです。」

結局、懇親会の始めから終わりまで彼女を独占し、春になってシーズンが開幕したら、浦和レッズの試合を二人で見に行く約束までして帰途についた。そのため、足取りは軽いどころではなく、思いっきり駆け出したくなる欲求を抑えながら歩いていた。まるで、速く歩けば早く春がやってくるかのように。



2002

【平成18年1月】

若手の意見をまとめた条例案は、水質課と税務課合同で設置した新条例検討委員会へ引き渡された。委員会では、水道事業用の井戸について検討されていない事が指摘された。水道事業用井戸は市町村が必要に応じて掘る事を許されたものであって、県の許可を必要としていなかった。そのため、私も完全に失念していたのだった。そこで、水道事業用井戸は市町村で管理され住民に供給されているなど、公共性が高いことから課税しないことに修正された。森税務課長の応援もあって、その他の点については、ほとんどトラブルもなく年度内に修正作業は終了した。

一方、同じく1月に県庁ホームページへ公開された地盤沈下問題については、環境管理事務所に単発で4件の問い合わせがあった。それらに対し、私はS社の節水への取り組みについて簡単に説明した上で、詳細はS社本社の広報部へ問い合わせるよう回答した。こうした対応は、S社との打ち合わせの中で取り決めていたのだった。しかし、沈下量が少ない事もあってか、県の説明で納得する苦情者ばかりであった。また、S社とN社にも周辺住民から直接問い合わせがあったようである。両社とも普段から周辺住民との交流会を催したり、周辺道路の清掃活動に積極的に参加したりと良好な関係を築いていたことが功を奏し、組織的な住民運動につながらなかった。

年度が替わり、新税案が議会に提案された。残念な事に出先機関にいる私には、自分たちの検討した新税案がその後どうなったのか、知るよしもなかった。伝え聞いたところによると、議会では森税務課長が、今度の新税制定が県の施策実現に新しい手段を加えることになること、若手の職員が活発に意見交換し、職員モラルの向上につながったことなど、熱弁をふるって答弁に当たったそうである。

また、水質課には許可揚水施設を持つ事業者から数多くの苦情があった。それらをひとつひとつ処理したのは赤井主査だった。彼は、今回の税収を水の高度利用支援事業などを通じて、事業者に還元する形で使う事を前面に出して交渉に当たった。もちろんその際に、彼の得意分野である地方税法を中心とした法的知識を駆使した事は言うまでもない。結局、事業者は自分の苦情が感情論でしかない事を思い知らされて、県庁を後にするしかなかったのである。

【平成20年4月】

地下水利用税の納付が始まった。案の定、地下水使用量は条例施行1年目にして30%以上減少した。そのため税収は6億円程度の見込みとなった。同時に地下水Gメン制度も施行され、税務担当職員、環境担当職員および嘱託の警察OBが3人でチームを組み、立入検査を行った。県内で5チームが編成され、昨年度は28本の無許可井戸、260本の不適正使用を摘発した。これらには、すでに環境管理事務所で把握し指導していたのだが、強制力に乏しく、なかなか解決に結びつかなかった件が半数以上含まれている。なかには、非常に悪質な事例もあった。すでに空き家となっている工場内で天井に穴をあけてクレーンをおろし、井戸を掘削したものだ。外から見ると工場を改装しているくらいにしか見えなかった。たまたま、前を通った環境担当のGメンが、クレーン車に書かれていた会社名に心当たりがあり、立入検査した結果判明したのだった。結局、意図的に隠れて掘削した井戸業者は登録を取り消され、5年間、埼玉県内で井戸の掘削はできなくなった。また、その井戸業者にそそのかされて井戸を掘った会社は、新聞などで取り上げられ、大きな痛手を負うこととなった。

一方で、地下水利用税施行後、埼玉県内の事業者の節水に対する気運が高まり、水の高度利用支援事業には多数の申し込みが集まった。皮肉なことに、まっ先に申し込んできたのは、新条例説明会で課税に対し強く不満を主張していたN社であった。地盤沈下への直接の影響はすぐに現れるものではないが、少なくとも節水という観点からは、新条例は明らかに効果を示した。この事業の推進によって地下水利用が減れば減るほど、事業の原資が不足するという矛盾をはらみながら・・・。

その頃、わたしは相変わらず『苦情を受けたら3分で出勤』をモットーに、繁忙な仕事を続けていた。一つだけ変わったのは、大西主事（当時）と結婚した事だ。後でわかったのだが、彼女は赤井主査と同じ事務所で働いていたことがあり、彼女を推薦したのも赤井主査だったのだ。そんな関係で、主査と腹を割って話をする機会があり、彼が現場を知らない事に対する引け目を感じているのがわかった。現場に下駄を預けるような発言は、できるだけ現場の職員が自由に動けるようにとの気持ちから発したものと、後から知ることとなった。わたしも、その後の彼の活躍を見て、適材適所という言葉を再認識していた。

披露宴の挨拶で、新婦側のトップバッターは赤井主査だった。

完

<地下水利用税>

課税主体：埼玉県

項 目	内 容
名 称	地下水利用税
税の種類	法定外目的税（税収の使途が課税目的に限定される）
課税目的	過度の地下水利用による地盤の沈下を防止するとともに、水資源の高度利用化を図る事業にかかる費用に対し、一定の支援を行うもの
課税客体	地下水の採水行為
納税義務者	県知事の許可を受けて地下水を汲み上げている者 （水道事業、非常災害用等の公的事業用及び農業用は免除）
課税標準	地下水汲上量
税率	地下水汲上量 1 tにつき10円
徴収方法	申告納付（年に一度の地下水使用量の報告と同時に、納税の申告も行い、納付する。）
税収の使途	水資源の高度利用化促進事業 地下水源保全事業 地下水利用適正化事業（地下水Gメンの設置）
見込み税収	年間5～8億円
課税期間	とくに定めず
成立までの経緯	平成18年5月20日 県議会で地下水利用税条例可決 同月21日 総務大臣に協議 6月30日 総務大臣の同意 7月10日 地下水利用税条例公布 9月20 ～27日 条例説明会の実施 平成19年4月1日 施行

家屋解体税・産業廃棄物保管税

～税務と環境のコラボレーション～



第1幕 現場 ～問題意識～

「やっと終わった。」

加藤慶太は、更地になった現場を見ながらつぶやいた。

ここは、つい1ヶ月前まで廃棄物が混入した土砂が山積みされた場所だった。

表面には雑草が生い茂り、外見上は残土の山に見えた。しかし、その中身は、木くずや廃プラスチックといった廃棄物が多数含まれていた。

隣接地には民家があった。廃棄物が混入した残土の山は民家の2階の高さまでになり、住民の生活を無言で威圧していた。たまりかねた住民は行政に不安を訴え、環境事務所でこの地区を担当していた慶太が、関係各所の協力を得てようやく撤去に漕ぎ着けたのである。事務所に帰った慶太に一本の電話あった。去年まで一緒に働いていた清川だった。今は税務事務所で税金徴収の仕事をしている。慶太たちが環境事務所に異動してきたとき、何かと指導してくれた先輩だった。

「大きな山が片付いたようだね。お疲れさん。慰労会をやってやるよ。」

「もう大変でした。」清川と酒を飲みながら慶太は話し始めた。

慶太：「あれだけの廃棄物の山を撤去するとなると、莫大な費用がかかります。本当は、あんな大きな山になる前に搬入を止めたいんですが、常時監視をしているわけにも行かないし、建設現場などで出た廃棄物を一時的に保管している事業者はたくさんいますから。」

清川：「保管の仕方を指導できても、保管を禁止することまではできないからな。」

慶太：「そうなんです。それに撤去を指導したとしても、『撤去したくても金がない』と言われればそれまでです。」

清川：「あとは、行政が代わって費用を負担することになる。」

慶太：「はい、でもそれは県民の貴重な税金を使うことになりますから簡単にはできません。」

清川：「県民の貴重な税金か。いいこと言うね。我々がいつも相手にしている税金の滞納者は、故意に払わないという人は希なんだ。ほとんどの人が、払いたくても払えない。我々公務員と違って、民間の事業者それも中小零細企業や個人事業者は、必ずしも一定した収益があるとは限らないからね。そういう人達から税金をいただいてくる立場の人間としては、例え僅かな金額でも大切に使って欲しいよ。ましてや職員の努力不足のために出費が大きくなったなんてケースは許せないね。」

慶太：「そうですね。でも一方では、廃棄物の不法投棄や野積みのために貴重な財産や生活、時には健康までもが脅かされている住民もいるんです。僕たちも、好きでそうした状況を放置しているわけではなくて、一日も早く原状回復をしてあげたいと思っているんです。」

清川：「気持ちはよく分かるよ。俺も、環境事務所で仕事をした人間だからね。」

慶太：「水が高いところから低いところへ流れるように、廃棄物は弱いところへ流れていきますよね。」

清川：「それ、どういうこと？」

慶太：「廃棄物の不法投棄は、河川敷や山間部あるいは休耕田などいづれも人の目が行き届かない場所で行われますよね。処理をする産廃業者だって、依頼主との関係では弱い立場です。処理費を安くしないと仕事をもらえませんから。処分方法にしても、ちゃんとした処分場へ持ち込むと費用がかかり、不法投棄すると処分代が浮きます。」

清川：「社会の中の弱い部分に流れていくということか。」

慶太：「そうなんです。これを行政が力で抑えようとしても限界があると思うんですよ。」

清川：「行政がやらないとなると、誰がやるんだ？」

慶太：「誰がやるかということではなく、そういう流れにならないような社会の仕組みが必要なんだと思います。弱いところに流れ出てきたものを、右往左往してくい止めるのではなく、はじめから弱いところへ流れ込まないようなシステムにならないでしょうか。」

清川：「自然の流れに任せていたのではダメだということか。そう言えば、西日本のある県では産業廃棄物税を導入したと聞いているよ。」

慶太：「産業廃棄物税？ 何ですか、それ？」

清川：「簡単に言うと、県内に搬入される産業廃棄物について、その量に応じて排出事業者が税金を払うんだ。税金は、通常財源確保のために課されるんだけど、この産業廃棄物税は、それに加えて廃棄物の減量やリサイクルの促進といった、環境政策を実現するという目的があるんだ。」

慶太：「税金で環境政策ですか？ そんなことができるんですか？」

清川：「それができるんだ。廃棄物を減らすことがイコール節税につながるから、排出事業者は、廃棄物をできるだけ出さないように努力する。廃棄物の減量に努力した人が得をするシステムが成立することになるんだ。産業廃棄物税から得られる税収は、県全体の収入のうちのほんの僅かだけど、環境政策に与える影響は大きいと思うよ。数値化は難しいだろうけどね。」

慶太：「人々の行動を社会が求める方向に誘導するわけですね。」

清川：「そのとおり。これをインセンティブ課税という人もいるんだ。」

慶太：「インセンティブ？」

清川：「そう。誘因とか動機という意味なんだけどね。」

慶太：「ボク、そのインセンティブ、勉強してみます！」

「オッ、税務事務所の清川じゃないか。」

慶太たちのテーブルの横を通りかかった男が清川に向かって声を掛けてきた。どうやら清川の「同業者」らしい。清川はその男のテーブルへ行って、やはり同業者らしい数人の男たちと話し始めた。

一人になった慶太は、清川が話した産業廃棄物税のことをぼんやり考えていた。

第2幕 県庁 ～出会い～

「そんなことができるの？」

慶太の話を聞いた黒木の反応も同じだった。

慶太は、清川から聞いた産業廃棄物税の話を、翌日早速、県庁環境課の黒木廃棄物係長に話した。黒木は、建設・土木関係の職場が長く、去年初めて環境部に異動し廃棄物係長をしている。黒木は、税金という畑違いの話を聞いて不思議そうな顔をしていたが、すぐに内容を理解した。

「税金課に同期がいるから、今度話してみるよ。」と、黒木は言った。

数日後、黒木係長は仕事の合間を見つけて、税金課の仲田課税係長を訪ねた。税金課の奥の方でにこやかに係員と談笑している仲田係長を見つけると、黒木係長は、早速産業廃棄物税の話を切り出した。

話を聞いていた仲田係長は、こんなことを言った。

仲田：「その税金を導入すると、どのくらいの税収が見込めるんだ？」

黒木：「税収？」仲田係長の質問に、黒木係長は返事に詰まった。

仲田：「税金なんだから、県にいくらかの税収があるか、収入見込みを立てる必要があるだろう。」

黒木：「う～ん、その点については全く考えてない。」

仲田：「産業廃棄物税って言うけど、いったい産業廃棄物の何に対して税金をかけるつもりなんだ？他県の事例では、排出量に掛けたり搬入量に掛けたりしているようだけど、本県でも同じでいいのか？」

黒木：「産業廃棄物の野積みを止めさせることしか考えていなかった。」

仲田：「集めた税金を何に使うかも考えていないのか？」

黒木：「ああ、でも折角だから環境を良くするための事業に使いたいな。」

仲田：「本来の税金の理屈から言うと、全くあべこべだな。」

黒木：「あべこべって？」

仲田：「だから、税金っていうのは、行政が何かの事業を実施していく上で必要な財源を確保するために集めるものだろう。つまり、最初に行政需要がなくちゃおかしいだろう。何に使うかは決めてないけど税金を取りたいなんて言ったら、県民に叱られちゃうよ。」

黒木：「そうか、それはもつともだ。でも・・・」

そう言って、黒木は少し考えてから続けた。

黒木：「今回の話は、本県の抱える行政課題の解決手段として、『税金』という仕組みが有効なのではないかという発想から始まっているんだ。お金がないから何とか工面しようということではないんだ。だから、どのくらいの財源になるかなんて、正直全く考えていなかった。」

仲田：「なるほどね。これまで他の自治体で導入されたり導入が検討されている新税は、自

治体の自主財源確保という側面から生まれたものが多いけど、この税金は、純粹に政策的側面から出てきた新税ってわけだ。」

黒木：「そうだな。確かにこの税金を導入しても、大した収入にはならないかもしれない。ましてや安定的な自主財源なんてとても及ばない。でも、税金を導入することによって、廃棄物の排出量について排出者に新たな負担が生まれるんだ。当事者同士でやり取りされる廃棄物の処理代と違って、社会がルールと金額を決めて社会に支払う税金だ。ちゃんと払わなかった者には、社会からペナルティーが課せられる。排出者にとって、それは一つのリスクだ。この税を導入することによって、色々な効果が期待できるんだ。例えば、

- ① 廃棄物の排出という社会に負荷を与える行為に対して、その**原因者に直接負担**を求めることができる。
- ② 廃棄物の減量やリサイクルの促進の原動力として、「税の負担を減らす」という**経済的な動機**が加わることになる。
- ③ 税金が課せられる行為であることを周知することによって、社会や環境に負荷を与える行為を**事前に抑制**することが期待できる。

これらは、資源循環型社会の形成を保証する、いわば社会のセーフティーネットみたいなものじゃないか。これまで、規制的手段によって事後的に廃棄物処理の監視や指導を行ったり放置された廃棄物を撤去させていたものが、事前に抑止することができるとしたら、県の財政にも貢献していることになるんじゃないか。この税金は、財源を増やすための税金ではなくて、支出を減らすための税金なんだ。」

ここまで言ったところで、黒木はハッとした。

(黒木) “これはしまった。仲田の挑戦的な質問につい熱くなって、苦し紛れに思いつくまましゃべり過ぎた。”

仲田：「それは、分からないでもないけど……。環境サイドが本気でやる気があるなら、こちらとしても全面的に協力するよ。ただし最初に断っておくけど、税務サイドにできるのは、あくまでも新税導入の技術的サポートということになるな。つまり、この税金の必要性は、環境サイドから訴えてもらわないと関係者に納得してもらえないってことだ。何と言っても、税金課の仕事は税収確保だからな。税収の見込めない税金について税金課が説明しても、説得力ないだろう。」

(黒木) “なるほど、税金課がすべて引き受けてくれるという訳にはいかないのか……。

これは、簡単に行く話ではないな。”

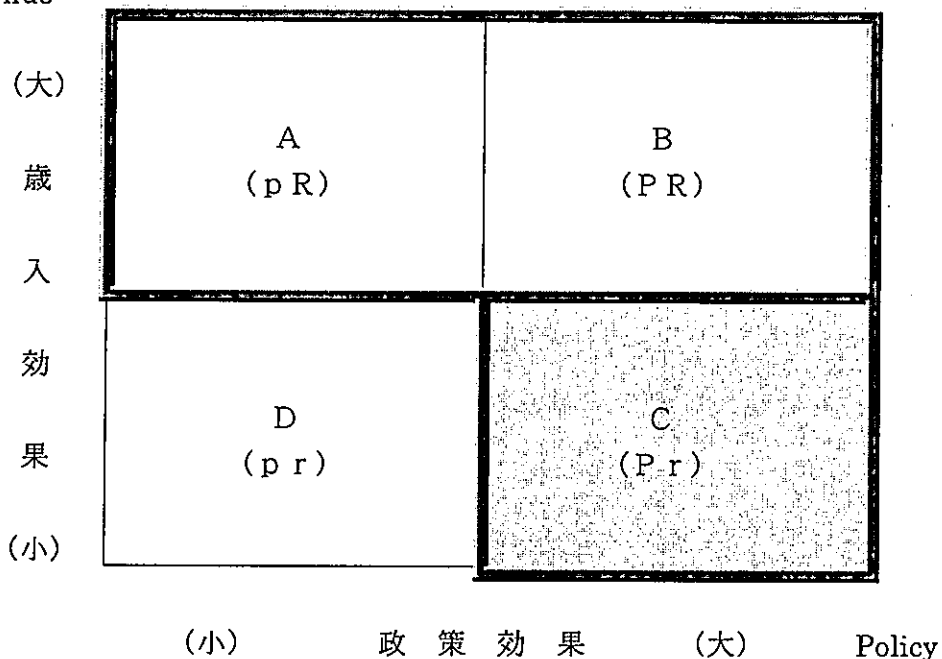
仲田係長のそれまでと違った厳しい表情を見て、黒木係長は改めて事の大きさを知る思いだった。

コラム：「新税のPR理論」（入門編）

○ここで紹介する「新税のPR理論」とは、三隅二不二氏らによって考案されたリーダーシップに関するPM理論をヒントにして、地方自治体が創設している新税についての分析を試みるとともに、新税をアピールするものである。

当研究グループの研究員が強引にこじつけた理論であり、何ら科学的根拠を有するものではないことを最初にお断りしておきたい。

Revenue



○上図のとおり縦軸に「歳入効果」、横軸に「政策効果」をとり、A～Cの4つの領域に分割する。各新税が持つ貢献度の割合に基づき、各新税の位置づけを主観的に決定する。

※「歳入効果」とは、新税の創設によって得られる各自治体の年間税収への貢献度を表す。（必ずしも歳入額の大小ではない。）

※「政策効果」とは、新税の創設による特定の政策実現への貢献度を表す。

○各領域の特徴を表にすると次のとおりとなる。

領域	タイプ	政策効果	歳入効果
A	p R		○
B	P R	○	○
C	P r	○	
D	p r		

第3幕 プロジェクト会議 ～連携～

環境課職員と税金課職員で構成するプロジェクト会議を設置することが決定し、議長には税金課を所管する総務部長が就任した。また副議長には環境サイドから環境部次長が就任した。

第1回のプロジェクト会議の冒頭、早速総務部長から質問がなされた。

部 長：「何が問題なのですか。」

環境課：「県内各地で産業廃棄物が野積みのまま放置されていて、県民生活が脅かされています。」

部 長：「それを撤去する財源を確保するために新たな税金を作るのですか。」

税金課：「いいえ、財源確保だけではなく、新税を導入することによって、廃棄物が野積みされたまま放置されないような社会の仕組みを作ることが主な目的です。そのためには、廃棄物の排出者や保管者に応分の負担を求め、廃棄物問題に対する認識を持ってもらう必要があります。」

部 長：「財源を確保するだけでなく、政策を実現するための1つの手段として考えているということですか。もう少し詳しい現状分析を聞かせてください。」

環境課：「本県で問題となっている野積みの産業廃棄物の多くは家屋の解体くずです。保管場所は耕作放棄された農地などで、保管量は中・小規模のものが大多数です。全国的に問題となっている産業廃棄物の不適正な埋立処分とは異なり、位置づけとしては一時保管ということになりますが、長期に渡って放置されている例が多く見られます。行為者が不明となっていたり撤去費用が捻出できずに放置されることが多いのが実態です。」

部 長：「そうした行為は、法令違反ではないのですか。」

環境課：「断定が難しいのです。もちろん、産業廃棄物処理業の許可を取るためには適正な保管場所の確保が条件ですし、保管方法も決められています。また、他者の排出した廃棄物を許可なく引き取り保管するような行為は法令違反となります。問題は、事業者が自ら排出した廃棄物を保管する場合です。」

部 長：「排出事業者の保管については、何ら規制がないのですか。」

環境課：「保管基準が定められていますが、根本的な解決になりません。保管基準はいかに保管するかを定めるもので、保管そのものを止めさせるものではありません。」

総務部長からは、さらに新税の検討案についても次々と質問が浴びせられた。主なやり取りは、次のようなものであった。

Q①：何のために新税を導入するのか。

環境課：産業廃棄物が野積みにされ長期に渡り放置されることを防止すると同時に、家屋の分別解体を促進し、資源のリサイクルを推進したい。

Q② : なぜ、家屋の解体くずに限定するのか。

環境課 : 県内に不適正に保管されている廃棄物のうち、家屋の解体くずが大部分を占めているためである。

Q③ : 新税で得られた税収を何に使うのか。

環境課 : 分別解体や資源リサイクルを促進するための事業に充てたい。

Q④ : 年間税収規模が他の税目に比べ著しく低い零細課税になるのではないかな。

税金課 : 税収の見込額については今後の調査を要するが、他の税目と比較して零細課税と言われても仕方がない。

新税導入の目的が安定的な財源確保よりも、環境政策の実現にあることから止むを得ないと考えている。

Q⑤ : 二重課税になるのではないかな。

税金課 : 課税客体である「家屋を解体する行為」に対する課税は他に見られないので、二重課税には当たらないと考えている。

Q⑥ : 目的を達成するためには、税以外の方法もあるのではないかな。

環境課 : 分別解体に補助金を交付するなどの方法も考えられるが、廃棄物問題に対する県民の意識を高め資源循環型社会を実現するためには、新税を導入する方がより効果的であると考えている。

Q⑦ : 原因者に負担を求めるということで、負担金を徴収すればいいのではないかな。

環境課 : 環境問題、特に廃棄物問題は、特定の者が原因者となるのではなく、誰もが原因者となる可能性があるため、広く社会全体に負担を求めるという意味で税金としたい。

Q⑧ : 納税者の理解は得られるのか。

税金課 : 新たな税の負担をお願いすることになるので、十分な議論と説明が必要だと思われるが、一方で、不適正な廃棄物の保管のために県民の貴重な財産や健康が脅かされている現実があるので、根気よく理解を求めていきたい。

Q⑨ : 課税客体をどうやって把握するのか。

環境課 : 詳細については今後の調査が必要であるが、建設リサイクル法による「事前届出制度」や市町村の固定資産台帳などを活用したい。

Q⑩ : 徴税コストが大きいのではないかな。

税金課 : 県内での家屋の解体を対象にするので、徴税費が割高になることはないと考えている。

Q⑪ : 応益課税なのか、応能課税なのか。

税金課 : 建築物という財産の処分について課税することから、応能課税と考えている。

Q⑫ : 廃棄物の処理代に加えて、税金も負担させるのか。

環境課 : 一般に家屋を解体した場合の排出者は、家主ではなく解体事業者とされている。

従って、家主は解体事業者に解体工事代として金銭を支払うが、解体業者は、受注を確保するため工事代金を安く設定し、一方では利益を上げるために発生する廃棄物の処分代を削ろうとする。極端な場合は不法投棄へとつながることになる。

Q⑬ : 県外から流入する廃棄物には、なんら効果がないのではないか。

環境課 : 県外での解体工事については対象とならず、県外から流入してくる廃棄物の野積み防止には効果がない。

そこで、「家屋解体税」と同時に「産業廃棄物保管税」についても検討していきたい。

Q⑭ : どのくらいの税金を課すのか。

税金課 : 排出物ごとに仕分けされる分別解体は課税免除とするなどの方法を取りたい。

課税金額は、分別解体とミンチ解体（重機による一括解体）の差額分相当にできればと考えている。解体費用の市場価格については今後調査していく。

Q⑮ : 国への事前協議の同意要件をクリアできるのか。

税金課 : 国が同意しないとする三つのいずれの事項にも該当していない。

部長 : 「だいたい概要は分かりました。ただし、新税の導入となると、当然のことながら県民に新たな負担をお願いすることになるので、そのことに充分留意して県民の理解を得ながら検討を進めてください。

また、検討を進める上で、環境サイドと税務サイドの連携をうまく取り、両者が協力し合って政策実現のためにより実効性のある税となるよう努力してください。」



コラム：「新税のPR理論」（分類編）

Revenue

※ 数字は税収見込み額を表す。（単位：億円）

(大)
歳
入

効
果

(小)

A (p R) 「銀行税」(東京)1,000 臨時特例企業税（神奈川）40 勝馬投票券発売税（横浜）10	B (P R) 宿泊税（東京）15
D (p r)	C (P r) ◎産業廃棄物税（三重）3.1 森林環境税（高知）1.4 乗鞍環境保全税（岐阜） 小型船舶湖面利用税（滋賀） ◎「レジ袋税」（杉並区）

(小) 政 策 効 果 (大) Policy

○本書で紹介している新税を中心に位置づけを決定すると、上図のようになると考えられる。

○従来の税金が歳入効果を重視する「p Rタイプ」であるのに対し、現在、各地で検討されている新税の多くは、政策効果が大きくなる「P rタイプ」に位置づけられる。

第4幕 作業チーム ～協働～

第1回プロジェクト会議の結果を踏まえ、事務局である税金課で今後の作業方針を検討した結果、「家屋解体税チーム」と「産業廃棄物保管税チーム」の2つの作業チームを設置し、それぞれ新税の具体的な内容を検討することとなった。

間もなく、2つの作業チームが検討会議を開いた。会議では、おおよそ次のようなやり取りがあった。

1 第一会議室：家屋解体税チーム（税金課2名、環境課2名、建設課1名）

平成12年5月24日に「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以後、建設リサイクル法）が成立し、平成14年5月30日から全面的に施行されていることから、新税の検討に当たっても同法の内容を参考とすることになった。

① 納税義務者は誰か。

建設リサイクル法の届出義務者である家主とする。

② 課税客体は何か。

アパートなどの集合住宅を含めた木造家屋を解体する行為とする。

県内で問題となっている産業廃棄物の山は、その多くが木造建築物を解体した際に発生する木くず、紙くず、繊維くず、廃プラスチック類及びこれらの混合廃棄物または土砂との混合物であることから、対象を木造家屋の解体に限定する。

マンションなどの鉄筋コンクリート性建造物については、比較的大規模な工事であることもあって工事業者が詳細な作業計画を策定し、廃棄物処理についても許可業者に委託するなど、適正処理のノウハウが確立されているので除外する。

③ 課税標準は何か。

建築基準法に規定する延べ床面積とする。

建設リサイクル法では、80㎡以上の解体工事が対象となっているが、小規模な解体工事ほど不適正処理の心配があることから、50㎡以上の解体工事を対象とする。

また、建設リサイクル法では、一定規模以上の新築・増築工事についても対象となるが、これらは比較的分別排出が実施されていることから、今回は除外する。

④ 税率をどうするか。

建築基準法に規定する延べ床面積1㎡を基準とする。

具体的な税額については、更に研究していく。

当初、分別解体の場合は課税を免除することも検討したが、建設リサイクル法によって、基本的に分別解体が義務付けられていることからミンチ解体と分別解体で適用税率に差を設けるなどの方法を検討する。

⑤ 課税方法をどうするか。

原則として申告納付方式とする。また、市町村の固定資産台帳などを活用し、不正申告や申告漏れがあった場合は、県が更正・決定できるものとする。

もちろん、そうしたケースには加算金を課することによって、納税者の積極的な申告納付を促す。

⑥ 市町村税とするべきではないか。

木造家屋を解体する行為に課税するものであるから、住民により身近な市町村の方が課税客体を把握しやすいと思われるが、市町村をまたがって移動する産業廃棄物の不適正な保管をなくすことを政策目標とする税であるので、広域的自治体である県の税金とする。

2 第二会議室：産業廃棄物保管税チーム（税金課2名、環境課2名）

① 納税義務者は誰か。

家屋解体廃棄物が保管されている土地の所有者とする。

② 課税客体は何か。

家屋の解体に伴って発生する木くず、紙くず、繊維くず、廃プラスチック類及びこれらの混合廃棄物または土砂との混合物を保管する行為とする。

③ 課税標準は何か。

基準日における家屋解体廃棄物の保管量とする。

固定資産税の「現況課税」と同様に、家屋解体廃棄物が保管されていれば、その土地の地目に関わりなく課税対象とする。

④ 税率をどうするか。

家屋解体廃棄物の保管量1立米を基準とする。

具体的な税額については、更に研究していく。

長期間に渡る産業廃棄物の保管を防ぐという政策目標を実現するため、時間の経過とともに税率が上がっていく「時の累進課税」といったような仕組みの可能性を検討する。

⑤ 課税方法をどうするか。

原則として申告納付方式とする。

また、不正申告や申告漏れがあった場合は、県が更正・決定できるものとする。

もちろん、そうしたケースには加算金を課することによって、納税者の積極的な申告納付を促す。

⑥ 市町村税とするべきではないか。

市町村をまたがって移動する産業廃棄物の不適正な保管をなくすことを政策目標とする税であるので、広域的自治体である県の税金とする。

2つの作業チームは、今回のプロジェクト会議において、それぞれ検討内容を報告するとともに、今後、住民代表、NPO等代表、業界団体代表などからなる協議会を設置し、新税案の内容を検討してもらうよう提案することとなった。

協議会の設置は、新税の計画段階から積極的な情報公開に努め、住民参加型の政策立案を目指すものである。

また、協議会には、産業廃棄物行政を担当する政令指定都市と中核市の職員にも参加を求めていくことも確認された。

コラム：「新税のPR理論」（未来予想編）

Revenue

(大)

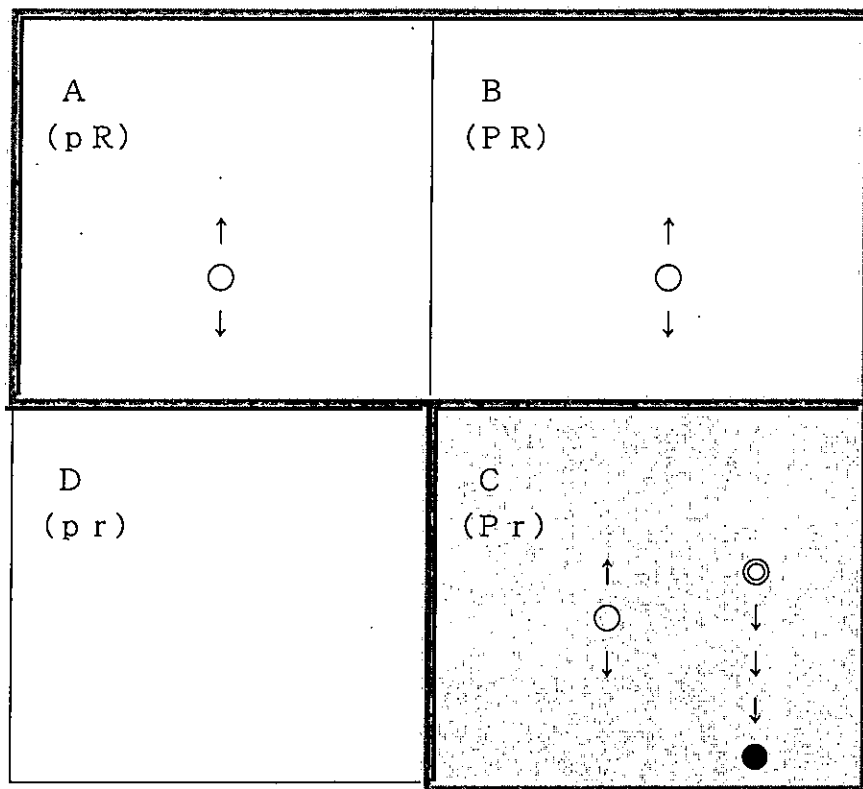
歳

入

効

果

(小)



(小)

政策効果

(大)

Policy

○一般に税収は、社会経済情勢の変動によって増減することが予想される。

○「Prタイプ」に属する新税のうち、政策効果が発揮されるにしたがって税収が減少するという特徴を有するものがある。

政策的見地からは、税収が年々減っていくほうが望ましいとされる税があるのである。

それは、「安定的財源確保」あるいは「自主財源確保」という、地方自治体の今日的課題とは、一見矛盾しているように思える。

従来タイプの税	発生した行政需要に対して、予算措置として事後的に対応
新タイプの税	あらかじめ行政需要の発生を抑制し予防的に対応

○「新タイプの税」は、少ない税収でも大きな政策効果が期待できるのである。

第5幕 居酒屋 ～夢～

「おい慶太、起きろ！」

慶太がその声に驚いて目を開けると、目の前には清川が立っていた。どうやら、いつの間にか寝てしまったらしい。

慶太：「せんばあ〜い、ボク、夢を見ちゃいました〜。」

清川：「夢？ また、合コンの夢か？」

慶太：「違いますよー。税金の夢ですよ！」

清川：「なるほどー。そりゃー、コラボレーションだな。」

慶太の夢の話を聞いた清川は、こんな感想を漏らした。

慶太：「コラボ・・・？ 先輩、またカタカナですか？ 何ですかそのコラボ何とかって。」

清川：「共同作業・共同製作とかって意味だよ。よくテレビや雑誌でも出て来るぞ。『異なるものの出会いから新しいものが生まれること』なんて解説されることもあるけどね。演奏家が共演するときに使ったり、『行政と住民のコラボレーション（協働）』なんて使われ方をしているのを見ることもあるよ。」

慶太：「ボクの夢が、どうしてコラボなんですか？」

清川：「それは、環境課と税金課という2つの異なる分野の共同作業で、新しいタイプの税金を作ったからだよ。環境課だけでも税金課だけでも作れない。2つの課が知恵を出し合って協力しなければできない話じゃないか。逆に言うと、異なる部所が協力すれば、色々なことができる可能性があるということかな。」

慶太：「なるほどー。バラバラではダメなんですね。」

清川：「そうだな。協力という点で言えば、もう一つ、出先と本庁という関係もあるね。」

慶太：「環境事務所と環境課は、いつも協力してますよ！」

清川：「そうだな。ただ、その協力関係が、単に連絡を密にすることだけでなく、実効的な政策に結びつくためには、大事なポイントがあるな。」

慶太：「ポイントって？」

清川：「まず、現場（出先）の人間が、普段の仕事にどれだけ問題意識を持っているか。そして、本庁の人間が、現場の声を大切に受け止めて、根本的な解決策を追求する努力をしているかだ。それがうまくできていれば、社会が必要としている政策をタイミング良く立案していくことができるんじゃないか。民間の会社の商品開発と一緒だよ。市場という現場で何が起きているのか、現場が何を求めているのか、それを絶えず追求していく会社がヒット商品を生み出せるんじゃないか。その意味でも、今回の慶太の問題意識はいいと思うよ。」

慶太：「そうか。ボクってすごいですね！」

清川：「まあ、先輩の指導が良かったってことかな。」

慶太：「ボク、今度本庁へ行って、本当に黒木さんに話してみますよ。」

清川：「そうだな。・・・ん！？ちょっと待てよ、慶太。その税金を導入することによって、ゴミの山は減るけど税金の滞納が増えるなんてことはないよな。」

慶太：「・・・」

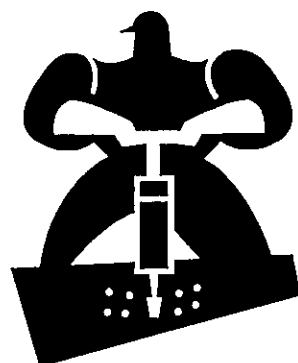
<家屋解体税>

課税主体：慶太が夢見た県

項 目	内 容
名 称	家屋解体税
税 の 種 類	法定外目的税（税収の使途が課税目的に限定される）
課 税 目 的	産業廃棄物の発生を抑制し、資源循環型社会を促進する施策に要する費用に充てるため
納税義務者	解体する家屋等の家主
課税客体	木造家屋（集合住宅を含む）を解体する行為
課 税 標 準	建築基準法に規定する延床面積
税 率	延床面積 5 0 ㎡以上の解体工事について 1 ㎡につき 1,0 0 0 円
徴 収 方 法	申告納付（工事 1 件ごとに解体内容を申告し、納付）
税収の使途	資源循環型社会の形成を促進する施策に要する費用に充てる
課 税 期 間	5 年を目途として必要な見直しを行う
見込み税収	算出中
成立までの経緯	紆余曲折あり。

特 徴 等

- ・ 木造家屋の解体行為に対して課税することによって、解体行為自体を抑制するほか、分別解体の促進や資源リサイクルの促進を図ることを目的として導入された政策誘導型の税である。



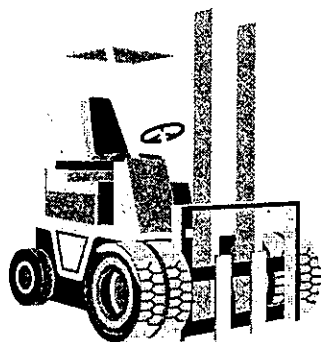
＜産業廃棄物保管税＞

課税主体：慶太が夢見た県

項 目	内 容
名 称	産業廃棄物保管税
税 の 種 類	法定外目的税（税収の使途が課税目的に限定される）
課 税 目 的	産業廃棄物の発生を抑制し、資源循環型社会を促進する施策に要する費用に充てるため
課 税 客 体	産業廃棄物のうち家屋解体廃棄物を保管する行為（産業廃棄物処理業の許可を得て保管する場合を除く）
納税義務者	家屋解体廃棄物を保管する土地の所有者
課 税 標 準	基準日において保管する家屋解体廃棄物の保管量
税 率	保管量 10立方メートルの保管について 1立方メートルにつき 1,000円／年
徴 収 方 法	申告納付（保管場所の土地所有者が毎年保管量を申告し、納付）
税収の使途	資源循環型社会の形成を促進する施策にようする費用に充てる
課税期間	5年を目途として必要な見直しを行う
見込み税収	算出中
成立までの経緯	紆余曲折あり

特 徴 等

- 産業廃棄物を一時保管する行為に課税することにより、保管行為自体を抑制し、産業廃棄物の適正処理を促進することを政策目標としている。



第2部で紹介した独自課税案の分析表

税 目		ペット税	子育て独自課税	地下水利用税	家屋解体税	産廃保管税	備 考
区 分	新 税	最広義	○	○	○	○	税のありかた、発想として新しさがあるもの
	広 義	○		○	○	○	その自治体にとつて、税目として新しいもの
位置区分	狭 義	○		○	○	○	全国的にも税目として新しいもの
	税 制 度 区 分	法 定 税	普通税				税収の用途が不特定
税 制 度 区 分	独 自 課 税	法 定 外 税	目的税型普通税	○			超過課税分の税収の用途を特定
			普 通 目 的				税収の用途が不特定
目 的 区 分	財 源 優 先 型 課 税	政 策 課 税	○		○	○	税収の用途を特定
			財源確保型				財政基盤の強化を期待
目 的 区 分	政 策 課 税	政策誘導型 (インセンティブ課税)	○	△	△	△	特定施策の財源確保が主目的
			△	○	○	○	特定事項の発生を抑制し望ましい状態へ誘導することが主目的

おわりに ～政策税務への道しるべ～

私たちの研究は、今まで面識もなく、異なった環境で仕事をしている者が、まず、新税、独自課税についての意識の共有からスタートしました。

地方分権推進計画に用いられている言葉にも、自主財源の確保、課税自主権の尊重などという、キーワードになるものがあります。このほかにも独自課税に関する言葉がたくさんありますが、これらの意味を調べ、それをメンバー全員が共通認識として整理し、そして現実に関税にに向けて動きだし、成果を上げつつある地方公共団体の事例を調査し、その生の姿に触れ、担当職員の話聞き、独自課税というものの政策的な意味合いに対する理解を深める作業を正味6ヶ月という短かい間に続けてきました。

その結果メンバー全員が意識したことは、政策課税への提言を行うことの必要性であり、税務部門のみの視点でなく、事業部門の職員が実際に日常業務の中で遭遇するであろうトラブルの中から、解決方法を模索すること、その解決策の財源に充てることを目的とした独自課税の発案や、政策誘導策の一つとしての独自課税の利用を組み立ててみたいということでした。

財政部門や税務部門の視点だけで独自課税を組み立てたならば、その税自体の必要性、税収の必要性を明確に住民に説明することはとても難しいようです。

住民に役立つ施策を組み立て、実施できるノウハウを身につけた事業部門の職員と一緒に施策を組み立て、そして、住民に還元されるもの、実現される理想を描いて説得に当たれば、独自課税に対する納得が得られ、住民が協力してくれるようになること、これは、まさに自己責任を果たし、説明責任を全うすることであると感じます。

第2部に構成した「新税のシミュレーション」では、今の行政課題としてタイムリーなことがらを、事業担当課と税務担当課の職員が、私たちの町の将来、子孫に残す「故郷」を熱く語り、町を守り、創るための政策づくり、政策実現のための課税（いわゆるインセンティブ課税）を組み立てていく過程を、若い人たちの自由な感性で描き、まとめあげたものです。

新税の提言内容に関しては、まだまだ研究が足りない、精密な検証や突き詰めた研究がなされていないとご指摘をいただくこともあると思われます。自由な感性で、自分たちにとって、これから重要な課題になりそうなことを見つけ出すことを重視してシミュレーションの材料をピックアップしました。

シミュレーションに取り上げた課題はタイムリーなものですから、「ホントに担当にさせられたらどうしよう。」と不安にもなりますし、センセーショナルに

受け止められ、どこかの研究機関にヘッドハンティングされたらという妄想にふけているメンバーもいるようです。

でも、現実には、読み始めたとたんに「ふん、こわっぱが・・・」と鼻で笑われる可能性のほうが高いかもしれません。現実の事務については読んでくださる皆さんのほうが、知識を積み、現場での苦労も経験も豊富な方がたくさんいらっしゃると思いますから。

視察のときにお話をうかがった、ある県の職員の方が、「最初に事業担当課に呼ばれ、政策課税の立案にかかわってくれと頼まれたが、一緒に作業しているうちに、いつのまにか事業課の職員がフェードアウトしていった。」と笑って話しておられました。

政策課税では、単に税収を目的とするものでなく、事業部門の「何をするか」の意思が問われることになり、課税の仕組みを考えることも、納税義務者とか課税客体、課税標準、税率などという事業部門の職員にとっては馴染みのない、とっつきにくい言葉が出てきますから、逃げたくもなるのでしょう。

そんな視察先での交流がありまして、この作業を進めるうちに“プロジェクト X”ということばに思い当たったわけです。前例もなく、今までの役所の慣習にもとらわれない新しい行動は、NHKの人気番組で取り上げられた大規模プロジェクトに似た心の高ぶりを感じました。行政課題に直面し、独自課税の方向性を探る中での担当者の苦労は、なかなか大変なことと思います。

しかし、今まで「横並び」といわれていた私たちの仕事が、それぞれの地域の持つ特色を生かし、独自の取組みを進めていくことが必要になってきます。そのためには、「予算がつかないから何もできない！」とあきらめず、財源の工面に税もヒントになる、また、税収ばかりが狙いでない「インセンティブ課税」という政策誘導型の税もあると知っていただき、事業部門と税務部門そして政策部門との連携も深まっていけば、縦割行政からも脱却できると思いますし、本物の“プロジェクト X”に負けない輝きを放つことができると確信します。

また、『“政策税務”という概念を打ち立てる。』ということも、私たちの望みのひとつです。

地方公共団体の職員に対して政策形成能力の醸成が求められるようになり、最近では、“政策法務”という言葉も登場しています。これらが、独自課税の場で生かされるための方向性として“政策税務”が構築されたら、地方公共団体もそこで働く職員も、もっとステップアップするものと確信しています。

参考文献等

1 書籍

書名	著者（編者）名	出版社	発行年
職員ハンドブック	埼玉県 自治研修センター	埼玉県	平成8年
県政用語便覧 (平成11年度)	埼玉県議会事務局 調査課	埼玉県議会事務局	平成12年
課税分権	神野直彦、自治・分権 ジャーナリストの会	日本評論社	平成13年
彩の国さいたま子育て 情報Book	埼玉県健康福祉部 こども家庭課編集委員会	埼玉県	平成13年
世界はこうして財政を 立て直した	林弘昭、永久寿夫	PHP出版	平成13年
平成13年度 市町村税研修用テキスト	市町村税務研究会	(財) 地方財務協会	平成13年
法定外税検討マニュアル	埼玉県総合政策部 市町村課		平成13年
月刊「税」 2002年2月号		(株) ぎょうせい	平成14年
月刊「税」 2002年9月号		(株) ぎょうせい	平成14年
埼玉県税制調査懇話会 報告書	埼玉県税制調査懇話会		平成14年
東京税務レポート 2002年9月	(財) 東京税務協会	(財) 東京税務協会	平成14年
彩の国5か年計画21	埼玉県	埼玉県	平成14年
平成15年度における 税制改革についての答申	税制調査会		平成14年

2 ホームページ

	U R L
埼玉県	http://www.pref.saitama.jp/
埼玉県議会	http://www1.pref.saitama.jp/~s-gikai/
川越市	http://www.city.kawagoe.saitama.jp/
東京都	http://www.metro.tokyo.jp/
神奈川県	http://www.pref.kanagawa.jp/
高知県	http://www.pref.kochi.jp/
滋賀県	http://www.pref.shiga.jp/
三重県	http://www.pref.mie.jp/
山梨県	http://www.pref.yamanashi.jp/
東京都文京区	http://www.city.bunkyo.tokyo.jp/
東京都豊島区	http://www.toshima.tokyo.jp/
神奈川県横浜市	http://www.city.yokohama.jp/
首相官邸	http://www.kantei.go.jp/
総務省	http://www.soumu.go.jp/
財務省	http://www.mof.go.jp/

3 視察先自治体

自治体名	担 当 課
東京都	主税局税制部税制調査課 主税局課税部課税指導課
神奈川県	総務部税務課
岐阜県	経営管理部税務課
滋賀県	総務部税務課
三重県	総務局税務政策チーム
横浜市	財政局主税部税制課
京都市	理財局税務部主税課

平成14年度特定課題研究

プロジェクト tax ～行政課題を解決するための政策税務～

研 究 員 名 簿

役割等	所 属	職名	氏 名
リーダー	川越市財政部市民税課	係長	澤田 一成
	川越市財政部資産税課	主事	味方 翼樹
	川越市財政部収納課	主事	大堀 栄一
サブリーダー	埼玉県川口県税事務所	主任	小川 博文
	埼玉県春日部県税事務所	主事	小西 紀久子
	埼玉県西部環境管理事務所	主任	中村 祐一
	埼玉県杉戸土木事務所	主事	高野 俊明
コーディネーター	自治人材開発センター	主査	長谷部 進一
コーディネーター	自治人材開発センター	主査	谷田貝 浩

アドバイザー	明治大学政治経済学部	教授	星野 泉
--------	------------	----	------